

平成21年3月八峰町議会定例会会議録（第1日）

平成21年3月5日（木曜日）

議事日程第1号

平成21年3月5日（木曜日）午前10時開会

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 議案第6号 八峰町公聴会、調査等に出頭し、又は参加した者に対する費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第5 議案第7号 八峰町一般職の職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第6 議案第8号 八峰町土地開発基金条例を廃止する条例制定について
- 第7 議案第9号 八峰町手数料条例の一部を改正する条例制定について
- 第8 議案第10号 八峰町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定について
- 第9 議案第11号 八峰町特別会計条例の一部を改正する条例制定について
- 第10 議案第12号 八峰町埴川財産区管理会計条例を廃止する条例制定について
- 第11 議案第13号 八峰町公民館条例の一部を改正する条例制定について
- 第12 議案第14号 八峰町へき地保育所条例を廃止する条例制定について
- 第13 議案第15号 八峰町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例制定について
- 第14 議案第16号 八峰町介護保険条例の一部を改正する条例制定について
- 第15 議案第17号 八峰町中小企業融資あっせん条例の一部を改正する条例制定について
- 第16 議案第18号 八峰町営住宅管理条例の一部を改正する条例制定について
- 第17 議案第19号 八峰町簡易水道設置条例の一部を改正する条例制定について
- 第18 議案第20号 八峰町簡易水道給水条例の一部を改正する条例制定について
- 第19 議案第21号 八峰町公共下水道設置条例の一部を改正する条例制定について
- 第20 議案第22号 秋田県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について
- 第21 議案第23号 町道路線の廃止及び認定について

- 第 2 2 議案第 2 4 号 工事請負変更契約の締結について
- 第 2 3 議案第 3 1 号 八峰町営簡易水道特別会計への繰入について
- 第 2 4 議案第 3 2 号 八峰町公共下水道事業特別会計への繰入について
- 第 2 5 議案第 3 3 号 八峰町農業集落排水事業特別会計への繰入について
- 第 2 6 議案第 3 4 号 八峰町漁業集落排水事業特別会計への繰入について
- 第 2 7 議案第 3 5 号 平成 2 0 年度八峰町一般会計補正予算 (第 7 号)
- 第 2 8 議案第 3 6 号 平成 2 0 年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算
(第 3 号)
- 第 2 9 議案第 3 7 号 平成 2 0 年度八峰町介護保険事業勘定特別会計補正予算
(第 2 号)
- 第 3 0 議案第 3 8 号 平成 2 0 年度八峰町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号)
- 第 3 1 議案第 3 9 号 平成 2 0 年度八峰町土地取得特別会計補正予算 (第 2 号)
- 第 3 2 議案第 4 0 号 平成 2 0 年度八峰町簡易水道事業特別会計補正予算 (第 4 号)
- 第 3 3 議案第 4 1 号 平成 2 0 年度八峰町公共下水道事業特別会計補正予算 (第 3 号)
- 第 3 4 議案第 4 2 号 平成 2 0 年度八峰町農業集落排水事業特別会計補正予算
(第 1 号)
- 第 3 5 議案第 4 3 号 平成 2 0 年度八峰町漁業集落排水事業特別会計補正予算
(第 1 号)
- 第 3 6 発議第 1 号 予算特別委員会の設置について
- 第 3 7 予算特別委員会委員長及び副委員長の互選結果の報告について
- 第 3 8 議案第 4 4 号 平成 2 1 年度八峰町一般会計予算
- 第 3 9 議案第 4 5 号 平成 2 1 年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計予算
- 第 4 0 議案第 4 6 号 平成 2 1 年度八峰町老人保健特別会計予算
- 第 4 1 議案第 4 7 号 平成 2 1 年度八峰町介護保険事業勘定特別会計予算
- 第 4 2 議案第 4 8 号 平成 2 1 年度八峰町後期高齢者医療特別会計予算
- 第 4 3 議案第 4 9 号 平成 2 1 年度八峰町沢目財産区特別会計予算
- 第 4 4 議案第 5 0 号 平成 2 1 年度八峰町営簡易水道事業特別会計予算
- 第 4 5 議案第 5 1 号 平成 2 1 年度八峰町公共下水道事業特別会計予算
- 第 4 6 議案第 5 2 号 平成 2 1 年度八峰町農業集落排水事業特別会計予算
- 第 4 7 議案第 5 3 号 平成 2 1 年度八峰町漁業集落排水事業特別会計予算

第48 議案第54号 平成21年度八峰町営診療所特別会計予算

出席議員（16人）

| | | |
|----------|----------|----------|
| 1番 松岡清悦 | 2番 大山義昭 | 3番 石塚正一 |
| 4番 今井一政 | 5番 佐藤克實 | 6番 丸山あつ子 |
| 7番 門脇直樹 | 8番 菊地 薫 | 9番 福司憲友 |
| 10番 鈴木一彦 | 11番 柴田正高 | 12番 芦崎達美 |
| 13番 木藤 實 | 14番 見上政子 | 15番 須藤正人 |
| 16番 阿部栄悦 | | |

欠席議員（0人）

説明のため出席した者

| | | | |
|------------|--------|--------|-------|
| 町 長 | 加藤和夫 | 副町長 | 佐々木正憲 |
| 教育長 | 千葉良一 | 会計課長 | 福司和明 |
| 総務課長 | 嶋津宣美 | 企画財政課長 | 須藤徳雄 |
| 福祉保健課長 | 佐々木 充 | 管財課長 | 木村 学 |
| 税務課長 | 小林孝一 | 生涯学習課長 | 齊藤英市郎 |
| 産業振興課長 | 武田 武 | 農業振興課長 | 米森昭一 |
| 建設課長 | 辻 正英 | 幼児保育課長 | 小林慶範 |
| 農業委員会事務局長 | 松森尚文 | 教育次長 | 伊藤 進 |
| 学校教育課長 | 伊勢 均 | 峰浜公民館長 | 金平嘉孝 |
| 学校給食センター所長 | 加賀谷 敏一 | | |

議会事務局職員出席者

| | | | |
|--------|------|-----|--------|
| 議会事務局長 | 岡田辰雄 | 書 記 | 齊藤 なつ子 |
|--------|------|-----|--------|

午前10時00分 開 会

○議長（阿部栄悦君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は16名です。

定足数に達しておりますので、これより平成21年3月八峰町議会定例会を開会します。

本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、八峰町議会会議規則第117条の規定により、7番門脇直樹君、8番菊地 薫君、9番福司憲友君の3名を指名します。

日程第2、会期の決定を議題とします。

去る2月19日付で諮問しておりました3月定例会の会期等についての結果を議会運営委員長より報告願います。木藤議会運営委員長。

○議会運営委員長（木藤 實君） おはようございます。議会運営委員長の木藤でございます。それではご報告申し上げます。

当委員会では、去る3月2日、議長同席のもと全委員出席し、議会運営委員会を開き、2月19日付で議長から諮問のあった平成21年3月八峰町議会定例会の議事日程等、議会運営に関する事項について協議いたしました。

その結果、本定例会の会期については、本日から19日までの15日間とし、日程等につきましては皆さんのお手元にお配りいたしました日割表及び議事日程表のとおり決定いたしましたので、ご報告いたします。

○議長（阿部栄悦君） お諮りします。本定例会の会期は、ただいまの議会運営委員長報告のとおり、本日から3月19日までの15日間としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から3月19日までの15日間に決定いたしました。

本日の会議は、皆様のお手元に配付しております日程表に従って進めてまいりますので、よろしく願いいたします。

日程第3、諸般の報告を行います。

議長報告につきましては別紙報告書のとおりでありますので、朗読は省略させていただきます。

加藤町長より行政報告並びに予算編成方針について発言を求められておりますので、これを許します。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 皆さんおはようございます。

本日、平成21年3月八峰町議会定例会を開会いたしましたところ、議員の皆様にはご

多忙のところご出席いただき、誠にありがとうございます。

それでは、提出諸議案の説明に先立ち、その後の町政及び諸般の動きについて、その大要をご報告申し上げます。

最初に、新庁舎建設関係について申し上げます。

昨年7月から始まった造成工事がある程度一段落した9月下旬から庁舎本体や地中熱ヒートポンプなどの各工事が始まりましたが、雪や各工事の集中などにより予定より若干遅れ気味の12月中旬から建て方に入り、現在は屋根工事と外壁工事、そして内部工事、電気、設備工事を進めております。

継続事業の工期である5月末までには予定どおり完成する見込みであります。

なお、附属棟については既に完成し、地中熱ヒートポンプ関係も今月末の完成予定であります。

また、先般の臨時議会でご承認いただいた地域活性化・生活対策臨時交付金事業のひとつ防災備蓄倉庫は夏の完成を目指します。

次に、先般実施した八森地区の防災行政無線の電波伝搬調査の結果について申し上げます。

秋に新庁舎に防災行政無線を移設することによって八森地区の電波の受信状態がどう変わるかを調査しましたが、観海地区について電波が弱いことが判明したことから、外部アンテナの設置が必要との結果が出されました。

このことについては新年度予算の編成方針で再度触れたいと思いますので、詳細については省略いたします。

次に、峰浜地区の投票所の減についてであります。先般、議会から出された申入書も参考に町選管で再度検討した結果、周知期間が不足なことから春の知事選挙は現在のままで実施し、6月に予定される農業委員選挙から石川を含めた5カ所で実施することとし、今後、有権者数などの推移を見ながら緩やかな減数を図っていくこととしましたのでお知らせします。

次に、地域省エネルギービジョン策定事業についてであります。昨年8月5日から今年2月2日まで、5回にわたり庁内委員会及び策定委員会を開催し、「変わらない自然のために変わっていこう私たちが」をキャッチフレーズに八峰町地域省エネルギービジョンを策定しました。

本町では、昨年度から2カ年にわたり新エネルギービジョンを策定してまいりました

が、町の地域特性を生かしたストーリー性のある計画となっており、ビジョン策定過程で新庁舎への地中熱ヒートポンプによる空調設備の導入や廃食油回収事業に着手するなど既に実現化したものもあることから、支援元である独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構からは先進的な事例であると評価をいただいております。

今後、ビジョン概要版やエコチェックシートなどを全戸配付し、家庭における省エネへの関心度の高揚に努めると共に、教育委員会と連携し、エコスクールや省エネルギー教室など環境学習の充実にも努めてまいりたいと考えております。

ビジョン策定に当たり、貴重なご提言を賜りました策定委員の皆様並びに関係者の皆様にお礼を申し上げます。

次に、定額給付金給付事業についてであります。総額約2兆円の定額給付金を盛り込んだ国の2008年度第2次補正予算が1月27日に成立したことを受け、2月4日に県庁において定額給付金事業説明会が開催され、事務事業の進め方などについての説明がありました。

本町においては、2月23日開催の議会臨時会において給付金に係る事務費予算が可決されたことから、給付事務を正確かつ迅速に進めるため、企画財政課を中心に関係課による連絡会議を定期的で開催すると共に、給付システムの開発や対象者リストの作成など申請書類等の全世帯送付に向けた事務作業を進めているところであります。

定額給付金給付事業費1億3,935万2,000円については、昨日、関連法案が可決されたことから今定例会に追加提案したいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

なお、給付金事業とリンクしたプレミアム付き商品券が白神八峰商工会から発行される計画となっており、個人消費の拡大による地域商業の活性化など相乗効果を大いに期待したいと考えております。

次に、土地開発基金条例の廃止について申し上げます。

八峰町土地開発基金は、公用若しくは公共用に供する土地又は公共の利益のために取得する必要のある土地をあらかじめ取得することにより、事業の円滑な執行を図ることを目的に設置しておりますが、基金活用による土地取得の実績がない状況が続いており、もっぱら一般会計が財源不足の際に貸し付けるという、いわば財政調整的な運用を行っていることから、その改善が求められておりました。

このことから、今後の土地取得については一般会計において起債や一般財源を充当して実施することとし、土地開発基金及び土地取得特別会計を廃止する関連条例並びに関

連予算を今定例会に提案しておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、埴川財産区管理会の廃止について申し上げます。

埴川財産区は、公有林野等官行造林地樹木の持分を財産とした財産区であり、町村合併後も引き続き財産区として管理してまいりましたが、平成17年に東北森林管理局より契約を解除された八峰町峰浜埴字石滝ノ上1番6の内（旧埴川官行造林地三林班保残帯及び一林班造林地の樹木）について、平成20年12月1日に埴川財産区と埴上下郷中生産森林組合との間で樹木の払い下げについての契約が合意され、その代金が12月8日に完納されたところであります。

これによって、これまで管理してまいりました造林地樹木である埴川財産区の財産が全てなくなったことにより、埴川財産区管理会を廃止するものであります。

皆様には、長い間ご協力をいただき深く感謝申し上げます。

また、1月30日に開催した埴川財産区管理会の同意を得て、今議会に廃止に伴う関係条例を提案しておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、石川子ども園の再利用について申し上げます。

平成18年度から休園しております石川子ども園についてですが、厚生労働省所管の国庫補助金で改築したこともあり、他の施設への再利用に当たっては国庫補助金等の返還が生じないよう国・県と協議してまいりました。

協議の内容については、昨年12月定例議会の見上議員の一般質問でお答えしたように、旧岩子子ども園を利用して、知的障害者授産施設「虹のいえ」の分場「さくら園」を運営している社会福祉法人秋田虹の会から、利用者の増によりさくら園が手狭になり、是非、石川子ども園を利用したいとの要望があること、国で示す転用対象となる福祉施設であることや、今後、施設利用者の増が予想されることなどから、知的障害者授産施設として再利用したいというものであります。

ただ、改築から9年余りでの休園のため国庫補助金等の返還問題があり、なかなか進展しない状況でしたが、今年度に入り厚生労働省所管補助金に係る財産処分の取り扱いの新基準が示され、国・県と協議した結果、知的障害者授産施設への転用を認められたところであります。

今議会に、石川子ども園を廃止するための八峰町へき地保育所条例を廃止する条例を提案しておりますので、ご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

次に、福祉灯油の助成状況についてですが、1月上旬に70歳以上の高齢者世帯や重度

障害者世帯など福祉灯油の助成対象と思われる世帯543世帯に通知をしております。現在のところ534世帯から申請があり、審査の結果、支給対象となった500世帯に支給をしております。支給対象とならなかった世帯の主な理由は、施設入所世帯や住民税課税対象者が同居していた世帯であります。

なお、未申請世帯に対しては再度の通知をしながら対応しているところであります。

次に、町営歯科診療所について申し上げます。

昨年9月21日から休診している町営歯科診療所についてであります。業務を受託している能代歯科医療会において再開のために努力をしているところですが、現在のところ歯科医師確保の目処が立っていない状況と報告を受けております。

休診期間は3月20日までとして保健所等へ届けておりますが、歯科医師の確保ができなかった場合には町営歯科診療所再開が大変厳しいものと考えております。

次に、町内産業の景況についてであります。アメリカのサブプライム問題を発端に世界的な景気悪化や急激な為替レート、株価の変化などで国内における様々な分野の企業が経営不振に陥っており、秋田県においても、1月に公表された企業の景気予測調査で現状及び先行きも下降で推移すると厳しい経営状況を示しております。

このような世界同時不況は、ほとんどの産業分野に影響を与え、売上や受注量の大幅な減少などから操業の縮小や企業倒産、清算などが増加しており、当町においても、1月に電子部品製造業の「東北白金電波」が倒産し、工場閉鎖と一挙に70人以上の解雇者が出たことは、町の経済、雇用に大きな陰りであったと感じております。この対策として、町及び商工会では緊急の相談窓口を開設し、解雇者の就業や生活相談に対応しておりますが、現下の不況が長引くものと予想されていることから、県、町、商工会等が連携し、企業訪問や経営、雇用に関する相談活動を強化しております。

今月2日には、かごマットを製造する「ガソン」の倒産が発生し、この対策も合わせて対処してまいります。

また、企業の運転資金等確保のため中小企業融資制度が活用されておりますが、昨年末の当町の融資保証残高は11億8,860万円、件数は168件となっており、前年同期と比較すると、融資保証残高で2億7,800万円、率にして30%増加しております。この融資を必要とする主な要因が売上等の減少となっており、町内企業の先行きを心配しておりますが、国・県の緊急経済対策や緊急雇用対策などの活用と共に足腰の強い地域産業の構築に知恵を出し合い、地域経済と雇用環境の改善を図ってまいらなければならないもの

と考えております。

次に、特許出願中の白神塩もろみを用いた特産品開発についてであります。去る2月5日に、加工施設利用組合員が様々な試作品を持ち寄り、白神塩もろみ活用事例報告会を開催しております。持ち込まれた試作品は、農産物、水産物、畜産物、キノコ、果実など組合員が創意工夫により加工したもので、食材の風味を保ち、かつ保存性の高い加工品に仕上がっております。白神塩もろみに関しては、その使い方が多様であることから県内外の食品加工関係者から問い合わせが来ておりますが、まずは、このような情報交換から町内で一日も早く地域生産物を用いた特産品を誕生させたいと考えております。

次に、ポンポコ山公園の整備計画についてであります。昨年7月に副町長を委員長とするポンポコ山公園検討委員会を設置して公園の整備と管理運営について協議を行ってまいりましたが、2月5日の第5回検討委員会で整備計画案をまとめております。

この公園整備計画案は、観光客の立ち寄りの多い道の駅と産直施設「おらほの館」を中核に据えて、ハーブ、ラベンダー園、四季の花壇、郷土の森、散策路などを整備し、草花や木々に囲まれ、自然との触れ合いと高齢者から子供まで安全に遊べる公園をコンセプトにしております。

また、ふるさと交流センターなど公園の管理運営を第三セクター「株式会社ポンポコ山」に委託しておりますが、今年度末で指定管理者の期限が満了となることから会社を解散し、来年度からは町直営で公園の管理運営に当たる計画です。

公園整備は、国の地域活性化・生活対策臨時交付金と過疎対策事業債を充当し、来年度から着工いたしますが、公園整備をはじめ施設の管理運営に関しては、議員の皆様をはじめ「おらほの館」施設利用組合などの関係者と協議しながら進めてまいりたいと考えております。

次に、農業関係について申し上げます。

最初に、平成21年産米の数量配分について申し上げます。

去る2月17日、八峰町水田協議会総会において21年産米の数量配分方針が決定されましたので、その内容についてご報告申し上げます。

秋田県の21年産米の生産数量目標は、前年より7,650トン少ない46万7,160トンの配分となりました。削減量では全国最大となったところですが、市町村配分においては前年を上回る配分を受けた町村が3カ所あり、その一つに八峰町が含まれています。

八峰町への配分は6,704トンで、増加量はわずか7トンですが、ほとんどの市町村が減少する中で増加に転じた要因としては、あきたこまちから他品種への作付転換など、農家の皆さんの売れる米づくりへの取り組みが反映されたものと思っております。

このような結果を踏まえて、水田協議会では今年の作付率、転作率とも前年同様とし、転作率を38.1%と決定しております。

協議会で決定されたその他の事項や新年度からの新たな制度・対策については、農事班長会議や集落説明会などを通して周知を図って行くことにしております。

次に、菌床しいたけ栽培施設増棟事業について申し上げます。

今年度、J A秋田やまもとが事業主体となり、国庫補助事業を活用した菌床しいたけ栽培ハウス5棟の増棟事業を進めてまいりました。折しも資材高騰の影響を受けて発注まで時間を要するなど苦慮されたと同っておりますが、昨年12月15日に完成・引き渡しを受け、供用を開始しております。

今回の5棟を含めると町内の栽培ハウスは62棟となり、産地化の基盤整備がさらに強化されることになりました。

J Aの計画では平成25年の販売目標額を9億8,000万円余りとしており、10億円農産物の誕生も間もなく手の届くところまで来ております。

菌床しいたけは、当町における複合経営の推進に大きな役割を担うものであり、今後の経営発展に大きな期待を寄せているところであります。

次に、八峰町農業振興地域整備計画の策定について申し上げます。

ご存じのとおり、この計画は農業振興地域の整備に関する法律に基づいて策定が義務づけられているもので、農業の健全な発展を図るため農業振興を図るべき地域を明らかにし、優良農地の確保や各種農業施策の推進を目的としたものであります。

合併市町村の農業振興地域整備計画については、県の指導に基づき、できるだけ早い時期に策定することとしておりました。

今年度、旧町村の計画を見直し・統合する作業を進めてきましたが、先般、新たな計画となる八峰町農業振興地域整備計画（案）の策定を終了しました。

現在、農業委員会、J A、土地改良区、森林組合に対し意見聴取を行っておりますが、これが終了次第、秋田県との最終協議を行い30日間の縦覧に付す予定としております。

これまでは旧町村の計画を経過措置的に運用してまいりましたが、今後は縦覧等の諸手続きの完了を踏まえて、新たな計画の適正な運用と推進に努めてまいります。

次に、八峰町耕作放棄地解消対策協議会の設立について申し上げます。

2005年農林業センサスによると、全国の耕作放棄地面積は秋田県の全耕地面積の2倍強に当たる38万ヘクタールとなっております。

そのうち、秋田県では6,789ヘクタール、八峰町では188ヘクタールと相当大きな面積となっております。

耕作放棄地の増加は、食料の安定供給、農地が持っている多面的機能の発揮に支障を来すことから、早期解消に向けた国・県の取り組みが活発化してきております。

昨年度には、全国260市町村を対象とした耕作放棄地実態調査が行われ、当町も指定を受け実施しております。今年度は、耕作放棄地の実態を1筆ごとに調査する耕作放棄地全体調査が全国の全市町村を対象に実施されています。

ただ、この調査では生産調整に係る自己保全管理水田などは耕作放棄地としないという国の判断基準が示されたことから、当町では畑において13ヘクタールの耕作放棄地が確認されました。

また、今年度の全体調査で把握した耕作放棄地や自己保全管理などの低未利用水田について、利用権設定などにより農地所有者以外の者が営農可能な状態に回復する取り組みを行った場合に交付金を出して支援する制度が新年度から始まります。

このような国の動向に対応すると共に、耕作放棄地の解消に向けた地域関係者の協議や情報交換の場として、町、農業委員会、秋田県、土地改良区、JAの事務担当者レベルで構成する八峰町耕作放棄地解消対策協議会を1月26日に設立したところです。

今後、協議会では耕作放棄地等の現地視察を行うと共に、農業生産法人や規模拡大を志向する認定農業者などを対象に、21年度から始まる交付金事業の意向調査を行うなど耕作放棄地の解消に向けた取り組みを進めてまいります。

次に、今冬の除雪状況についてであります。昨年の12月は月の後半に強い冬型の気圧配置となり、除雪出動は昨年より4日多い5日となっております。1月に入ると前半と比べ後半は冬型の気圧配置となる日は少なかったものの、除雪出動は23日間で延べ稼働時間が935時間、1日平均稼働時間が3時間45分となり、昨年に比べ出動日数は2日多く、稼働時間では524時間少なくなっております。

2月に入っても平年並みの天候で、昨年と同じく10日前後の除雪出動になるものと予想しております。

また、3月も平年並みの天気と予想されていることから、当面、除雪体制はこのまま

継続してまいります。

次に、住宅用火災報知器の設置についてであります。平成16年に消防法が改正され、新築住宅に関しては火災警報器の設置が義務づけられております。

また、既設住宅については平成23年5月末までに設置しなければならないことから、町では、全国的にも例の少ない町独自助成事業として高齢者世帯等の住宅用火災警報器設置事業を進めてまいりましたが、助成対象世帯約500世帯のうち年度末までに9割の設置を進めたいと思っております。合わせて、町営住宅についても地域住宅交付金事業を活用し、6団地93戸全戸に設置したところであります。

今後も火災による焼死者を出さないために、一般家庭の設置について自治会と一緒に頑張って啓発を図ってまいります。

次に、八森浄化センター増設工事の完成と供用開始についてであります。平成20年6月から八森浄化センター増設工事として機械設備工事及び電気設備工事を発注し工事を進めてきましたが、機械設備工事が1月に完成し、工事完成検査を2月10日に実施しております。また、電気設備工事も2月に完成し、2月26日に完成検査を実施し、それぞれの設備を町に引き渡しされております。

八森浄化センターの増設工事が場内整備の一部を残して完成したことにより、平成21年4月から増設部分についても供用開始していくこととしております。

これで八森地区公共下水道の全施設が完成したことから、今後は施設の維持管理に努めていくと共に、下水道加入率を高めていくために加入促進を図り努力を重ねていく考えでありますので、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

次に、統合小学校関連について申し上げます。

まずハード面ですが、観海小学校本体の改修工事は2月12日に完成し、2月16日に町による完成検査を実施し、同日、施工業者より引き渡しを受けたところであります。

また、ランチルームの机・椅子等の備品搬入も終わり、カーテンの設置や校章等の取り付け及び外構工事の一部が残っておりますが、卒業式や閉校式典の終了を待って開校に間に合わせたいと考えております。

次にソフト面ですが、より良い学校の環境づくりを目指して立ち上げました学校づくり協議会も、平成19年5月9日の第1回目を皮切りに先月25日の第9回学校づくり協議会まで、学校の改修についての提言をはじめスクールバスの運行や校歌・校章の作成、体育着の選定等に関わり慎重な議論を重ねながら、新生八森小学校開校に向けて取り組

んでまいりました。この場をお借りいたしまして、委員各位に対し衷心より感謝とお礼を申し上げます。

また、教育委員会ではこの間、学校づくり協議会での決定事項を町広報に「新設校開校準備だより」として掲載すると共に、保護者に対しては学校毎の説明会を開催し、ご理解をいただいていたところでもあります。

先月25日に開催された最後の協議会では、完成した校舎を見ていただくと共に、協議会での決定事項についての確認をしていただき、ご了解をいただいたところでもあります。

この後の作業としては、スクールバスの運行委託業者が決定次第、春季休業期間中に乗車試行を実施すると共に、保護者や子ども見守り隊をはじめスクールガードの方々への登校・下校時の協力依頼をしてまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、万全の準備をして保護者をはじめ地域の方々から、統合して良かったと喜んでいただける学校づくりにまい進してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、平成20年度八峰町文化栄誉賞の授与についてご報告いたします。

去る2月28日、文化ホールにおいて授与式が挙行されました。残念ながら今年度も町長賞の該当者はありませんでしたが、教育委員会賞はスポーツ栄誉賞が7名、文化栄誉賞が12名、小中学校奨励賞では文化栄誉賞が7名の計26名の方が受賞されました。

八峰町の名声を県内外に轟かせてくださいました受賞者の皆様には、そのご活躍に賛辞を送ると共に、心からお祝いと感謝を申し上げ、今後のさらなるご活躍を期待するものであります。

次に、公民館の体制について申し上げます。

合併後の新町においては、公民館は峰浜と八森の両地区に置き、それぞれ協力体制を取りながら公民館事業を展開してまいりました。

しかしながら、現行では両館において共通する事務作業も多いため、従来の地区単位から町単位として一体化した方が効率的な運営ができると判断し、これまでの2館体制を改め、1館体制にすることといたしました。

名称は「八峰町公民館」とし、位置は峰栄館に置くことで今議会に公民館設置条例の一部を改正する条例を提案しておりますので、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

なお、公民館活動については、これまでと同様の事業を実施すると共に、今後とも地域や家庭、学校が連携した社会教育・生涯学習の拠点としてより一層推進してまいりま

すので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

次に、あきた白神体験センターの利用状況について申し上げます。

昨年4月から今年2月末までの宿泊者数は5,273人、日帰りの利用者数は5,182人、総利用者数は1万455人で、総収入は1,499万9,420円となっております。

秋までは順調に伸びていた利用者ですが、秋から冬にかけて経済情勢の悪化が影響してか、昨年に比べて宿泊利用者が減少傾向にあります。

それでも、宿泊では県内関連団体、婦人会、高校、スポーツ少年団などの研修や、日帰りではJAや商工会の研修、高齢者のためのユニカール健康教室のほか、振興局主催の冬の里山トレッキング、元気な山本発！アグリフォーラムなどのイベントにも利用いただいております。

冬の体験メニューとしては、パンやピザ、そばづくりなどの食体験、御所の台里山トレッキングやナイトハイクの自然体験、ユニカールなどの室内レクリエーションが人気となっております。

当センターのPRを兼ねた独自事業としては、地域づくり団体おもしろ人倶楽部と協賛して行った手づくりのパンとピザとワインで楽しむ冬の白神や、日本酒のうんちくを学ぶなどのモニターツアー、それに町家庭教育推進協議会と共催した冬の親子ミニアドベンチャー体験会などを開催し、それぞれ好評を得ております。

また、1月に当センターを会場にして行われた教育委員会主催の八峰町児童・生徒宿泊交流事業では、当センターの派遣社会教育主事が中心となってプログラムづくりを進め、小学校統合や中学校生活に向けた児童生徒の不安解消の一助になったのではないかと考えております。今回の事業については他市町村においても注目されたところであり、今後引き合い等が予想されるところであります。

体験センターの営業活動としては、県内小中学校へのダイレクトメールの発送、県内高校への訪問活動、財団法人日本修学旅行協会月刊紙へのPR記事掲載、能代山本広域圏組合主催の大阪教育旅行説明会への参加などを行ったほか、一般利用者にはホームページの充実、年間イベント情報の周知、顧客へのダイレクトメールなどを行い、利用者の拡大及びリピーター獲得のための営業努力を行っております。

なお、新年度の学校及び団体等の宿泊予約状況は、2月末時点で57団体、1,961人となっており、さらなる利用団体の増加に努めてまいります。

開所して1年8カ月を迎えた当センターですが、ハタハタ館との食事・入浴の連携、

町内体験ものづくり施設との協力、町内商店・食堂の利用、八峰町白神ガイドや八峰町グリーン・ツーリズム協議会との協同など様々な経済効果や創出効果を生み出しており、社会教育施設としての役割のほか、観光拠点施設としての役割も担っていく所存であります。

次に、本定例会に提出しております議案の概要についてご説明いたします。

議案第6号、八峰町公聴会、調査等に出頭し、又は参加した者に対する費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定については、対象とする事項を広げると共に、町の求めに応じて公務の遂行を補助するための旅費も支給できるようにするためのものであります。

議案第7号、八峰町一般職の職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例制定については、新年度予定の県などへの職員派遣に伴う赴任に関する規定を定めたものであります。

議案第8号、八峰町土地開発基金条例を廃止する条例制定については、土地開発基金の必要性がなくなったことから、同基金条例を廃止するためのものであります。

議案第9号、八峰町手数料条例の一部を改正する条例制定については、特定健康診査における個人負担を見直したことによるものであります。

議案第10号、八峰町道路占有料徴収条例の一部を改正する条例制定については、道路法施行令の一部改正に伴い、占有料を改正するものであります。

議案第11号、八峰町特別会計条例の一部を改正する条例制定については、埴川財産区特別会計と土地取得特別会計を廃止するためのものであります。

議案第12号、八峰町埴川財産区管理会条例を廃止する条例制定については、埴川財産区が廃止されることから管理会条例も廃止するものであります。

議案第13号、八峰町公民館条例の一部を改正する条例制定については、八森と峰浜の両公民館を統合させて八峰町公民館とするためのものであります。

議案第14号、八峰町へき地保育所条例を廃止する条例制定については、現在休園中の石川子ども園を知的障害者授産施設に転用するために廃止するためのものであります。

議案第15号、八峰町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例制定については、新年度に介護報酬改定がされますが、それに伴う介護保険料の上昇分を抑制するための交付金を積み立てるために基金を設置するものであります。

議案第16号、八峰町介護保険条例の一部を改正する条例制定については、介護保険の

保険料を見直したことから条例を改正するものであります。

議案第17号、八峰町中小企業融資あっせん条例の一部を改正する条例制定については、先般の全協で説明のとおり、まるブナの融資斡旋の限度額の引き上げと貸付期間の延伸を行うためのものであります。

議案第18号、八峰町営住宅管理条例の一部を改正する条例制定については、暴力団員に対する規制を行うためのものであります。

議案第19号、八峰町簡易水道設置条例の一部を改正する条例制定については、八森地区の岩館地区簡易水道、観海地区簡易水道、八森地区簡易水道の3つを統合して八森地区簡易水道に変更するためのものであります。

議案第10号、八峰町簡易水道給水条例の一部を改正する条例制定については、前議案に関係して給水条例も改正するものであります。

議案第21号、八峰町公共下水道設置条例の一部を改正する条例制定については、公共下水道処理区域を一部追加等するために改正するものであります。

議案第22号、秋田県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更については、秋田県後期高齢者医療広域連合議会の議員の定数及び選挙方法を変更するため、規約の一部変更について協議を求められたものであります。

議案第23号、町道路線の廃止及び認定については、町道岩館海岸線について岩館漁港地域水産物供給基盤整備事業で臨港道路として整備するためのものであります。

議案第24号、工事請負変更契約の締結については、埴地区農業集落排水整備事業について額の変更に伴う契約変更であります。

議案第25号、公の施設の指定管理者の指定については、平成18年に指定管理した生活改善センター等の集会施設15カ所について更新時期となり、今年度から5年間の指定管理とするものであります。

議案第26号から議案第30号の公の施設の指定管理者の指定については、それぞれ町の施設についての指定管理ですが、こちらも同様に5年間の指定管理としております。

議案第31号、八峰町営簡易水道事業特別会計への繰入については、地方財政法第6条の規定による一般会計からの繰り入れに係るものであります。

議案第32号、八峰町公共下水道事業特別会計への繰入について、議案第33号、八峰町農業集落排水事業特別会計への繰入について、議案第34号、八峰町漁業集落排水事業特別会計への繰入についてについても同様であります。

議案第35号、平成20年度八峰町一般会計補正予算（第7号）は、既定額に2億175万1,000円を追加して、歳入歳出予算の総額を68億4,124万3,000円とするものです。

主なものとしては、土地開発基金の繰上償還に伴う積立金、財政調整基金の積立金、減債基金の積立金、土地取得特別会計への繰出金、ハタハタ館管理委託料の追加、国保会計への繰出金、介護従事者処遇改善臨時特例基金積立金、介護保険特別会計繰出金などで、他は年度末の精算や事業の組み替えとなっております。

議案第36号、平成20年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）は、既定額に642万7,000円を追加して、歳入歳出予算の総額を10億8,437万8,000円とするものです。

主なものとしては、システム改修と共同事業拠出金の追加となっております。

議案第37号、平成20年度八峰町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）は、既定額に4,794万6,000円を追加して、歳入歳出予算の総額を8億7,052万9,000円とするものです。

主なものとしては、介護給付費準備基金積立金と事業の組み替えであります。

議案第38号、平成20年度八峰町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、既定額から1,465万6,000円を減額して、歳入歳出予算の総額を7,503万7,000円とするものです。

主なものとしては、特別徴収保険料の減に伴う給付金の減額となっております。

議案第39号、平成20年度八峰町土地取得特別会計補正予算（第2号）は、既定額に1,503万4,000円を追加して、歳入歳出予算の総額を9,030万3,000円とするものです。

主なものとしては、一般会計からの繰入を受けての元金の償還に向けるものであります。

議案第40号、平成20年度八峰町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）は、既定額に125万5,000円を追加して、歳入歳出予算の総額を2億4,174万3,000円とするものです。

主なものとしては、施設管理費の追加と公債費の追加となっております。

議案第41号、平成20年度八峰町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、既定額から2,461万4,000円を減額して、歳入歳出予算の総額を4億7,441万円とするものです。

主なものとしては、工事終了に伴う精算と下水道台帳作成業務の委託、施設管理費の追加となっております。

議案第42号、平成20年度八峰町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）は、財源内訳の変更であります。

議案第43号、平成20年度八峰町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）は、既定額に63万円を追加して、歳入歳出予算の総額を2,429万8,000円とするものです。

主なものとしては、施設管理費の追加となっております。

議案第44号、平成21年度八峰町一般会計予算は、新年度当初予算となります。

議案第45号、平成21年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計予算から議案第54号、平成21年度八峰町営診療所特別会計予算までは、各特別会計予算の当初予算となります。

議案第55号から議案第57号までの八峰町固定資産評価審査委員会委員の選任については、5月16日で任期満了となることから、平成18年から勤めてこられたお三方を継続してお願いするものであります。

以上、3月議会定例会でご審議いただく議案は合計52議案であります。

なお、会期中に教育委員の選任や定額給付金に伴う補正予算などの追加案件がありますので、よろしくお願い申し上げます。

詳細については各議案の提案の際に説明させていただきますので、よろしくご審議の上、適切にご決定を賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、平成21年度の予算編成の基本方針と、その主な施策について私の所信を申し上げます。

我が国経済は、百年に一度と言われる危機的な世界経済金融情勢の中、今年2月の景気判断において「急速な悪化が続いており、厳しい状況にある」と5カ月連続で下方修正するなど、戦後最悪不況の様相を深めつつある現状にあります。

このことから、政府は国民生活と日本経済を守る観点から、「当面は経済対策」、「中期的には財政再建」、「中長期的には改革による経済成長」の3段階で経済財政政策を進めることとし、当面の経済対策の観点から、平成20年度第1次補正予算、第2次補正予算、平成21年度予算と切れ目なく継続的に施策を実行することにより、年度後半には民間需要の持ち直しなどから低迷を脱却して行くとしております。

一方、平成21年度の地方財政は、地方公共団体が雇用創出等を図ると共に、地域における安全・安心の確保や地域活性化に向けた事業を円滑に実施することができるよう地方交付税を増額するほか、国税及び地方税収の落ち込み等により3年ぶりに発生した財源不足を特例加算及び臨時財政対策債により補てんするなど、地方一般財源の適切な確

保に努めたとしております。

このような中、本町の平成21年度の予算編成に当たっては、極めて厳しい財政状況の中、収支均衡を保持し健全財政の推進に努めると共に、「白神の自然と人との創るやすらぎのまち」実現のため、町民の意見・要望等を踏まえ、集中改革プランの着実な推進のもと、町域の均衡ある発展と町民福祉の向上を図ることを基本方針とし、引き続き経常経費の3%カットを目標に事務事業の見直しと徹底した経費の削減合理化を図るなど、将来にわたって八峰町が持続できる行財政基盤の確立に努める一方、本町に賦存する地域資源を生かした農林漁業や観光などの産業振興や町民生活向上の諸課題に留意いたしました。

また、政府の緊急経済対策と連動して地域活性化・生活対策事業を2月補正予算として前倒ししたほか、新年度予算においては、ふるさと雇用再生特別基金事業及び緊急雇用創出事業などの緊急雇用対策費を計上するなど、いわゆる14カ月予算として地域経済の活性化を図ることといたしました。

一方、歳入においては、地域経済の低迷による町税の減少や合併包括加算終了に伴う地方交付税の減少などが見込まれるものの、昨年度に引き続き、財源不足を補うための財政調整基金の取り崩しを行わない、財政健全化を推し進める予算となりました。

その結果、一般会計総額は、地域活性化対策事業として普通建設事業の多くを平成20年度に前倒ししたこともあり、前年度に比べて6.5%減の55億3,100万円となっております。

それでは、項目ごとに重要施策について順次ご説明いたします。

最初に、定住促進対策及び地域公共交通対策について申し上げます。

定住促進対策事業として、平成19年度に空き家調査やアンケート調査の実施、平成20年度には定住促進対策協議会の開催と、ふるさと回帰フェアへの参加などを行ってまいりましたが、新年度においては、本町にゆかりのある著名人を八峰応援大使として任命するなど新たな活動も実施したいと考えております。

また、合併時に作成したガイドブックは新庁舎の完成や小学校の統合などにより内容が大幅に変更となることから、防災マップなども掲載した「暮らしの便利帳」を新たに作成し、全戸に配付したいと考えております。

地域公共交通対策としては、役場庁舎移転に伴う生活バス路線の運行経路の変更をバス事業者に要望すると共に、新たな公共交通体系検討のため、専門家を招聘し検討会を

開催したいと考えており、その所要額を計上いたしました。

次に、新庁舎建設関係と供用に向けた諸準備について申し上げます。

庁舎建設は、5月末の完成に向けて仕上げの工事が行われます。その後に外構工事として駐車場や場内道路の舗装、植栽等が夏の完成を目指します。これと臨時交付金事業の防災備蓄倉庫も外構工事と並行して進めてまいります。

完成した庁舎については、供用前の9月中旬には落成式典と町民への一般公開を実施したいと考えております。

また、これと合わせて防災行政無線設備や県防災無線設備などを移設し、大がかりな引っ越し作業を9月の5連休に実施し、物品の配置や電算などの試験を行い、9月24日より供用を開始する予定であります。

同時に、昨年からの継続している戸籍の電算化も9月24日の供用開始に向けて作業を進めてまいります。

次に、県への職員派遣について申し上げます。

以前から県から求められていた県と町との人事交流ですが、職員の資質の向上を目的に八峰町になって初めてとなる職員の派遣を行うこととしました。縣市町村課には相互交流で1名を1年間派遣します。もう1名は、当番制となっている後期高齢者医療広域連合に2年間派遣することとなりました。県との相互交流では県からも1名町に派遣されますが、こちらは2年間町の職員として働いてくれることになっております。

この機会に、派遣される職員だけでなく町職員全体の資質向上に役立てたいと思っております。

次に、内荒巻自治会コミュニティセンターの建設についてであります。自治会からの要望に応じて、過疎債で内荒巻にコミュニティセンターを建設して地域の自治振興に役立てたいと考えております。

次に、防災行政無線についてであります。先般実施した電波伝搬調査の結果を基にして外部アンテナのない観海地区について設置費用を試算したところ、約2,600万円の経費を要することが判明しました。

同時に、同地区を峰浜地区同様、戸別受信機のデジタル化を行った場合には約3,500万円の費用が必要との試算も出されたことから、検討した結果、将来の八森地区のデジタル化に向けてこの機会に先行して実施した方が二重投資とならないと判断し、観海地区をデジタル化することで予算計上しましたので、ご理解を願います。

次に、地籍調査事業について申し上げます。

新年度の地籍調査事業ですが、新規調査の八森地区にあつては八森字門の沢と岩館向台の各一部で、面積が11ヘクタール、筆数が519筆となっております。峰浜地区では、田中字川向・白幡・上田面の全部で、26ヘクタール、377筆となっており、この両地区の調査測量を予定しております。

また、平成20年度に実施した継続地区については、地積の測定及び取りまとめを行い、認証申請を予定しております。

なお、平成19年度に実施した地籍調査事業の八森地区と峰浜地区については、本年1月23日に国土交通省への認証申請を行い、その承認を得て、2月23日に秋田地方法務局能代支局に登記申請をしたところであり、登記の完了は5月末頃を予定しております。

次に、福祉関係について申し上げます。

最初に高齢者福祉ですが、一人暮らし老人や高齢者世帯については配食サービス、外出支援サービス、一人暮らし老人見守り事業等を引き続き実施してまいります。

また、敬老式についても本年度と同様に実施してまいります。

次に、障害者福祉ですが、休園している石川子ども園について国から転用の承認が得られましたので、知的障害者授産施設として社会福祉法人秋田虹の会から活用してもらうこととしております。

次に、児童福祉ですが、放課後児童クラブについては新年度も4カ所で実施してまいります。

設置場所については、八森地区の小学校統合に伴い観海児童クラブは新八森小学校へ設置場所を変更しますが、八森児童クラブについては、保護者から強い希望もありましたので現在の八森生活改善センターで実施してまいります。

なお、峰浜地区は今年度と同様に水沢小学校及び埴川小学校で実施してまいります。

また、地域における子育て支援や母性並びに乳幼児の健康の確保増進などを推進するための次世代育成支援行動計画を策定してまいります。

次に、保健衛生関係について申し上げます。

健康増進事業については、健康相談、健康診査、訪問指導などを引き続き実施すると共に、新年度は食育推進計画の策定や健康はっぼうフェアを実施し事業を充実させてまいります。

また、昨年度から特定健康診査が導入され、各保険者からの受診券が送付されな

め受診できないなどの混乱がありました。広報などにより制度の周知に努め、混乱の生じないようにしてまいります。

次に、妊婦健康診査ですが、国の緊急対策として公費負担が拡充されたことに伴い、当町においても無料で受診できる回数を14回に増やし、妊婦の皆さんの母体健康増進に努めてまいります。

次に、自殺予防対策については、日常の保健活動や自殺予防講演会、自治会座談会などを通じて自殺予防に取り組めます。

また、陽だまりの会による交流サロンの開催など町内福祉団体とも連携し、自殺者ゼロを目指してまいります。

次に、大間最終処分場については、平成19年4月から実施しておりますモニタリング調査の結果は廃止基準を満たすものとなっております。本年4月に最終のモニタリング結果が出ますので、その結果を受け、速やかに廃止の手続きを行うこととしております。

次に、昨年4月から実施している全町ごみステーション化と収集回数の統一であります。各自治会や町民の皆様のご協力により順調に収集運搬業務が行われております。

今後、なお一層のごみ減量化や資源ごみの分別化を推進してまいります。

また、平成20年度モデル地区として岩館第2自治会と畑谷自治会で行っております家庭用廃食油の回収についても、順次、町内に拡大してまいりたいと考えております。

次に、町営診療所バス更新について申し上げます。

町営診療所患者輸送バスですが、購入から15年以上経過し老朽化しているため、利用者の利便性を考えながら車椅子利用者にも対応できるバスに更新することとしております。

次に、子ども園の入所申込状況についてであります。1月末現在、沢目子ども園43名、埴川子ども園38名、八森子ども園29名、観海子ども園37名、岩館子ども園14名の合計161名となっております。昨年の同時期と比較して25名の減少であり、特に沢目子ども園と八森子ども園の減少が著しくなっております。年々児童数の減少が続いている状況で、大変憂慮しているところであります。

しかし、在宅の児童数も多いことや、保護者の就業形態の多様化に伴い乳幼児の途中入所希望が多くなると見込まれることから、年度途中の入所希望にいつでも対応できるよう保育体制の整備を図ってまいります。

次に、都市との農山村交流事業について申し上げます。

都市交流においては、グリーン・ツーリズムに代表される農林漁業体験への関心が高く、本館地区のグリーン・ツーリズム、岩館地区のブルー・ツーリズムが好評なことから、今後この農林漁業体験事業をさらにパワーアップし、農林漁業の振興と地域の活性化を推進してまいります。

また、白神山地のエコ・ツーリズムについては、海や里山などの自然環境も活用したエコ・ツーリズムを推進し、インストラクターやガイドの育成・充実から当町でしか味わえない心身のやすらぎ空間を提供してまいります。

次に、林業の振興について申し上げます。

国際的な乱伐抑止などで外国産材は値上がり傾向にありますが、国産材においては引き続き木材市況が低迷しており、森林の荒廃が懸念されております。地球温暖化防止など森林の多面的な機能を維持するためには森林の適切な管理が必要で、町では森林環境保全整備事業等による間伐等の保育事業や森林整備地域活動支援交付金による計画的な森林管理業務を推進してまいります。

また、松くい虫対策については、引き続き大臣命令による保安林などの高度公益機能松林の保全対策が継続されますが、それ以外の区域に関しても森林環境保全整備事業等による枯れ松や被害木等の伐採搬出処理を行い被害の軽減に努めてまいります。

次に、林道等の整備については、森林施業計画と照らし合わせながら既設林道、作業道の維持管理を行うと共に、母谷山線の開設事業と県営による林道米代線、北水沢山線、峰浜線の整備を継続、また、県営の高効率生産団地路網整備事業により真瀬沢地区の町有林地に基幹作業道を整備し、森林施業の効率化を図ってまいります。

なお、町有林については、間伐及び除伐等の保育事業を行い適切な育林管理を行ってまいります。

次に、水産業の振興について申し上げます。

つくり育てる漁業の一環として実施しております種苗放流事業については、今年度も引き続きヒラメ、トラフグ、アワビ及び内水面ではアユの放流事業を行ない、資源の増殖を図ってまいります。

また、漁価の低迷や漁獲量の変動から漁業者の経営安定を支援するため漁獲共済加入者掛金の助成を行うと共に、秋田県漁業協同組合の経営強化のため組織再編に係る利子補給についても継続してまいります。

漁港建設事業については、漁業関係者との調整を図りながら県営水産基盤整備事業で

八森漁港及び岩館漁港の整備を推進し、漁港・漁場・漁村の総合的な基盤整備から水産業の活性化を図ってまいります。

次に、労働関係について申し上げます。

国内の雇用情勢が下降局面となっており、町内でも企業倒産が続くなど一層厳しさを増しております。国では雇用対策として都道府県に雇用基金の造成を行い、この基金を原資にふるさと雇用再生、緊急雇用創出事業を進めようとしております。当町においては、鳥獣害防止、ふるさと景観の保全、道路の維持管理、体験活動推進及び特産品開発などの事業の推進に活用し、失業者等の雇用の確保を図ります。

次に、商工業の振興について申し上げます。

八峰町の豊かな農産物や魚介類を提供し、生産者と消費者を結ぶ産直施設は、今や商工振興や観光振興にはなくてはならない存在となっており、今後とも各産直施設が連携して行うイベント等を支援してまいります。

中小企業の経営安定と商工業の振興に欠くことのできない融資斡旋制度の通称「まるブナ」については、昨年度に引き続き秋田県信用保証協会、商工会及び金融機関とタイアップして利子補給及び信用保証補給を行ない、町内企業を支援してまいります。

また、本年度から貸付限度額を1,000万円に引き上げると共に貸付期間を10年に延長し、町内企業の育成を図ってまいります。

次に、観光振興について申し上げます。

世界自然遺産白神山地やJR五能線のリゾート列車などの人気で、この地域を訪れる観光客は増加傾向にあると言われております。今後、この観光客を町に滞留させるための方策や、リピーターを増やす工夫などを、八峰町観光協会をはじめとした関係機関と協議してまいります。

観光の宣伝に関しては、観光パンフレットの更新と充実をはじめ多種多様な観光ニーズに対応した観光案内の体制づくり、インターネットを活用したリアルタイムな情報提供及び八峰町観光協会や産直施設などが行う企画イベントなどを支援し、積極的な誘客活動を展開してまいります。

また、首都圏で行われる観光・物産フェアへの参加や修学旅行の招致活動など広域観光の展開やネットワーク化については、能代山本広域市町村圏組合と共に取り組み、県外からの観光客獲得のために力を注いでまいります。

次に、観光施設等の運営について申し上げます。

ハタハタ館については、経済不況の影響もありますが、引き続き創意工夫を重ね、管理運営の効率化、経費の節減及び従業員のサービス向上を進めてまいります。

また、ポンポコ山公園については町直営となることから、おらほの館施設利用組合と連携し、親子をはじめ様々な年齢層の方々が集まり、楽しめる公園施設づくりを目指してまいります。

次に、農業関係について申し上げます。

農業振興の推進にあたっては、農産物の生産振興、生産基盤の整備・充実、担い手の育成・支援、経営改善や経営安定の支援を柱としながら、各種の施策を実施してまいります。

まず、農産物の生産振興についてであります。地球規模の干ばつや異常気象、バイオエタノール製造に伴う穀物の大量使用などによって食糧の高騰を招き、国民生活に深刻な影響を与えております。

最近になって米や米粉に対する関心が高まるなど米に回帰する傾向が見られますが、米の消費減少に歯止めがかかるまでには至っていません。生産過剰の解消や米価の上昇に期待が持てない状況にあっては、米に強く依存する経営から畑作や施設園芸など複合経営への転換や確立に向けた取り組みがますます求められています。

新年度においても、園芸作物価格保証事業、特別栽培農産物等生産振興事業、園芸施設共済加入促進事業などの町単独事業や補助事業を活用しながら、複合経営や経営改善の取り組みを引き続き支援してまいります。

特に、県単事業の農業夢プラン応援事業については、実施者・事業費とも前年度を大きく上回る希望がありますので、全ての採択に向けて取り組んでまいります。

また、新規事業として菜の花事業の関連予算を計上しております。菜の花は農地の保全や遊休農地の活用に有効であるほか、ナタネ油は新たな特産品として期待できます。菜の花の持つ特性を生かした元気な農業の可能性を模索してまいりたいと考えております。

次に、担い手の育成・支援について申し上げます。

農業生産や農業振興の要である担い手の育成・支援については、関係機関と連携しながら金融支援や経営相談、技術指導など担い手のトータル的なサポート活動を行うと共に、担い手の掘り起こしを狙いとする担い手育成応援事業や担い手の技術取得を支援するスキルアップ支援事業を活用して行ってまいります。

また、担い手の形態の方向としては認定農業者から集落営農や農業法人など組織化・法人化の傾向にあるほか、支援の方向についても個人の認定農業者から組織化された担い手に集中化・重点化される方向にあります。このような流れは今後ますます強まるものと思われますので、組織化の取り組みについても引き続き支援してまいります。

次に、生産基盤の整備・充実について申し上げます。

新年度の生産基盤整備の主なものとしては、継続事業の県営防災ダム事業、農地・水・環境向上対策事業に加えて、新規事業として町単農業農村整備事業と県営農業農村整備事業を実施するため、所要の予算を計上しております。

新規事業の町単農業農村整備事業は、事業規模や事業費が小さく採択基準を満たさないため、国・県の補助対象とならない農地や農業用施設の整備事業を農業者が自ら行う場合に町が補助金を交付して支援しようとするものです。

米価の下落や肥料・農薬・生産資材の高騰によって、生産基盤である農業農村整備の意欲が大きく減退しております。また、農業者間の繋がりが薄くなったり、共同体が弱体化したため維持保全がおろそかになっている状況が多く見られます。地域内のまとまりや組織を一層強化していただき、農業資源の整備や維持保全を継続して実施する取り組みに本事業を活用していただきたいと考えております。

次に、県営農業農村整備事業は大沢地区のほ場整備に絡む事業であります。大沢土地改良区では平成24年度の県営ほ場整備事業・新規採択希望地区として秋田県に申請しておりますが、ほ場整備事業の実施に先立ち、21年度から23年度までの3年間にわたり調査・計画事業が実施されます。

計画段階からの事業としては、新町となって初めての事業となります。平成24年度からのほ場整備事業の実施に向けた的確な調査・計画事業の推進と農家負担の軽減を支援するため、新年度からの調査・計画事業については地元負担の2分の1を町が土地改良区に補助し、24年度からのほ場整備事業については国のガイドラインに沿って町の事業費負担を行う考えでありますので、議員皆様のご理解をお願いするものであります。

次に、サル害防止対策について申し上げます。

サル害対策事業の一つとして20年度に引き続き国庫補助事業を活用してまいりたいと考え、現在、八峰町猿害対策地域協議会において公募事業に応募しているところであります。本事業の実施に当たっては、制度上の制約から町の一般会計と地域協議会の2つの会計に予算計上して実施することになります。どちらの予算も補助事業に採択される

ことを前提として予算編成したところでありますので、よろしくご理解をお願いいたします。

また、国の第2次補正予算に絡む緊急雇用創出事業交付金活用事業として、町が離職者を直接雇用して電気柵周りの草刈作業してもらう事業予算も計上したところです。

新年度においては、これらの事業を活用しながら、被害農家や関係団体との連携を強化して被害の防止と軽減に努めてまいります。

次に、生活道路関係について申し上げます。

地域住民の交通安全と快適な生活環境整備を図るため、町道の改良事業関係並びに維持関係事業を推進してまいります。

最初に維持関係事業ですが、町道舗装路面の劣化箇所について舗装補修工事を実施します。

冬季生活路線の確保は今年度同様、降雪量10センチメートル以上あるいは降雪量5センチメートル程度でこれ以上になると予想される場合、また、吹き溜まりの生じるおそれのある場合に出動し、午前7時までに完了することとして、直営班、オペレータ業務委託及び機械委託業務の体制で除雪を実施してまいります。

次に、道路改良関係事業についてであります。引き続き地方道路整備臨時交付金事業を活用して町道峰浜中央線を施工してまいります。

また、町道観小線の勾配改良を行う道路改良工事を実施することとしております。

町道大沢大信田線については、引き続き下水道工事及び石綿管入れ替え工事と舗装復旧が実施されることから、これらの区間について路盤改良工事を実施することとしております。

3カ年計画で実施しております町道石川幹線1号線側溝改良工事については、平成21年度に141メートル工事を実施することで、当初計画しました延長500メートルが完成することとなります。

また、新たに町道三ツ森線ガードレール敷設換工事、町道水沢大久保岱線他暗渠改良工事、そして町道雄島海岸線側溝新設工事を実施することとしております。

また、今後老朽化する道路橋が増大していく状況から橋梁の長寿命化及び橋梁の修繕・架け替えに係る費用の縮減を図ることが重要であり、予防的な修繕及び計画的な架け替えの円滑な推進を図るために長寿命化修繕計画の策定に伴う橋梁点検等調査業務を委託するため、町内55橋分の調査委託業務の所要額を計上してまいります。

次に、町営住宅関係について申し上げます。

かもめ団地7号棟については、調査の結果、地盤沈下で住宅が傾いていることが確実となり、地盤を改良し住宅を補修するとなると1,100万円の費用を要することから解体する方向で関係機関と協議が整い、平成21年度で公営住宅ストック総合改善事業を導入してかもめ団地7号棟を解体することとし、その所要額を計上しております。

次に、県営事業の急傾斜地崩壊対策事業について申し上げます。

秋田県では、継続事業として門の沢地区、横間地区に加え岩館地区で工事が実施される予定となり、その工事の負担金として3カ所分の所要額を計上しております。

次に、温泉管理業務について申し上げます。

ハタハタ館の平成19年度にリニューアルに伴って利用者が増加したことや、湯っころんどへの供給によって源泉使用量も非常に多くなってきております。

このことから、利用者が多くなる週末等には源泉不足の警報が度々作動するようになって来ています。通常、源泉の逆洗浄のろ過材は5年に1回取り替えることになっていますが、現在のろ過材は8年前に取り替えてから取り替えておらず、ろ過材の性能が劣化しているのも一つの起因と考えられることから、平成21年度、ろ過材の取り替えを予定し、その所要額を計上しております。

次に、教育委員会関係について申し上げます。

最初に、学校関連予算の概要について申し上げます。

本町の小中学生は平成19年度と20年度に実施された全国学力・学習状況調査及び全国体力・運動能力調査においても、概ね全国、全県を上回るという調査結果が出ており、今後さらに向上させるべく必要な予算措置を講じたところであります。

具体的には、教育基本法の改正を踏まえた新しい学習指導要領に対応すべく、いち早く全小中学校に電子黒板を導入するなど学校教育環境設備の充実を図ると共に、引き続き町費負担による学校生活サポート非常勤講師の配置や、子供たちの国際交流や国際理解を深めるため実施しております国際教養大学との連携事業の継続、そして中学入学直後に起こりやすい学校不適合を防ぐため、小学6年生と中学1年生の宿泊交流事業を実施するなど、より良い学校教育環境づくりのための予算措置を講じております。

あわせて、先の臨時議会で平成20年度の繰越事業として可決いただきました地域活性化・生活対策臨時交付金事業では、水沢小学校屋根防水工事をはじめ峰浜中学校耐震診断、耐震補強設計業務委託や、子供たちの防犯対策として保護者連絡網システムの構築

及び全小中学校地上デジタルテレビの設置、そして統合小学校のスクールバス購入をすることとなっており、より一層の教育のまちづくりを進めてまいります。

次に、生涯学習課関連について申し上げます。

平成19年度に策定した第1次社会教育中期計画に基づき、平成21年度の重点目標に沿って多様な学習機会の提供や体験活動の充実、地域や家庭、学校が連携した事業の充実に努めると共に、生涯学習やスポーツの推進、文化財保護、芸術文化の振興、読書活動の推進について継続して努めてまいります。

今年度は前年度の継続事業が主なものでありますが、放課後こども教室については、放課後を活用した児童と地域住民との交流活動を引き続き実施いたします。

生涯学習の振興については、町民の要望を取り入れながら各種趣味講座を開催し、ことぶき大学は両地区で合同実施するようになったことから受講生も大人数となり、旧岩子小学校を会場に開催しております。今年度も講演会や研修会などに対し所要の予算措置を講じ、高齢者学習の振興に努めてまいります。

生涯スポーツについては、恒例となった各種大会は継続して実施します。

文化祭の合同発表会は、これまで峰浜と八森で交互開催してまいりました。合併後3年経過し、町民から1会場でできないかという声もあり、今後検討すべき課題ではありますが、年1回の町民の芸術・文化の発表と鑑賞の機会である文化祭に対し今年度も所要の予算措置を講じております。

文化財・文化活動については、所要の予算措置を講じ、継続して芸術・文化の振興を図ってまいります。

次に、あきた白神体験センターについてであります。平成19年7月のオープン以来、ハタハタ館とも連携しながら、周辺施設への相乗効果も生まれ、一定の成果を上げております。平成20年度推計では、利用者合計は1万人超、収入合計は1,500万円超となる見込みであります。新年度も管理経費の一層の節減に努め、体験メニューの充実や国・県内外への誘客誘致に努め積極的な運営を図るよう、前年度の実績を勘案しながら所要の予算を計上いたしましたので、何とぞご決定賜りますようお願い申し上げます。

次に、学校給食関係について申し上げます。

昨年中国産ギョーザの農薬混入事件を契機に一連の農薬残留、産地偽装問題が発生し、廉価な食材の調達先であった中国産の食材が入手できなくなり、安全・安心を第一に産地を国産や中国以外の外国産に切り替えた結果、食材によっては3倍から4倍に高

騰しております。国の消費者物価指数調査では平成17年を100とした場合、生鮮食料品を除く食料品で4ポイント余りの上昇となっております。

また、食材全般について町独自の調査によると、対前年比10%程度の上昇となっております。

給食費は、直接経費としての賄材料費部分を保護者等関係者からご負担いただいているところであり、本来であれば価格の上昇分を転嫁したいところではありますが、厳しい経済・雇用情勢の中で、本町でも企業倒産が発生するなど子育て世代の生活実態から、給食費値上げは慎重に判断しなければならないと考えております。

今後の食材価格の動向や近隣市町村の動向も踏まえながら検討してまいりますが、新年度においては、従前以上にコストの軽減を図るため、献立の工夫や単価の高い加工済み食品をできる限り手作り食品に切り替えると共に、安心・安全な給食の提供に努めることはもちろんのこと、給食費については必要な支援を行い、21年度は給食費を値上げしない方向で運営してまいりたいと考えております。

続いて、各特別会計の概要について申し上げます。

はじめに、八峰町国民健康保険事業勘定特別会計について申し上げます。

国民健康保険については、昨年4月から後期高齢者医療制度の導入や特定健康診査が保険者に義務づけられるなど、制度が大きく変わったところであります。

医療費については毎年伸びておりますが、特定健康診査やがん検診等の受診率向上に努め、病気の早期発見・早期治療などによる適切な医療を受けていただくよう啓発を図り、医療費の抑制に努めてまいります。

歳入歳出総額は、平成20年度より993万円少ない10億5,884万1,000円であります。

次に、八峰町老人保健特別会計について申し上げます。

老人保健については、昨年4月から後期高齢者医療制度に変更となったことに伴う清算期間となっていることもあり、歳入歳出総額は、平成20年度より1億413万3,000円少ない301万7,000円であります。

次に、八峰町介護保険事業勘定特別会計について申し上げます。

新年度は、第4期介護保険事業計画の初年度となります。介護保険料については、この4月からの介護報酬の引き上げがありますが、国からの交付金や介護保険準備基金で対応することとし、第3期介護保険事業計画における介護保険料と同額にすることとしております。今後、人口減少が進む中、高齢化率はますます高くなると推計されており

ますが、介護サービスや介護予防サービスの充実に努めてまいりたいと考えております。

歳入歳出総額は、平成20年度より3,161万1,000円多い8億3,956万6,000円であります。

次に、八峰町後期高齢者医療特別会計について申し上げます。

昨年から後期高齢者医療制度がスタートしましたが、制度に対する批判や年度途中で保険料軽減措置の変更など大変混乱したところです。

予算については、主に被保険者から納付された保険料を秋田県後期高齢者医療広域連合に納付するためのものですが、今年度も保険料軽減措置が設けられておりますので、広域連合と連携しながら適切に処理してまいります。

歳入歳出総額は、平成20年度より293万2,000円少ない8,676万1,000円であります。

次に、八峰町沢目財産区特別会計について申し上げます。

今年度の予算については、既存の土地貸付収入と、新たに森林農地整備センターから森林整備のための水源林整備受託事業収入231万5,000円を主な財源としており、歳入歳出総額を551万8,000円としております。

次に、八峰町簡易水道事業特別会計について申し上げます。

白神山地の麓に位置する我が八峰町の水道は、白神山地を約80年から100年とも言われる地下の旅を終えて湧き出る湧水を、また、湧水が集まって川となった表流水をそれぞれ水道原水として利用しており、その水質は他に自慢できる水質であると考えております。

この湧水及び表流水を水源として各家庭に安全で安心な水を届けていくために、毎年実施している水質検査は21年度も実施してまいります。

埜地区の施設改良工事を最終年度として、峰浜地区中央監視装置設備工事として実施します。あわせて、埜地区配水管布設替工事も平成20年度に引き続き実施します。この完成により、峰浜地区内での水道石綿管は全て撤去されることとなります。

また、水道料金については、統一料金を検討するために料金統一検討委員会を開催することとしております。検討委員会においては、今後の施設整備計画等を見通した料金体系や耐震対策等、幅広く検討していただきたいと考えております。

歳入歳出総額は、平成20年度より1億809万2,000円多い3億3,900万1,000円としております。

次に、八峰町公共下水道事業特別会計について申し上げます。

沢目浄化センター増設工事が引き続き実施され、平成21年度で完成となります。

八森・沢目両浄化センターの完成によって、今後は整備された施設に見合う有効利用を図る必要から、一層の下水道の加入促進に努めてまいります。

歳入歳出総額は、平成20年度より7,823万9,000円減額の4億3,117万7,000円であります。

次に、八峰町農業集落排水事業特別会計について申し上げます。

平成18年度より埴地区を実施し、平成23年度を完成予定として実施しております。

平成21年度においては、管路布設工事を延長1,780メートル、処理施設建設工事を平成20年度の土木工事に引き続き建築工事、機械設備工事、電気設備工事まで実施して処理場の完成を予定しております。

処理場が完成することによって、平成22年の春には一部区間の供用開始が可能となりますので、皆様の加入をよろしくお願いいたします。

歳入歳出総額は、平成20年度より9,254万8,000円多い4億2,541万9,000円であります。

次に、八峰町漁業集落排水事業特別会計について申し上げます。

平成19年度で事業が完了しており、平成20年度からは安定的な施設の維持管理に努め、加入率の向上をさらに図っていくこととしております。

歳入歳出総額は、平成20年度より1,463万4,000円多い3,830万2,000円であります。

次に、町営診療所特別会計について申し上げます。

昨年4月からの診療報酬改定により診療報酬収入が引き下げられるなど大変厳しい状況も予想されますが、地域医療の拠点として医療サービスの充実に努めてまいります。

なお、町営診療所特別会計には、現在休診中ではありますが歯科診療に係る予算も計上しております。

歳入歳出総額は、平成20年度より103万円少ない1億495万円であります。

以上、主要施策とその概要について申し上げますが、新年度は継続事業で建設しております新庁舎の完成と供用を中心とした、八峰町にとって再出発となる大事な年になります。

予算執行に当たっては職員共々、年々厳しさを増す財政事情を十分認識し、町民の生活基盤や福祉向上、産業振興、さらには地域の活性化に効果的に作用するよう、なお一層の努力をしなければならないと考えております。

議員並びに町民各位の特段のご協力をお願い申し上げ、平成21年度予算編成方針の説明といたします。

以上であります。

- 議長（阿部栄悦君） 休憩いたします。11時40分に再開いたしたいと思いますので、よろしく願いいたします。。

午前11時33分 休 憩

.....

午前11時40分 再 開

- 議長（阿部栄悦君） 休憩前に引き続いて会議を開きます。

日程第4、議案第6号、八峰町公聴会、調査等に出頭し、又は参加した者に対する費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。嶋津総務課長。

- 総務課長（嶋津宣美君） それでは、議案第6号、八峰町公聴会、調査等に出頭し、又は参加した者に対する費用弁償に関する条例制定について、ご説明いたします。

八峰町公聴会、それから調査等に出頭し、又は参加した者に対する費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成21年3月5日提出

八峰町長 加藤和夫

提案理由は、町の機関の依頼又は要求に応じ公務の遂行を補助するために旅行した者に旅費を支給できるようにするため、条例を改正するものであります。

次のページをご覧ください。この条例の簡単な説明をいたします。

まず、題目中「者」の次に「等」を加えるということで幅をもたせております。それから第1条中「者」の次に「及び職員以外の者が町の機関の依頼又は要求に応じ公務の遂行を補助するために旅行した場合」を加えるということで、今まではこの方々には報償費等で払っておりましたけれども、国の方の指導等によると今回は旅費を支給できるように、あるいはその範囲を広げたということでございますので、よろしくお願い致します。

この条例は4月1日から施行したいと思っております。

よろしくお願い致します。

- 議長（阿部栄悦君） これより議案第6号について質疑を行います。質疑ありませんか。

5番佐藤克實君。

- 5番（佐藤克實君） 費用弁償に関して具体的にどういう場合を指すのか、もう一度ご

説明願えればありがたいんですけども。

○議長（阿部栄悦君） 嶋津総務課長。

○総務課長（嶋津宣美君） 先般の全協でも説明したとおり、町が主催する講演会あるいは研修会等、最近多くなっております。こういう場合の講師の先生方にもこれを適用したいと、そういうことでございます。

○議長（阿部栄悦君） ほかに質疑ありませんか。5番佐藤克實君。

○5番（佐藤克實君） それでは、今までそういうのあった場合はもう出してなかったということなんですか。報償費で出してるっていうこと。

○議長（阿部栄悦君） 嶋津総務課長。

○総務課長（嶋津宣美君） この役場の中では費用弁償、報償費で出したりですね、それから旅費の方で出しているということで、ちょっとあちこちで違う出し方をしていたものであります。これを国の方の指導に基づいて、そういう法の中にもあるようですので、それに基づいてこういう条例の中に盛り込んで正式に旅費で支給するという事で本来の方に戻したということでありますので、ご理解願います。

○議長（阿部栄悦君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） ほかに質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありますか。

○議長（阿部栄悦君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第6号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第7号、八峰町一般職の職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。嶋津総務課長。

○総務課長（嶋津宣美君） 続いて、議案第7号、八峰町一般職の職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について、ご説明いたします。

八峰町一般職の職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定す

る。

平成21年3月5日提出

八峰町長 加藤和夫

提案理由ですが、先ほどの町長の行政報告の中にありましたが、今年度、八峰町が始まってから初めて県あるいは広域連合等への職員の派遣が予定されております。それにあわせて、現在の規定、条例等の中に職員の赴任に関する部分が欠けておりましたので、職員の赴任に関する規定を追加し、正式に条例改正するものであります。

資料の裏の方をご覧ください。

全協でも説明のとおり、この旅費に関する条例の一部改正ですけれども、第1条の文面の中に「赴任」という項目を入れてございます。それから第2条中「出張する場合」を、これをですね「出張し、又は赴任した場合」ということで、ここに「赴任」の文字を入れてございます。それから第2条の2の中に「支度料、」、その後に「移転料、着後手当、」これを加えるという内容です。第11条の方に移転料ということ項目を新たに設けてまして、ここでは移転料として、旧在勤地から新在勤地までの路程が鉄道50キロメートル以上あって、赴任の際扶養親族を移転する場合には10万7,000円。それから（2）の方には扶養親族を移転しない場合ということ、その半分と。（3）は、赴任の際扶養親族を移転しないが赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内にその親族を移転した場合は同額と、こういうことで記載しております。

それで着後手当の方は第11条の4の方に設けてまして、金額的には日当定額の4日分及び宿泊料定額の4夜分ですね相当する額を支給すると、こういうことで、21年度の職員派遣に合わせて赴任の諸経費をここに規定したわけでございますので、よろしくご審議願いたいと思います。

○議長（阿部栄悦君） これより議案第7号について質疑を行います。質疑ありませんか。11番柴田正高君。

○11番（柴田正高君） まず、この10万7,000円という金額の根拠。それから、本人のみが移転した場合が、扶養親族が移転した場合を半分半分としたこの理由、これについて説明してください。

○議長（阿部栄悦君） 嶋津総務課長。

○総務課長（嶋津宣美君） 今回の赴任に係る条文ですけれども、県の関係、それから広域連合のものを参考にしながら積算しております。

10万7,000円の根拠ですけれども、これについては県の資料を参考にしながらやってございます。それから半額についても同じ考えでございます。

何に基づいてというわけではありませんけれども、詳細な部分については県のものを、他の町村も同じく広域連合に派遣しておりますので、それに合わせて広域連合と、それから県の方に派遣される方と合わせてこれを使わせていただいております。

○議長（阿部栄悦君） ほかに。11番柴田正高君。

○11番（柴田正高君） この扶養親族についてなんですけれども、子供さんがいる場合、それからいない場合で当然、赴任する場合の額といいますか係る費用が当然違ってくるんだと思うんですね。それこそまず夫婦2人だけの場合、また、それこそ子供、同居の父母がいる場合、いろんなケースが考えられると思うんですね。そういう中にあって一律に10万7,000円の半分としたというのは、何か根拠的にも今の説明でいくとちょっと納得できない曖昧な部分があるように感じるんですが、その点についてもう少し詳しい説明がほしいんですが、よろしくお願いします。

○議長（阿部栄悦君） 嶋津総務課長。

○総務課長（嶋津宣美君） 派遣先の広域連合は関係町村それぞれ出ていますので、そこで使っているものをベースにして同額でやったということで、その積算根拠についてはちょっと私の方でも把握してございません。いずれ派遣される職員について引っ越し、あるいは移転等に係る損失をできるだけ少なくしたいと、そういうことで、それからあわせて部署が違うんですけれども県の方に行く場合も同じような扱いをしたいということでそれを使っておりますので、もし必要であれば後でまた調べてご説明したいと思えます。

○議長（阿部栄悦君） 加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 今、総務課長が申し上げたように、まず県とか広域連合に準拠した形で出したと。じゃあ県とか連合はどういう根拠でとなると今手持ちないので、いつかの機会にもしわかればお知らせをしたいと思えます。

やっぱり同じように広域連合にあちこちから行くわけですので、同じ条件でないと、八峰町だけが違うという状態ではなかなかできないので、そういう形で準拠してやっておりますので、そこら辺はご理解していただきたいと思えます。

○議長（阿部栄悦君） ほかに質疑ありませんか。2番大山義昭君。

○2番（大山義昭君） ちょっと聞いておきたいと思えます。

この第11条の（3）なんですけれども、赴任を命じられたと。その翌日から1年以内で大変幅もあるんだけれども、赴任を命じられ単身で行った。その後、1カ月か2カ月で扶養される方が一緒に行ったという場合は5万3,500円というふうなことになるんでしょうけども、10カ月か11カ月後に命じられて行ったというふうな場合もまたこういうふうな感じなのか、そこら辺ちょっとこの機会に伺っておきたいと思います。

○議長（阿部栄悦君） 嶋津総務課長。

○総務課長（嶋津宣美君） 今回の第11条の3のところの（3）なんですけども、命じられた日の翌日から1年以内に、途中で扶養親族を持つような状況が発生した場合と、こういうことをございますけれども、同じ、例えば以内ですので同じでございますね、そのとおりでございます。

○議長（阿部栄悦君） 加藤町長。

○町長（加藤和夫君） こっちでおれば当然同じ世帯の中で生活するわけだから、一緒に全部行くということを最初から行ければいいんですけれども、いろんな条件があつてなかなか行けない人もいます。でも、個々の家庭の事情がみんな様々ですので、いつの時点でどういうふうな状態になるかわかりません。ただ、仮に最初から一緒に行ったら当然その部分にかかるわけですので、そこら辺は、規定上は、そういう家庭の事情に合わせてやるということになるので、そういう規定はそのまま、いつから、半年まではいいけれども半年後はだめだとかってそういうことはありません。

○議長（阿部栄悦君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第7号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

○議長（阿部栄悦君） 日程第6、議案第8号、八峰町土地開発基金条例を廃止する条例

制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。須藤企画財政課長。

- 企画財政課長（須藤徳雄君） 議案第8号、八峰町土地開発基金条例を廃止する条例制定についてをご説明いたします。

八峰町土地開発基金条例を廃止する条例を別紙のとおり制定する。

平成21年3月5日提出

八峰町長 加藤和夫

提案の理由であります。土地開発基金の必要性がなくなったことから、本条例を廃止するものであります。

次のページお開き願います。

八峰町土地開発基金条例を廃止する条例。

八峰町土地開発基金条例は、廃止する。

附則、この条例は、平成21年4月1日から施行するとなっております。

先日の全協の際にもご説明いたしましたが、本基金は用地の先行取得等のために設けたものでありますが、実際には財源不足の際に一般会計に貸し付けるという財政調整的な運営を主に行ってきておりまして、その改善がまた求められておりました。また、近年は土地の取得については基金の活用をするよりは交付税算入される起債を活用した方が財政的にも極めて有利であるという状況にもありますので、今回この基金を廃止するものであります。

以上、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

- 議長（阿部栄悦君） これより議案第8号について質疑を行います。質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（阿部栄悦君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（阿部栄悦君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第8号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。したがって、議案第8号は原案のとおり可

決されました。

日程第7、議案第9号、八峰町手数料条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。佐々木福祉保健課長。

○福祉保健課長（佐々木充君） 議案第9号、八峰町手数料条例の一部を改正する条例制定についてをご説明申し上げます。

八峰町手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成21年3月5日提出

八峰町長 加藤和夫

提案理由でありますけれども、特定健康診査における個人負担を見直すため、条例改正をお願いするものです。

次のページをお願いします。

八峰町手数料条例の一部を改正する条例として、別表中、現在は基本健診1回につき1,000円となっているものを特定健康診査、基本的な健診については1回につき1,000円、医師の判断で行う詳細な健診（貧血検査のみは除きますけれども）、これについては1回につき500円と改正したいものです。

施行は、21年の4月1日からということです。

それで経緯等についてご説明申し上げますと、平成20年4月からいわゆる法律の改正に伴って、従来の基本健康診査が特定健康診査に代わり、特定健康診査は40歳以上74歳までの全員が対象となる基本的な健診と、それから医師の判断によるものが対象となる詳細な健診となり、実施主体も市町村から保険者となったものです。

八峰町では平成20年度については、いわゆる町の方針として従来の基本健康診査と同様に基本的な健診プラス詳細な健診をセットで実施し、受診に伴う個人負担について変更しなかったものです。ただ、平成21年度については、いわゆる受診の方法については法律に従った健診によるということで、基本的な健診及び詳細な健診を実施することとするものですが、各健診を受ける際の個人負担について見直しをしたもので条例改正をお願いした次第です。

なお、今年、全員に詳細な健診を受けさせないというんですか、そういうふうなやった経緯につきましては、いわゆる特定健康診査の実施方法・内容については医師と専門分野の方々が時間をかけて検討し、それが法律化されたものであると。それから平成20

年度1年間実施してみて、特定健康診査はあくまでも一次予防を重視し早期に生活習慣病を見直していくものであるということ、それから必要な場合は医師の判断で詳細な健診項目が受けられるということです。それから財政的な問題もありまして、いわゆる保険者負担が大きくなるということもあります。いわゆる詳細な健診が必要な者が受けた場合は、いわゆる国・県の補助金がありますけれども、本来必要でない人が受けた場合は全額保険者の負担になると、そういう事情があります。それからもう一つ、今年度から始まるんですけれども、いわゆる受診者がいわゆる公平感っていうんですかね、いっぱい受けた人っていうんですか、それから少なく受けた人が同じでいいのかという、そういういわゆる不公平感に対する問題も生じるのではないかというようなことを総合的に勘案しながら今回の条例改正をお願いしたものです。

よろしく申し上げます。

○議長（阿部栄悦君） これより議案第9号について質疑を行います。質疑ありませんか。14番見上政子さん。

○14番（見上政子君） 先ほどの説明では不公平感があるとか、それから保険者が、何ともない場合は、眼底、心電図は保険者の負担が増えるということですが、そもそもこの健康診断というのは病気の予防を図るということで行われている事業だと思います。それで、お医者さんの問診の結果、眼底を受けてくださいとか心電図を受けてくださいっていうふうなことで、その場で言われると思うんですけれども、問診がそのように私はスムーズに行くとはなかなか思えないんです。今まで受けてきた経過からすれば、体を触ってそれであと終わりというふうな、それが眼底とか心電図を受けなさいというところの判断まで問診でいくのかどうなのかというふうなことをちょっとどのように考えていますか。

それと非常に繁雑になってくると思います。その場で心電図どうぞ、眼底どうぞって言われたときに500円を出さなくてはいけない。500円出す人と1,000円出す人と、最初から1,500円を受けていけばいいんでしょうけれども、非常に繁雑になって、受ける人も格差が出てくるっていうかそのようになると思います、その点いかがお考えですか。

○議長（阿部栄悦君） 佐々木福祉保健課長。

○福祉保健課長（佐々木充君） 基本健診の部分についての考え方は各保険者等いろいろあるかと思います。ただ私の方では、先ほど言ったような財政的な問題、それらを含めてお願いしたわけです。

それで問診がスムーズに行くかということの話ですけども、基本的に前年度等に受けた問診票、審査結果というんですか、そういうものも持参していただきながら、それで実施主体となると思われまます組合病院等さんでは事前の方でもそれらを目に通しておく、そういうような話も伺っておりますので、基本的にはその前年度データ等でかなり抽出できるんじゃないかと。ただ、中にはやっぱりお医者さん、現場に来た段階でやっぱり受けた方がいいと、そういう判断もあるというお話を聞いています。

それでもう一つ、料金の繁雑の件ですけども、確かに去年の場合は特定健診が最初ということでお金のものよりもそれ以外のことで混乱したんですけども、そういう面では今年1年経って、まず事務の流れとしてはスムーズに行くんじゃないかと。

それでお金の関係ですけども、受付の段階で基本健診の分の1,000円は全員からこれはいただくわけですけども、医師の判断で受けてくださいよと、それは問診の結果なんですけども、その際に500円、何といたしますか、いただくか決まるわけなんですけども、その点については保健師とも意見交換しました。その結果では、ほかでもやっていることだし、その点については十分に対応していきたいと、そういうお話しでした。

以上です。

○議長（阿部栄悦君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。14番見上政子さん。

○14番（見上政子君） 健康診断というのはやはり予防を主としたものだと思います。

これに対してその場で診察の結果お金を取るとか、そういうふうなことではなくて、今までどおり。そうでなくても8,000円近いお金が健診でかかるわけですよ。それをやっぱり避ける人も出てくると思います。そういう意味では目的をなさないのではないかと思いますので、私は反対をいたします。

○議長（阿部栄悦君） ほかに討論はありませんか。2番大山義昭君。

○2番（大山義昭君） 教育民生委員会でも大変詳しくご説明いただいたところです。この基本健診と詳細な健診だけを捉えれば、他の町村、今まで我が町は1,000円であったんですけども500円の会計をお願いしても同額というふうなことと、この健診を受けるそれぞれの項目、全体的にトータル見ても今回、町の場合500円プラスして全体で8,300

円、某町ではこれらを同じ健診した場合1万8,300円とか大変な高額のところ、私は町では頑張っておると思いますので、この後またね福祉保健課には町の町民の健康管理、そしてまた予防に対する事柄に対しては気を緩めることなく頑張っていたきたいというふうなことを申し添えて、本議案には賛成をいたします。

○議長（阿部栄悦君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） ほかに討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第9号を採決します。この採決は起立で行います。本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部栄悦君） 起立多数。したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

休憩いたします。午後1時より再開いたしますので、ご協力をお願いいたします。

午前12時08分 休 憩

午後 1時00分 再 開

○議長（阿部栄悦君） 休憩前に引き続いて会議を開きます。

日程第8、議案第10号、八峰町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。辻建設課長。

○建設課長（辻 正英君） 議案第10号、八峰町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定について、ご説明いたします。

八峰町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものであります。

提案理由としては、道路法施行令の一部が改正されたことにより、八峰町道路占用料徴収条例中の別表の改正が必要となったためであります。

次のページをご覧ください。

八峰町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例であります。別表中の占用料の改正であり、条例の別表を次のとおり改正するものであります。

資料として条例改正の新旧対照表を3月2日の全員協議会で皆様に配付しております

ので、別表の方の朗読は割愛させていただきます。

占用料が改正されることによって、21年度収入額は20年度に比べ約31%マイナスの金額にして約43万1,000円の減額となる見込みであります。

施行期日につきましては、公布の日から施行するものとします。

以上、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（阿部栄悦君） これより議案第10号について質疑を行います。質疑ありませんか。
1 番松岡清悦君。

○1 番（松岡清悦君） 今回のこの条例の改正、何で改正さねばねがったのか、その理由を教えてください。

○議長（阿部栄悦君） 辻建設課長。

○建設課長（辻 正英君） 占用料につきまして、道路法の施行令で占用料を定めております。それが平成20年4月に改正になっております。それをまず全県的にまだ間に合わないということで21年度を目標として今回改正しようということで、1年置いて改正しております。

一応、そうすれば占用料の方の改正、何で生じたかということになりますけれども、これにつきましては別表の方を見ていただいてもわかりますとおり、全部減額となっております。この理由はですね、やはり土地の評価額、これがずっと下落傾向にあると。これは国土交通省の方で毎年3回から4回ですか、確か3カ月ごとに発表なされてると記憶しておりますけれども、それで先日も発表になっております。それは主要都市をまず基準としながら、それをまず毎年評価していくわけなんですけれども、その中においても全部下落になっているということでもありますので、一応その動向を踏まえまして道路法の施行令が改正になったということから占用料の方が減額になっているという状況であります。

○議長（阿部栄悦君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第10号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定するこ

とにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部栄悦君) 異議なしと認めます。したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第11号、八峰町特別会計条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。木村管財課長。

○管財課長(木村学君) 議案第11号、八峰町特別会計条例の一部を改正する条例制定について、ご説明いたします。

八峰町特別会計条例(平成18年八峰町条例第71号)の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものであります。

平成21年3月5日提出

八峰町長 加藤和夫

提案理由につきましては、八峰町埴川財産区特別会計及び八峰町土地取得特別会計を廃止するため、条例改正するものであります。

八峰町埴川財産区特別会計につきましては、財産区が廃止されることから特別会計を廃止するものであります。また、八峰町土地取得特別会計につきましては、八峰町土地開発基金条例が廃止されることから特別会計を廃止するものであります。

裏のページをご覧ください。

八峰町特別会計条例の一部を改正する条例。

八峰町特別会計条例の一部を次のように改正する。

第1条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第7号までを1号ずつ繰り上げ、第8号を削る。第2号が八峰町埴川財産区特別会計、第8号につきましては八峰町土地取得特別会計となっております。

附則、この条例は、平成21年4月1日から施行する。

以上であります。よろしくご審議の上、ご決定くださるようお願いいたします。

○議長(阿部栄悦君) これより議案第11号について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部栄悦君) 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第11号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第12号、八峰町埴川財産区管理会条例を廃止する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。木村管財課長。

○管財課長（木村 学君） 議案第12号、八峰町埴川財産区管理会条例を廃止する条例制定について、ご説明いたします。

八峰町埴川財産区管理会条例（平成18年八峰町条例第73号）を廃止する条例を別紙のとおり制定するものであります。

平成21年3月5日提出

八峰町長 加藤和夫

提案理由につきましては、八峰町埴川財産区の管理する財産が全てなくなったことから、本条例を廃止するものであります。

裏のページをご覧ください。

八峰町埴川財産区管理会条例を廃止する条例。

八峰町埴川財産区管理会条例は廃止する。

附則、この条例は、平成21年4月1日から施行する。

以上であります。よろしくご審議の上、ご決定くださるようお願いいたします。

○議長（阿部栄悦君） これより議案第12号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第12号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定するこ

とにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部栄悦君) 異議なしと認めます。したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

日程第11、議案第13号、八峰町公民館条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。齊藤生涯学習課長。

○生涯学習課長(齊藤英市郎君) 議案第13号、八峰町公民館条例の一部を改正する条例制定について、ご説明申し上げます。

八峰町公民館条例(平成18年八峰町条例第81号)の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成21年3月5日提出

八峰町長 加藤和夫

提案理由、八森公民館と峰浜公民館を統合し、八峰町公民館とするため、条例改正するものでございます。

次のページをお願いいたします。

八峰町公民館条例の一部を改正する条例。

八峰町公民館条例の一部を次のように改めるものであります。

第2条、公民館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称「八峰町公民館」、位置「八峰町峰浜田中字野田沢20番地1」。

附則、この条例は、平成21年4月1日から施行するものであります。

補足になりますが、先日の全協並びに午前中の町長の行政報告にもあったような趣旨からも今回の条例を2館体制から1館体制に改めるために名称と位置を条例改正するものでありますので、何とぞご審議の上、ご承認くださるよう、よろしくご説明申し上げます。

○議長(阿部栄悦君) これより議案第13号について質疑を行います。質疑ありませんか。3番石塚正一君。

○3番(石塚正一君) この間の説明、ちょっと聞き漏らしてしまったんですけども、この全体的に八森の今ここにあるのと向こうを統合してまず八峰町公民館ということの意味はわかるんですけども、この間の課長の説明では、ここはここに人員がいると言

いましたよね。それで向こうは向こうでいるわけですよね。そうすれば引っ越しはしないでここにいるということですけども、そうすればこの名前は、ここも八峰町公民館という名前でもよろしいのでしょうか。そこら辺。

○議長（阿部栄悦君） 齊藤生涯学習課長。

○生涯学習課長（齊藤英市郎君） 先日ちょっと説明不足のところもあったかも知れませんが、このファガスの施設と向こうの峰栄館の施設の条例は現行どおり残りまして、社会教育関連施設として残りますので、ここと向こうは今までどおり公民館活動のサービス提供に努めますので、あくまで町の公民館の位置づけというか、名称と位置を一本化するということでございます。ご理解賜りたいと思います。

○議長（阿部栄悦君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） ほかに質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第13号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

日程第12、議案第14号、八峰町へき地保育所条例を廃止する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。小林幼児保育課長。

○幼児保育課長（小林慶範君） 議案第14号、八峰町へき地保育所条例を廃止する条例制定について、ご説明申し上げます。

八峰町へき地保育所条例を廃止する条例を別紙のとおり制定する。

平成21年3月5日提出

八峰町長 加藤和夫

提案理由であります。石川子ども園は平成18年4月1日より休園しておりますが、今後も再開する見込みがない状況であることから、知的障害者授産施設に転用するため、

本条例を廃止するものであります。

次のページをお願いします。

八峰町へき地保育所条例を廃止する条例。

八峰町へき地保育所条例は、廃止する。

附則、この条例は、平成21年4月1日から施行する。

なお、廃止に伴う経緯については福祉保健課長から説明いたします。

○議長（阿部栄悦君） 佐々木福祉保健課長。

○福祉保健課長（佐々木充君） それでは私の方で、経緯に関しては町長の行政報告等でも、あるいは全協の中でお話してますので、いわゆる今回、国の補助金でもらった事業なんですけれども、国の協議が整いましたので転用の許可を得たということです。

それであと、いわゆる石川子ども園を今後どう利活用するのかということなんですけれども、これ全協のとき資料をお示ししましたけれども、もう一度ご説明申し上げます。

現在、岩子子ども園、これがさくら園ということで知的障害者の授産施設として利用しています。ただその中には大きく3つに分かれた事業を展開しております。1つは知的障害者と諸授産施設分譲、それから八峰町地域生活支援センター、3番目が日中一時支援事業ということで、1点目の授産施設には17名、それから支援センターの方には8名、それから日中一時支援事業には5名ということで、合わせますと30名ほどいるわけなんですけれども非常に手狭だということで、今回、石川子ども園にいわゆる知的障害者通所の授産施設の部分について石川子ども園の方に移したいと。さくら園、いわゆる現在の岩子子ども園で行っているものには、支援センターと、それから日中一時支援事業、この事業を残したいと、そういう内容です。よろしくをお願いします。

○議長（阿部栄悦君） これより議案第14号について質疑を行います。質疑ありませんか。11番柴田正高君。

○11番（柴田正高君） この廃止条例については別になんですけども、虹のいえに貸付するその貸付する契約、何年ごとの更新なのか、これから詰めるのか、それこそもう契約が、条項がある程度整っておられるのか。整っておった場合、委員会等に当然示していただけるものだと思うんですが、そこら付近についてご説明願いたいと思います。

○議長（阿部栄悦君） 佐々木福祉保健課長。

○福祉保健課長（佐々木充君） 国の方の貸付条件としては無償で貸し付けしなさいよというのが示されてます。それで貸付期間、これに関しては町の条例の関係で最長5年と

ということです。うちの方としては、この貸付した場合、当然、今子供用のトイレ等なんですけれども成人の方も授産施設に来てますので、トイレの関係、それからお風呂の関係をやっぱり手入れしなければなりません。それにやっぱりお金、これは虹のいえの方で出す予定なんですけれども、そういう意味で規則上は5年ということになります。ただ、国から示された条件等を考慮しますと、5年で終わるとかということは私の方では考えていません。

それで具体的な手続きに関しては、まず現在行政財産でございますので、この条例が通らないと普通財産に何と申しますか転用というんですかね、できませんので、これが議決いただければその後の手続きを正式な手続きにします。

なお、虹のいえとの事前の話し合いはそれなりにしております。

以上です。

○議長（阿部栄悦君） 11番柴田正高君。

○11番（柴田正高君） そうすれば、まだ貸付の条件については虹のいえと最終的な細かいところまでは詰めていないということなんですね。

○議長（阿部栄悦君） 佐々木福祉保健課長。

○福祉保健課長（佐々木充君） 条件というところから具体的に貸借契約っていうんですかね、やる段階でいろいろあるかと思えます。ただ、基本的な考え方は、あくまでも無償で貸付しなさいよということなんで、それに従った形でやります。ただ、動産関係、あるいは現状回復とかそれらについてはこれからの、そこまでははっきり言って煮詰めておりませんので、そこら辺を今後のお話し合いで決めさせていただきたいと思えます。

○議長（阿部栄悦君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） ほかに質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第14号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。したがって、議案第14号は原案のとおり可

決されました。

日程第13、議案第15号、八峰町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。佐々木福祉保健課長。

○福祉保健課長（佐々木充君） 議案第15号、八峰町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例制定について、ご説明申し上げます。

八峰町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例を別紙のとおり制定する。

平成21年3月5日提出

八峰町長 加藤和夫

提案理由ですけれども、介護報酬改定に伴う介護保険料の上昇分を抑制するための交付金を積み立てるために基金を設置するものであります。

次のページをお願いします。

八峰町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例。

第1条、設置です。介護従事者の処遇改善を図るという平成21年度の介護報酬の改定の趣旨等にかんがみ、当該改定に伴う介護保険料の急激な上昇を抑制するため、八峰町介護従事者処遇改善臨時特例基金（以下「基金」という。）を設置するということです。

第1条では、いわゆる平成21年4月から介護報酬が3%引き上げられるということ踏まえたもので、その急激な上昇を緩和するという内容のものです。

第2条、基金の額。基金として積み立てる額は、八峰町が交付を受ける介護従事者処遇改善臨時特例交付金の額とするということで、第2条関係に関してはこの補正予算にも出てきますけれども、570万2,000円が国から交付される予定となっております。

それから第3条、管理、それから第4条、運用益の処理、それから第5条、繰越運用は記載のとおりでございます。

それで第6条、処分です。基金は、次の各号に掲げる場合に限り、これを処分することができる。

1号、八峰町が行う介護保険に係る第1号被保険者の介護保険料について、平成21年4月施行の介護報酬の改定に伴う増加額を軽減するための財源に充てる場合。

2号、前号の介護保険料の軽減に係る広報啓発、それから介護保険料の賦課・徴収に係る電算処理システムの整備に要する費用その他当該軽減措置の円滑な実施のための準備経費等の財源に充てる場合ということで、この第6条で処分を限定しております。

第7条は、委任規定です。

附則です。1項、この条例は、公布の日から施行する。

2項、この条例の失効ですけれども、この条例は、平成24年3月31日限り、その効力を失う。この場合において、基金に残額があるときは、当該基金の残額を予算に計上し、国庫に納付するものとする、という内容の条例でございます。

よろしく申し上げます。

○議長（阿部栄悦君） これより議案第15号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第15号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

日程第14、議案第16号、八峰町介護保険条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。佐々木福祉保健課長。

○福祉保健課長（佐々木充君） 議案第16号、八峰町介護保険条例の一部を改正する条例制定について、ご説明申し上げます。

八峰町介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成21年3月5日提出

八峰町長 加藤和夫

提案理由です。介護保険の保険料を見直しするため、条例改正をするものです。

次のページをお願いします。

八峰町介護保険条例の一部を改正する条例です。

以下、条文書いてますけれども要約して申し上げたいと思います。

現在の条例には、第3期老人福祉計画、介護保険事業計画に基づいて平成18年度から

平成20年度までの介護保険料を規定しているものですが、平成21年度から平成23年度までの3年間の、第4期老人福祉計画、介護保険事業計画について今回定めるわけですが、これについては昨年12月から策定委員会を設置しまして、人口、高齢者、それから要介護等認定者の現状や今後の見込み、それから介護サービスや介護予防サービス等の現状、そして今後の推計等についてご検討いただきました。その結果を踏まえて、この3月26日に答申をいただいたものです。

今回の条例改正につきましては、この第4期の計画を推進するための保険料を規定するものですが、保険料については国からの交付金や介護準備基金を活用しながら第3期保険料と同額とする内容のものです。

それで上の方から改正文を書いています。それでこれにつきましては、本則の部分なんですけれども、いわゆる総費用に対する公費負担等を除いて算出されたものを規定しています。基準となる第4段階では月額4,153円、年額にしますと4万9,836円と積算されたものですが、改正文の中頃に括弧で、見出しで「平成21年度から平成23年度までの保険料率の特例」第6項ということを示されているように、これは第3期介護保険料と同額にすると、そういう内容でございます。

この条例は、21年4月1日から施行すると。

それから2項では、経過措置を設けているものです。

よろしく申し上げます。

○議長（阿部栄悦君） これより議案第16号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第16号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

日程第15、議案第17号、八峰町中小企業融資あっせん条例の一部を改正する条例制定

についてを議題とします。

当局の説明を求めます。武田産業振興課長。

○産業振興課長（武田 武君） それでは、議案第17号、八峰町中小企業融資あっせん条例の一部を改正する条例制定についてをご説明いたします。

八峰町中小企業融資あっせん条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものでございます。

平成21年 3 月 5 日提出

八峰町長 加 藤 和 夫

提案の理由でございます。町内の中小企業者の安定及び業界の振興発展に資することを目的に融資あっせんの限度額を引き上げると共に貸付期間を延伸するため、条例を改正するものであります。

次のページをご覧ください。

八峰町中小企業融資あっせん条例の一部を次のように改正するというので、第3条第2項中「700万円」を「1,000万円」に、「7年」を「10年」に改めるものでございます。

施行期日でございますが、この条例は、平成21年4月1日から施行します。

経過措置として、2、改正後の八峰町中小企業融資あっせん条例第3条の規定は、この条例の施行の日以後に融資が開始される者について適用し、同日前に融資が開始されたこととなる場合における者については、なお従前の例によるものでございます。

参考までに、町長が行政報告で述べました11億円云々というのは県の中小企業、それから町のまるブナ等を含めた額の合計でございます。それで今回、八峰町のまるブナに関しましては平成21年3月末の予定ですが、貸付件数が95件、貸付残高においては2億4,668万7,000円となっております。

今回の融資の増額にからみまして新たに30件の新規、これに対応できるような形で考えて、当初予算においては予算措置していることを申し添えておきます。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（阿部栄悦君） これより議案第17号について質疑を行います。質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部栄悦君) 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第17号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部栄悦君) 異議なしと認めます。したがって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

日程第16、議案第18号、八峰町営住宅管理条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。辻建設課長。

○建設課長(辻 正英君) 議案第18号、八峰町営住宅管理条例の一部を改正する条例制定について、ご説明いたします。

八峰町営住宅管理条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものであります。提案理由としては、町営住宅の入居者の資格等に暴力団員でないことを加えると共に、規定を整備するため、改正するものであります。

次のページをご覧ください。

八峰町営住宅管理条例の一部を次のように改正するものであります。

改正の概要につきましては町営住宅の入居資格等についての改正で、第5条の入居者の資格条項に第1項第6号として1号を加え、第11条の同居の承認事項に第2項として1項を加え、そして第12条入居の承継条項に第2項として1項を加えるものであります。

また、第41条の住宅の明渡し請求の条項中の第1項第1号及び第2号にそれぞれ「入居者が」を加え、第1項第3号には「入居者又は同居者が」を加え、同項第4号に「入居者が」を加え、同項第5号に「入居者又は同居者が」を加え、さらに第5で1号加え、第5号を6号に、第6号を7号に改め、第41条第5項の条文の第6号を第7号に改めるものであります。

この条例は、平成21年4月1日から施行するものとします。

経過措置として、改正後の条例第5条の規定は、条例施行日後に入居の公募または入居の申し込みをした者に適用し、施行日前については従前の例によるものとします。

なお、この条例改正後においては、関係機関と連携を強めながら条例の遵守に努めていく考えであります。

以上、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

- 議長（阿部栄悦君） これより議案第18号について質疑を行います。質疑ありませんか。11番柴田正高君。
- 11番（柴田正高君） そうすればね、入居しようとする人が暴力団か非暴力団なのかという判断、その都度、警察とかそういうところに問い合わせ、照会、照合とかそういうのを行うんですか。
- 議長（阿部栄悦君） 辻建設課長。
- 建設課長（辻 正英君） 入居する際には申請書の提出がありますので、一応それで全部、家族構成とか全部記入されてきます。一応それが出てきた段階で、まず何ていいですか警察署の方とまず連絡を取りながら暴力団員の方の関係者かどうかということをもまず情報を流してもらうという形で、連携を強めていくという表現を使いましたけれども、この条例が決まった際においては、今月の末までの間に能代警察署の方と業務の管理協定といいますか、そういうのを締結していきたいというふうに考えております。
- 議長（阿部栄悦君） ほかに質疑ありませんか。1番松岡清悦君。
- 1番（松岡清悦君） 今回この条例が制定されるということによかったなと思っているわけですが、以前にこの条例がなくて困ったことってあるものですか。あるいは類似した、私方も暴団員の認定はどうやって行うものかわかんねえども、なかなかこれやっぱり難しいし、プライベートな、暴力団風というのもあります。よく温泉さ行けば暴力団風とかって書いてます。どの辺が暴力団なのか暴力団風なのか、書類で審査するんであればいいけども、現在入居している中でそういうトラブルは過去になかったのか。以上。
- 議長（阿部栄悦君） 辻建設課長。
- 建設課長（辻 正英君） 過去において入居してくださった方々の場合、そういう事例はありませんでした。
- 議長（阿部栄悦君） ほかに質疑ありませんか。14番見上政子さん。
- 14番（見上政子君） 先ほどの柴田議員の質問に対してちょっと疑問に感じたんですけども、申し込み時点で警察と連絡を取り合うということですか。これちょっと大変なことだと思いますよ。申し込みした時点で全て警察の方にそれが流れていくようであれば、別のことで前科があるとか、いろんな知らなくてもいい情報が入ってくる可能性もあると思いますので、これはちょっと個人情報からしてもちょっと問題でないかと

思います。

それとですね、先ほどから暴力団と判断することが難しいというふうに言われましたけれども、入居してから暴力団と関係持つとか、それからいろんな悪い方の関係を持つとかというふうなことでわかった場合に、入居時点でなくて入ってから、しばらくしてからということであれば退去命令を出す場合に法的に勝つ根拠があるのでしょうか。その辺もちょっと教えてください。

○議長（阿部栄悦君） 辻建設課長。

○建設課長（辻 正英君） 第1点目のご質問ですけれども、申し込みの際ということ。まず、入居したいのということと申し込みになった段階で私方の方では全部それを書類資格があるのかどうかということと全部審査します。そういう中において、まずそれぞれの家族構成なりもまた当然チェックいたします。それがまず何と申しますか、全員のデータを警察の方にやるんじゃないでなくて、疑問と思われた人をまず照会していくという形で考えております。ですから、申し込みになった方々全員のデータをやって警察の方からチェックしてもらうということじゃないということと認識していただければと思います。

あと2点目ですけれども、入居後においてまず暴力団員が入ってくると、また、入居後において暴力団員となった場合の取り扱いで退去できるのかどうかということなんですけれども、条例上では、現在の条例でもまずその町営住宅を、迷惑をかける行為をやった場合は退去できるという、退去請求をすることができるという条例内容になっております。これは暴力団員ということではないです。ただ、この暴力団員ということを追加することによりまして、それをまず明確化しながら排除をしていきたいということとあります。ですから退去は請求することはできますけれども、全国的な例として入った段階で退去してくださいっていつでも居座る状況が、例があるということで、法的にもなかなかそれを強制退去するということはかなり労力を要しているということになっておるので、まずこの辺を条例で明文化しながら、まず今後はチェックしながら暴力団員が入らないようにということと今回の条例改正でやっていきたいということとありますので、よろしく願いいたします。

○議長（阿部栄悦君） ほかに質疑ありませんか。14番見上政子さん。

○14番（見上政子君） 住宅を申し込むときに応募者が1人の場合は、どうしてもやっぱり抽選じゃなくて入りたいという人が優先されますよね、そこで。そういう場合も

やっぱり入ってもらいたいとなれば、その辺のチェックがちょっと甘くなる可能性もあるのではないかと思います。それから、全て申し込み時点で警察に連絡するというのではないようですけれども、これはやはりかなり慎重にやっていただきたいと思います。警察の方からあらかじめデータとかはもらっていると思うんですけれども、やたらと警察の方と連絡を取り合ってそういうチェックをするということはかなり慎重にやっていただきたいと思います。

以上です。

○議長（阿部栄悦君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） ほかに質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第18号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。したがって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

日程第17、議案第19号、八峰町簡易水道設置条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。辻建設課長。

○建設課長（辻 正英君） 議案第19号、八峰町簡易水道設置条例の一部を改正する条例制定について、ご説明いたします。

八峰町簡易水道設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものであります。

提案理由としては、岩館地区簡易水道、観海地区簡易水道及び八森地区簡易水道の経営統合により、統合後の名称を八森地区簡易水道に変更するために条例改正するものであります。

次のページをご覧ください。

八峰町簡易水道設置条例の一部を次のように改正するものであります。

改正の概要につきましては先の全員協議会で新旧対照表を配付し、ご説明しておりますが、別表中の「岩館地区簡易水道」、「観海地区簡易水道」、「八森地区簡易水道」を「八森地区簡易水道」に改めるものであります。

この条例は、平成21年4月1日から施行するものとします。

以上、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（阿部栄悦君） これより議案第19号について質疑を行います。質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 討論がないようですので、討論を終わります。
これより議案第19号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。したがって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

日程第18、議案第20号、八峰町簡易水道給水条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。辻建設課長。

○建設課長（辻 正英君） 議案第19号、八峰町簡易水道給水条例の一部を改正する条例制定について、ご説明いたします。

八峰町簡易水道給水条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものであります。

提案理由としては、岩館地区簡易水道、観海地区簡易水道及び八森地区簡易水道の経営統合により、統合後の名称を八森地区簡易水道に変更するために条例改正するものであります。

次のページをご覧ください。

八峰町簡易水道給水条例の一部を次のように改正するものであります。

改正の概要につきましては先の全員協議会で新旧対照表を配付し、ご説明いたしております。

別表第1中の「岩館地区簡易水道」、「観海地区簡易水道」、「八森地区簡易水道」を「八森地区簡易水道」に改めるものであります。

この条例は、平成21年4月1日から施行するものであります。

以上、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（阿部栄悦君） これより議案第20号について質疑を行います。質疑ありませんか。
8番菊地 薫君。

○8番（菊地 薫君） 先ほど伺えばよかったわけですが、従来、簡易水道特別会計これ一本なわけでありまして、地区別にはですね当然取水含めてそれぞれの地区地区で、八森の場合3地区あるわけですが、これは経営統合という言葉がですね、どうもひとつちょっとおやっと思ってしまうわけですが、それに伴って使用料とかいろいろ相違があるわけでもないわけですね、どうもその辺の捉え方が、経営統合という捉え方でいいのかどうか。その辺を、言葉遣いですね、お願いいたします。

○議長（阿部栄悦君） 辻建設課長。

○建設課長（辻 正英君） これ、前年度においても峰浜地区、経営統合しておりますけれども、一応それにならしまして、まず八森地区も今年度経営統合していくと。この理由といたしましては、国の方からの指導といいますか、補助事業に関わる採択要件が、経営統合した簡易水道事業でなければ今後における整備の際に補助採択はできませんよという形の指導となっておりますことから、今回、経営統合という表現を使いながら統合の形を取っております。一応将来的には、これはさらに統合しなさいということも指導でありますので、まず5年後か7年後かにおいては八峰町一つの簡易水道事業という形を取らざるを得なくなるんじゃないかなというふうに考えております。

○議長（阿部栄悦君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） ほかに質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第20号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。したがって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

日程第19、議案第21号、八峰町公共下水道設置条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。辻建設課長。

○建設課長（辻 正英君） 議案第21号、八峰町公共下水道設置条例の一部を改正する条例制定について、ご説明いたします。

八峰町公共下水道設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものであります。

提案理由としては、公共下水道区域の一部を追加するために条例改正するものであります。

次のページをご覧ください。

八峰町公共下水道設置条例の一部を次のように改正するものであります。

改正の概要につきましては先の全員協議会で新旧対照表を配付し、ご説明しておりますが、第2条の表中の改正で、八森処理区では5字名の一部を、沢目処理区では2字名の一部を追加するものであります。

この条例は、公布の日から施行するものとします。

以上、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（阿部栄悦君） これより議案第21号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第21号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。したがって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

日程第20、議案第22号、秋田県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更についてを議

題とします。

当局の説明を求めます。佐々木福祉保健課長。

- 福祉保健課長（佐々木充君） 議案第22号、秋田県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更についてをご説明申し上げます。

地方自治法第291条の3第1項の規定に基づき、関係地方公共団体で協議のうえ、秋田県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約を別紙のとおり定める。

平成21年3月5日提出

八峰町長 加藤和夫

提案理由です。秋田県後期高齢者医療広域連合議会の議員の定数及び選挙方法を変更するため、秋田県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する関係市町村との協議について、地方自治法第291条の11の規定により議会の議決を求めようとするものであります。

次のページをご覧くださいと思います。

別紙、秋田県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約ですけれども、まず規約改正の変更に至った経緯等についてご説明申し上げます。

現行の規約による議員の選出方法等について、平成19年7月23日付で秋田県市議会議長会から規約改正の2点の要望が広域連合に提出されております。その1点目ですけれども、議員の選出に当たって全市町村議会で議員選挙が必要であるため、市町村議会での選挙事務が繁雑となっていること。それから、議員定数が現行24名なんですけれども、議員が選出されていない市町村があること。この2点について改善の要望が広域連合になされたわけです。

広域連合では、広域連合議会を構成しています秋田県市長会、秋田県町村会、秋田県市議会議長会、そして秋田県町村議会議長会にいわゆる規約変更に係る事務局案を提示しながら4団体等の意見を集約し、そしてどのような変更案がよろしいのかということの協議をしてきたところです。

今回はその規約変更案がまとまりましたので、各市町村議会において議決を求めると、そういう経緯でございます。

変更規約の方を読んでいきたいと思います。

秋田県後期高齢者医療広域連合規約の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「24人」を「25人」に改め、同条第2項を次のように改める。

2、広域連合議員は、関係市町村の長及び議会の議員により組織するとあります。それで、これは先ほど申し上げましたいわゆる議員の人数、これは全市町村から1名選出するために24を25名に改め、そして議員になれる者というんですか、関係市町村の長及び議会の議員と、どちらかから選出していく、各市町村1名選出してくださいと、そういうような中身になったところです。

その下に8条を次のように改めるということで、広域連合議員は、関係市町村の長及び議会の議員のうちから、当該関係市町村の議会において1人を選挙する。すいません、これは先ほどの説明です。

それで前項の規定による選挙については、地方自治法第118条の例によるということです。

改正の大きな要点的には、全市町村から均等に議会議員を選出することを目的として24から25にしたと。選挙方法については、各市町村議会において当該市町村の長及び議員から1人を選挙するというのが本則の変更です。

附則です。1、この規約は、知事の許可があった日から施行する。

2項、この規約の施行の際、現に広域連合議員となっている者は、この規約の施行の日に、この規約による変更後の第8条第1項の規定により選挙され、広域連合議員となったものとみなすと。これは現在の規約で選ばれている議員については、改正後の規約で選ばれてあったと、そういうふうにみなす規定でございます。

以上、よろしくお願いたします。

○議長（阿部栄悦君） これより議案第22号について質疑を行います。質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。14番見上政子さん。

○14番（見上政子君） 私は賛成の討論をします。

原則的には各町村から1人ずつ選ばれるということはいいいことだと思います。今までと比べて選挙がそのたびにやるというのでなくて。

ただ、意見として言いたいのは、25人は非常に少ない。後期高齢者5,000人に対して1人とか、大きい町、大きい市、小さい町それぞれ人数に合わせた人を選ぶべきでないかということと、やっぱりお医者さんが入るべきではないかということ意見を述べるだけで、私はこれについては賛成をいたします。

○議長（阿部栄悦君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第22号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。したがって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

休憩いたします。2時15分まで休憩したいと思いますので、よろしく願いいたします。

午後 2時05分 休 憩

午後 2時15分 再 開

○議長（阿部栄悦君） 休憩前に引き続いて会議を行います。

日程第21、議案第23号、町道路線の廃止及び認定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。辻建設課長。

○建設課長（辻 正英君） 議案第23号、町道路線の廃止及び認定について、ご説明いたします。

道路法第8条第2項及び第10条第3項の規定により、町道路線を廃止及び認定することについて議会の議決を求めるものであります。

提案理由としては、岩館漁港地域水産物供給基盤整備事業で臨港道路として整備するため、関係する町道を廃止し整備区域外の町道を認定するものであります。

町道路線の廃止及び認定の概要につきましては先の全員協議会で資料を配付し、ご説明しておりますが、平成21年度の岩館漁港地域水産物供給基盤整備事業において岩館海岸線の一部310メートルを臨港道路として幅員7メートルに拡幅改良するものであります。これにより、岩館海岸線の全延長3,364.9メートルを一旦廃止し、臨港道路として整備される310.0メートルを除き、残りの3,054.9メートルを新たに岩館海岸線として認定するものであります。

このことにより、道路の起点は岩館17番地2から岩館39番地と変わりますが、終点は同じであります。

また、廃止後の道路は臨港道路として秋田県が整備し、整備後においても管理することとなります。生活区域内における道路であることから、秋田県と維持管理協定を締結し町で維持管理することとなる予定でありますので、地域住民へは今までどおりの利用が可能であると考えております。

ただし、工事期間中においては通行止め等の通行規制が生じるものと考えられますので、ご協力方よろしくお願いいたします。

以上、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（阿部栄悦君） これより議案第23号について質疑を行います。質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第23号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。したがって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

日程第22、議案第24号、工事請負変更契約の締結についてを議題とします。

当局の説明を求めます。辻建設課長。

○建設課長（辻 正英君） 議案第24号、工事請負変更契約の締結について、ご説明いたします。

平成20年8月4日に指名競争入札に付した埴地区農業集落排水整備事業第02301号工事について、請負変更契約を締結するため、八峰町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

工事の概要については先の全員協議会において資料を配付し説明しておるとおりであります。概要としては、処理場の建設工事で地盤改良工事として改良コラム工法を実施しておりますが、支持地盤が当初予定していた深さより80センチメートルほど浅かったことにより全体の**コラム長が当初4.3メートルであった**、**それぞれのコラム長が当初4.3メートルで72本実施する予定であったものが、3.5メートルの長さのコラム施工と**

なりました。そのため減額変更と。また、今年度は1階スラブコンクリートまでの施工なので、配水管6.7メートルをスラブコンクリートに施工する必要が生じ、増額となります。結果的には31万1,850円の減額変更となり、次のとおり変更するものであります。

契約の目的であります。埴地区農業集落排水整備事業第02301号工事。

契約金額は、変更前が6,762万円で、変更後が31万1,850円減額の6,730万8,150円であります。

契約の相手方は、八峰町峰浜埴字豊後長根141の1、株式会社嶋田建設、代表取締役太田治彦であります。

支出科目は、平成20年度八峰町農業集落排水事業特別会計1款事業費3項農業集落排水事業費1目農業集落排水事業費であります。

提案理由としては、八峰町の議会の議決に付すべき契約及び財産又は処分に関する条例第2条の規定により、予定価格が5,000万円以上の工事に係る契約であり、議会の議決を要するためであります。

ちなみに、工期完成予定は平成21年3月19日としております。

以上、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（阿部栄悦君） これより議案第24号について質疑を行います。質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第24号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。したがって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

日程第23、議案第31号、八峰町営簡易水道事業特別会計への繰入についてを議題とします。

当局の説明を求めます。辻建設課長。

○建設課長（辻 正英君） 議案第31号、八峰町営簡易水道事業特別会計への繰入につ

いて、ご説明いたします。

八峰町営簡易水道事業推進のため、平成21年度八峰町一般会計から5,000万円以内を繰り入れるものであります。

提案理由としては、地方財政法第6条の規定により、議会の議決を必要とするためであります。

以上、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（阿部栄悦君） これより議案第31号について質疑を行います。質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第31号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。したがって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

日程第24、議案第32号、八峰町公共下水道事業特別会計への繰入についてを議題とします。

当局の説明を求めます。辻建設課長。

○建設課長（辻 正英君） 議案第32号、八峰町公共下水道事業特別会計への繰入について、ご説明いたします。

八峰町特定環境保全公共下水道事業推進のため、平成21年度八峰町一般会計から3億100万円以内を繰り入れるものであります。

提案理由としては、地方財政法第6条の規定により、議会の議決を必要とするためであります。

以上、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（阿部栄悦君） これより議案第32号について質疑を行います。質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部栄悦君) 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第32号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部栄悦君) 異議なしと認めます。したがって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

日程第25、議案第33号、八峰町農業集落排水事業特別会計への繰入についてを議題とします。

当局の説明を求めます。辻建設課長。

○建設課長(辻 正英君) 議案第33号、八峰町農業集落排水事業特別会計への繰入について、ご説明いたします。

八峰町農業集落排水事業推進のため、平成21年度八峰町一般会計から4,300万円以内を繰り入れるものであります。

提案理由としては、地方財政法第6条の規定により、議会の議決を必要とするためであります。

以上、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長(阿部栄悦君) これより議案第33号について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部栄悦君) 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部栄悦君) 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第33号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部栄悦君) 異議なしと認めます。したがって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

日程第26、議案第34号、八峰町漁業集落排水事業特別会計への繰入れについてを議題

とします。

当局の説明を求めます。辻建設課長。

- 建設課長（辻 正英君） 議案第34号、八峰町漁業集落排水事業特別会計への繰入について、ご説明いたします。

八峰町漁業集落排水事業推進のため、平成21年度八峰町一般会計から2,600万円以内を繰り入れるものであります。

提案理由としては、地方財政法第6条の規定により、議会の議決を必要とするためであります。

以上、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

- 議長（阿部栄悦君） これより議案第34号について質疑を行います。質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（阿部栄悦君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（阿部栄悦君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第34号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。したがって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

日程第27、議案第35号、平成20年度八峰町一般会計補正予算（第7号）を議題とします。

当局の説明を求めます。佐々木副町長。

- 副町長（佐々木正憲君） 議案第35号、平成20年度八峰町一般会計補正予算（第7号）について、ご説明申し上げます。

歳入歳出予算の補正。

歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ2億175万1,000円を追加しまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ68億4,124万3,000円とするものでございます。

なお、説明の前にお願ひしたいと思いますが、歳入歳出ともにですな平成20年度の年度末に当たりまして補助事業等のですな完了、あるいは実績の見込み等が多々ございま

すので、それに伴う積算あるいは減額補正が非常に多いわけでごさいます、一部詳細な内容につきましては先の協議会でもご説明申し上げておりますので省略させていただきます。

それから10款の教育費の関係でごさいます、こちらの方も私の方から皆さんにご説明申し上げたいと思います。よろしくお願ひします。

それでは9ページを開いていただきたいと思います。

2、歳入、1款町税1項町民税2目法人、補正額190万円減額でごさいます。これは現年度の法人町民税の減額見込みでごさいます。

次に、1款町税6項入湯税1目入湯税、補正額313万円。現年度分の課税分でごさいます。実績の見込みでごさいます。

10ページ、6款地方消費税交付金1項地方消費税交付金1目地方消費税交付金、補正額300万円減。交付金が300万円減。実績の見込みでごさいます。

12款分担金及び負担金2項負担金1目民生費負担金2節児童福祉費負担金33万6,000円の減額。これは認可保育所の入所者の負担金でごさいます、実績の見込みでごさいます。

11ページ、13款使用料及び手数料2項手数料2目衛生手数料、減額の200万円。衛生手数料200万円。これは家庭系の一般廃棄物の処理手数料でごさいます、ご案内のように八森地区のステーション化に伴ってですね、燃えないごみのごみ袋の販売の減になるものでごさいます。

14款国庫支出金1項国庫負担金1目民生費1節社会福祉費負担金46万円の減額ですが、これは国民健康保険の基盤安定負担金の実績に伴う減額でごさいます。2節の児童福祉費負担金288万7,000円の減額は、児童福祉手当負担金は103万8,000円の不用額でごさいます。2の保育所運営費国庫負担金、実績に伴うものです。

12ページ、11款国庫支出金2項国庫補助金1目総務費国庫補助金200万円の減額ですが、1節の合併町村補助金200万円の減額。これは戸籍のですね電算化に伴う事業費の交付が決定になりました。それに伴う減額でごさいます。2目民生費国庫補助金1,001万2,000円。1節社会福祉費補助金1,001万2,000円。11の介護従事者の処遇改善臨時特例交付金570万円の補正でごさいます、これは一人暮らし老人等のですね見守り事業が補助の対象になったということでごさいます、これは町の社会福祉協議会に委託しているものでごさいます。

どうもすいません、1桁違いました、説明の方。今のと違いました。介護保険特例交付金の570万1,000円はですね、これは先ほど提案されました基金の新しく積み立てるものでございます。基金積立金でございます。

12のセーフティネット支援対策事業費補助金180万円。これが先ほど申しあげました一人暮らし老人等の見守り事業の補助金が対象になった分でございます。13介護保険事業費補助金83万1,000円。これは法の改正に伴って、これらの事業を行うためのシステムの改修を要するものでございます。14高齢者医療制度円滑運営事業補助金168万円。これも後期高齢者の医療システムの事務を行うためのシステムの改修でございます。3目農林水産業費国庫補助金34万6,000円の減額。1節農業費補助金34万6,000円。担い手アクションサポート事業費の補助金でございますが、これは補助事業の実績に伴う減額でございます。4目土木費国庫補助金、補正額646万2,000円。1節住宅費補助金158万8,000円の減額。これは公営住宅のストック総合改善事業補助金でございますが、かもめ団地の分と、それから火災報知器の設置分でございます。実績に伴うものでございます。2節道路橋梁費補助金805万円。2地方道路整備臨時交付金805万円。これは当初の55%から65%に補助率がアップになったものでございます。代表路線は峰浜中央線でございます。

15款県支出金1項県負担金1目民生費県負担金、補正額250万5,000円。1節社会福祉費負担金343万円。これは説明の1の国民健康保険基盤安定負担金285万7,000円と後期高齢者保険の基盤安定負担金57万3,000円、いずれも実績の見込みでございます。

13ページ、同じく2節の児童福祉費負担金92万5,000円。保育所運営費県負担金、実績に伴うものです。

15款県支出金2項県補助金2目民生費県補助金34万1,000円の追加。1節社会福祉費補助金72万4,000円。障害者自立支援臨時対策事業費補助金。これは自立支援のシステムがですね4月から法の改正によって対応しなければならなくなりました。これに伴う減額の補助金でございます。2節児童福祉費補助金38万3,000円。すこやか子育て支援事業費補助金38万3,000円の減額。これも実績に伴うものでございます。4目農林水産業費県補助金、補正額273万2,000円の減額。1節農業費補助金60万4,000円。11農業委員会交付金9万6,000円の減額。25の原油高騰対策施設園芸緊急支援事業費補助金50万8,000円。これらも実績に伴うものでございますが、この原油の関係のことにつきましては菌床しいたけのハウスに関わるものでございます。2節林業費補助金212万8,000円の

減額。森林環境保全整備事業費補助金、減額ですが、これは入札の差額の方でございます。

14ページ、15款県支出金3項委託金1目総務費委託金、減額の75万8,000円。4節の選挙費委託金75万8,000円。これは海区の調整委員の選挙が今年でございましたけれども、無競争に伴うものでございます。実績でございます。

16款財産収入2項財産売却収入2目物品売却収入177万2,000円。1節物品売却収入177万2,000円。説明のところの3、橋桁売却収入、これは古い橋桁がストックしておったものですが、鉄鋼材でございますが、これの売払いが53万6,000円。4の日産小型25人乗りバス、これはこれまでハタハタ館で使用してあったものでございますが、39万5,000円で売払いいたしました。5の大型ロータリー車、古くなりました売却しました。45万1,000円。6のトヨタコースターですが、これは白神体験センターで使用しているものですが、いずれも公有財産でございましたが、それぞれ物品の売払いの代金でございます。

15ページ、18款繰入金1項特別会計繰入金4目土地取得特別会計繰入金57万の補正です。1節土地取得特別会計繰入金57万円。土地取得特別会計繰入金。これは先ほど申し上げました土地取得の特別会計が廃止になりまして、それに伴う剰余金でございます。

18款繰入金2項基金繰入金4目土地開発基金繰入金、補正額2億1,081万6,000円。1節土地開発基金繰入金2億1,081万6,000円。これは土地開発基金の廃止に伴う基金の残額の取り消しした分でございます。

16ページ、20款諸収入2項町預金利子1目町預金利子、補正額79万4,000円。1節町預金利子79万4,000円。これは普通預金の分とですね定期預金の分のそれぞれの利息の実績分でございます。

20款諸収入3項貸付金元利収入3目農林水産業費貸付金収入、補正額368万円。1節地域総合整備資金貸付金元金収入368万3,000円。これは地域総合整備資金の貸付金の元金収入でございますが、今年度で償還が終了するものでございます。

17ページ、20款諸収入4項受託事業収入1目総務費受託事業収入、補正額22万1,000円の減額。1節選挙費受託事業収入22万1,000円の減額。これは今年度、峰浜土地改良区の総代選挙の年でございましたけれども、これも無競争になりまして実績の方でございます。

20款諸収入5項雑入3目雑入、補正額499万4,000円の減額。1節雑入499万4,000円の

減額ですが、14農業者年金業務委託事業収入5万8,000円の減額。農地保有合理化事業等の業務受託収入4,000円の減で、一般コミュニティ助成金220万円の減、学校給食273万2,000円の減、いずれも実績による減額です。

18ページ、21款町債1項町債1目総務債、減額の190万円。3節集会施設建設事業債190万円の減額ですが、これは事業費の確定による減額でございますが、過疎債を利用しましたけれども、今年度建設しました立石、あるいは横間のコミュニティセンターの建設債の分でございます。3目土木費1,270万円の減額。1節町道整備事業債1,140万円の減額ですが、ここに書いているように峰浜中央線、石川幹線1号、本館中央線、町道大沢大信田線、いずれも過疎債のですね実績に伴う減額でございます。3節公営住宅建設事業債130万円の減額ですが、これも先ほど申しあげました公営住宅のストックの総合事業の建設事業債の実績に伴う減額でございます。4目消防費40万円の減額。1節消防施設整備事業債40万円の減額。これは広域消防の整備事業の負担金に対する起債の減額でございます。6目公有林整備事業債170万円の減額。1節公有林整備事業債170万円の減額。実績に伴うものでございます。

以上、歳入でございました。

歳出の部が19ページですが、2款総務費1項総務管理費1目一般管理費、補正額が472万円の減額。一般管理費472万円の減額ですが、これは給料、共済費それぞれ実績に伴う減額でございます。14の使用料及び賃借料の28万円。これは午前中の条例で議決になりました県派遣の職員の宿舍の借り上げ等のものでございます。7目企画費、補正額841万5,000円の減額。19負担金補助及び交付金841万5,000円ですが、この負担金につきましては広域の事務費の負担金から、下から1番目の広域南部清掃工場の運営費の負担金まで、それぞれ減額でございますが、これにつきましては精算によるものでございます。

なお、一番下の方の広域北部ごみ処理場の運営費の負担金、これは後に負担金の額が決定になりまして88万5,000円の補正でございます。

20ページ、10目、補正額409万3,000円の減額。13節委託料32万5,000円。これは立石、横間のコミュニティセンターの設計管理料の請負の差額でございます。15工事請負費の376万8,000円。同じく立石、横間コミュニティセンターの工事費の減の削減でございます。

21ページ、2款総務費3項戸籍住宅基本台帳費1目戸籍住民基本台帳費142万5,000円の減額ですが、13節委託料142万5,000円。これは戸籍の電算システムの導入の委託料で

すが、実績に伴う減額です。

2款総務費4項選挙費、秋田海区漁業調整委員会選挙費82万5,000円の減額ですが、これも今年度、海区の委員の選挙の年でございましたけれども、無競争になりまして減額でございます。

22ページ、22ページも海区の関係でございまして、これもいずれも減額でございます。4目峰浜土地改良区総代選挙費22万円の減額。3節の職員手当、4節の賃金、9節の旅費、需用費、23ページの12の役務費、14の使用料まで、これも今年度、改良区の総代の選挙でございますけれども、無競争になりまして実績に伴う減額でございます。

3款民生費1項社会福祉費3目生涯福祉費72万5,000円。13委託料72万5,000円。自立支援システム改修委託料ですが、これは今年の4月から法が改正になりまして、それに対応するものでございます。5目国民健康保険194万円。28節繰出金194万円。特別会計の繰出金で194万円。実績に伴うものです。

24ページ、6目介護保険費、補正額1,573万3,000円。13節241万5,000円。これは先ほど申し上げました法改正に伴うシステムの改修に伴うものでございます。25積立金570万2,000円。介護従事者処遇改善臨時特例基金積立金。これが新しく新規に出た基金積立金でございます。28繰出金761万6,000円。介護保険特別会計繰出金。これは実績に伴うものです。8目後期高齢者医療費156万円の補正。13委託料168万円。これは特別対策の対応に対するシステムの改修の委託料であります。19負担金補助及び交付金88万4,000円の減額。実績です。28繰出金76万4,000円。これは保険の基金安定繰出金76万4,000円。

25ページの2款民生費2項児童福祉費1目児童福祉総務費601万9,000円の減額ですが、2の給料15万円の減額、4の共済費22万円の減額、いずれも実績に伴うものです。12節の役務費15万円の補正ですが、手数料15万円。これは現在の観海小学校、今後新しく八森小学校になるわけですが、そこの放課後クラブのですねクラブ室のカーペットを新しく購入したいと、こういうことでございます。13節委託料422万5,000円。保育所運営費委託料。実績でございますが、これは管外の保育所に通園している能代市の愛慈保育園、あるいはさかき保育園に対するものの減額です。実績でございます。19負担金補助及び交付金55万4,000円。補助金のすこやか子育て支援事業の、これも実績です。20の扶助費102万円。いずれも実績です。2目子ども園425万8,000円の減額。7節の賃金151万5,000円。11の需用費82万1,000円。13の委託料81万9,000円。いずれも実績に伴う減額で

ございます。

26ページの工事請負費47万3,000円。これはエアコンの設置の工事14万4,000円の減額。あるいはトイレの改修工事の37万8,000円。八森子ども園のトイレの改修。いずれも請負差額による実績でございます。

4款衛生費1項保健衛生費2目予防費300万円の減額。13委託料300万円。これは予防接種の委託料、あるいは集団健診の委託料、実績に伴う減額です。

27ページ、4款衛生費2項清掃費1目清掃費1,158万2,000円の減額です。11節の需用費76万2,000円。これは印刷費ですが、町指定のごみ袋をですね印刷をやったわけですが、その差額でございます。実績に伴うものです。13委託料1,082万円。1のごみ収集委託料、これも実績でございます。

4款委託費3項水道費1目簡易水道施設費13万4,000円。28節の繰出金13万4,000円。これは簡易水道の元利償還額の利子が確定しましたので、それによる増の分でございます。

28ページ、6款農林水産業費1項農業費1農業委員会費ゼロ。これは財源の内訳の補正に伴うものであります。補助から一般財源。2目農業総務費33万5,000円の減額。7節の賃金33万5,000円。事務補助員の実績に伴うものです。3目農業振興費164万2,000円の減額。19節負担金補助及び交付金179万2,000円。これもそれぞれの補助の実績に伴う減額です。24節の投資及び出資金15万円。秋田県農業信用基金協会の出資金でございますが、これは制度資金の運用に伴って増額出資するものですが、15万円でございます。6目農業集落排水整備事業費、減額928万6,000円。28繰出金928万6,000円の減。決算の見込みによるものであります。

29ページの6款農林水産業費3項農林水産業費4目漁業集落排水整備事業費445万6,000円の減額。28節の繰出金の145万6,000円。実績です。

7款商工費1項商工費5目ハタハタ館管理費、補正額333万2,000円。13節の委託料33万2,000円。ハタハタ館の管理運営の委託料でございますが、これは入湯税に相当するものであります。

30ページ、6目ふるさと交流センター管理費450万円の減額。18節備品購入費450万円の減額。実はこれ、平成20年度でポンポコ山にですね遊具を設置する予定でございましたけれども、ご案内のようにポンポコ山の再生計画が浮上しまして途中の遊具の設置を取りやめされました。それに伴う全額減額と、こういうことになりました。7目温泉管

理費18万円。11節需用費18万円。5光熱水費18万円。これは温泉のポンプの電気代の不足分でございます。

8款土木費2項土木橋梁費2目道路新設改良費、補正額326万1,000円の減額。13節委託料154万2,000円。これは道路の新設改良に伴う設計委託料、本館と、それから峰浜中央線の工事請負の差額でございます。15の工事請負費の126万6,000円。これも峰浜中央線の道路工事の請負差額の不要額でございます。

31ページの15の町道石川幹線1号線の側溝改良、同じくこれも請負差額でございます。17節の公有財産購入費45万3,000円。本館、峰浜中央線用地買収の精算の分でございます。

8款土木費4項下水道費1目下水道費3,835万4,000円の減額。28節繰出金3,835万4,000円。下水道特別会計の繰出金でございます。実績でございます。

32ページ、8款土木費5項住宅費1目住宅管理費378万4,000円の減額。15節工事請負費378万4,000円。かもめ団地の下水道接続工事、あるいは町営住宅の**火災報知器**の設置です。いずれも請負差額の決定に伴う減額です。

9款消防費1項消防費3目消防施設46万円。11節需用費46万円。これは燃料費につきましては消防車両ほかガソリン等の燃料費でございます。6の修繕費につきましては、消防車両の事故に伴う修理代でございます。4目災害対策費25万2,000円の減額。9の旅費25万2,000円。これは消防団員の費用弁償の減額です。

次に、33ページから10款の教育費になりますけれども、先ほど申しあげましたように私の方から簡単に説明させていただきたいと思います。

10款教育費1項教育総務費3目教育助成費53万3,000円の減額。19節負担金補助及び交付金53万3,000円の減額。これは体育大会の児童派遣費の補助金の減額、小学校でございますが、水沢小学校、昨年、クラブ野球のAKT大会の方に出場しましたけれども、その減額でございます。

10款教育費4項社会教育費7目**秋田県自然体験活動センター**管理費140万円の減額。これは3節の職員手当については、向こう3月分が、**イベント**が非常に重なりまして、それに伴う職員の時間外手当を予定してございます。15万7,000円。9の旅費の5万2,000円につきましては、首都圏から誘致を図るためのセールスための出張、あるいは研修費です。11需用費66万3,000円は、光熱水費、見込みでございますが66万3,000円の減額でございます。

34ページ、12節役務費61万3,000円。これはコピーのカウンター等に伴う実績に伴う減額でございます。13の委託料の33万円。センターの管理委託料33万3,000円です。

10款教育費 5 項保健体育費 2 目学校給食共同調理場運営費268万2,000円の減額。7 節の賃金65万円の減額。これは調理員の賃金でございますが、実績の減額でございます。

11の需用費203万2,000円。給食の賄材料費でございますが、これも減額でございます。

35ページの 3 目のスポーツ少年団総務費91万4,000円。19節負担金補助及び交付金の91万4,000円。これは統合小学校のスポーツ少年団の特別補助金でございますが、新しくなられる八森小学校のスポーツ少年団に対するですね野球、あるいはミニバスケットボールのユニホームの購入費でございます。

12款公債費 1 項公債費 1 目元金ゼロ。財源の内訳の方に書いてありますけれども、一般財源368万円を減額しまして、その他の368万3,000円。財源内訳の変更でございます。これは地域総合整備資金の貸付の元金の収入が増額になりまして、それに伴う補正でございます。

36ページ、13款諸支出金 1 項普通財産取得費 2 目造林費395万6,000円の減額。13節の委託料395万6,000円。これは森林環境保全整備事業が終わりまして、その請負差額の実績に伴う減額です。3 目土地取得費1,446万2,000円の補正ですが、28節繰出金1,446万2,000円。これは土地取得特別会計の繰出金。繰上償還に伴っての補正でございます。

13款諸支出 3 項基金費 1 目財政調整基金 1 億377万円。25節積立金 1 億377万円。一般分ですが、財調の超過分でございます。2 目減債基金費7,500万円。25節積立金7,500万円。一般分。21年度の繰上償還の元金分の予定されるものでございます。

37ページ、5 目土地開発基金費、補正額 1 億253万9,000円。25節積立金 1 億253万9,000円。繰上償還分でございますが、土地開発基金繰り替えの運用に伴う繰上償還でございます。

大変申し遅れましたけれども、一番最初の方を開いていただきたいと思います、一番最初のところで第2条のところにですね、継続費の変更は「第2表継続費補正」によると、こういうことが載せられてございますが、これにつきまして5ページのところで第2表のところで継続費の補正、変更ということで書かれてございますが、これは2款総務費 3 項戸籍住民基本台帳費、事業名が戸籍の電算システム導入事業でございますが、これは20年度にですね1,350万円、21年度で4,900万円ございました。それをですね補正後に、20年度1,207万5,000円、平成21年度に4,200万円、こういうふうに変更したい

というものでございます。

大変長くなりました。よろしくご審議のほど、お願いします。

○議長（阿部栄悦君） 休憩いたします。3時15分まで休憩いたします。

午後 3時11分 休 憩

午後 3時18分 再 開

○議長（阿部栄悦君） 休憩前に引き続いて会議を行います。

これより議案第35号について質疑を行います。質疑ありませんか。14番見上政子さん。

○14番（見上政子君） 9ページの入湯税の内訳を教えてください。それと後ろの方にハタハタ館の委託料があるんですけども、333万2,000円。入湯税相当分を委託するという事になってたと思うんですが、これの調整がはっきりできてないのか、その辺ちょっと教えてもらいたいと思います。

それと25ページの児童福祉総務費の委託料ですけども、放課後児童クラブ、学童保育所のカーペットのようですが、放課後児童クラブの八小で行われる人数、それと職員、どのようになっているか関連して教えてもらいたいと思います。

○議長（阿部栄悦君） 小林税務課長。

○税務課長（小林孝一君） それでは、ただいまのご質問にお答えします。

9ページの入湯税でありますけれども、この増額分というのはハタハタ館のです。

白神温泉ホテルの方は前年よりも減少傾向にありますので、増額分は全てハタハタ館となります。

以上です。

○議長（阿部栄悦君） 続いて、武田産業振興課長。

○産業振興課長（武田 武君） 先ほど税務課長から税の方の入湯税の方が311万円ですか、それに対する今回の増額333万2,000円なんですが、先の全協で表をお渡ししてあるとおり、2月の入湯税分、これについてはこの補正段階でまだ確定しておりませんでしたので昨年の2月の実績、1万919人分、163万7850円と見込みまして予算措置しております。ここで税務の方の見込み、これは歳入ですので、その内輪に、それからハタハタ館の委託料については見込みになるわけですが、前年実績を使った関係から若干上回るような形で予算補正しております。

○議長（阿部栄悦君） 佐々木福祉保健課長。

○福祉保健課長（佐々木充君） 八森、観海児童クラブの人数と、それから職員体制のご質問にお答えしたいと思います。

まず、現在、観海児童クラブで登録しているのは13名です。職員は1名で対応しております。

以上です。

○議長（阿部栄悦君） 人数。

○福祉保健課長（佐々木充君） すいません、八森ですか。すいません。八森はですね19名で、職員は2人で、交代でやっています。

○議長（阿部栄悦君） ほかに質疑ありませんか。14番見上政子さん。

○14番（見上政子君） 観海、放課後学童保育所ですけれども、13名に対して1名。これからまたもしかして岩館方面とか増えてくると思うんですけれども、10名以上になったら増やすとか、そういう考えはないですか。

○議長（阿部栄悦君） 佐々木福祉保健課長。

○福祉保健課長（佐々木充君） そうですね、新しく新八森小学校に児童クラブを移した段階で、もしかすると今言ったように岩館地区の人とか、あるいは送迎の関係で現在の八森児童クラブですか、この人方も移る可能性等あるかもしれません。ただ、現在のところほとんど把握というんですか、これから募集かけますので、その人数次第でですね、ちょっとうちの方でも検討させていただきたいと思います。

○議長（阿部栄悦君） ほかに質疑ありませんか。7番門脇直樹君。

○7番（門脇直樹君） 26ページ、15節工事請負費110万円の減額になってますが、これ総予算幾らのうちの110万円なのか。それでこの減額になった内訳を教えてください。

○議長（阿部栄悦君） 小林幼児保育課長。

○幼児保育課長（小林慶範君） お答えいたします。

工事費の総額予算は1,500万円でありました。その内訳として、エアコンの設置工事が200万円の予算であります。それから観海子ども園については740万円です。八森子ども園については560万円の予算であります。

○議長（阿部栄悦君） ほかに質疑ありませんか。8番菊地薫君。

○8番（菊地 薫君） ほとんどが実績に伴う減額等々、主なわけですが、単純にこの数字見てですね給食費の歳入の雑入ですね、それと賄材料費が歳出で出ていっていますが、結構予算がですね金額大きいんで、これはどういう理由かあるんでしょうか。実績にお

いてはあまりに大きいということでもあります。

○議長（阿部栄悦君） 加賀谷学校給食センター所長。

○給食センター所長（加賀谷敏一君） この件に関しては昨年と同じ3月定例会でもご指摘をいただいております。雑入、歳入の関係ですが、これについて学校行事等で欠食が完全につかめなかった関係で給食センターの稼働日数、そのまま出た関係で今回欠食を減額すると、こういう内容でございます。中身的には7校で全校欠食が73回、欠食総数で1万食余りであります。

それから賄材料費の関係ですが、従来から給食費相当分を賄材料費で支払いしてきたわけですけれども、給食費に準じて減額すると。ただ今回、食材が高騰した関係で町の方から70万円の持ち出しと、こういうふうな内容でございます。

○議長（阿部栄悦君） ほかに質疑ありませんか。8番菊地薫君。

○8番（菊地 薫君） それを踏まえて、やはり21年度もその形でいくということなのかな。

○議長（阿部栄悦君） 加賀谷学校給食センター所長。

○給食センター所長（加賀谷敏一君） これについても昨年の3月、ご指摘を受けた段階で21年度についてはこれまでの実績に従って予算措置したいと、こういうことで措置しております。

○議長（阿部栄悦君） ほかに質疑ありませんか。3番石塚正一君。

○3番（石塚正一君） 私もちょうとこう金額のことでお聞きしたいんですけども、27ページの清掃費ですね約2,955万6,000円の補正額でありましたけれども、そこで約40%の1,000万円以上の減になっていますのでね、この中身を少し詳しく説明してもらいたいと思います。ただ入札差額なのか、実績といたらごみ集めなかったのか、そういうのもありますけれどもね。そこら辺、1,000万だから40%に近いこの金額。だから見積もりが非常に甘かったのかどうか。

○議長（阿部栄悦君） 佐々木福祉保健課長。

○福祉保健課長（佐々木充君） 確かに当初予算で、2,142万円で入札の結果ですね1,060万円ということで1,080万円ほど落ちています。それで当初予算、何ですか20年4月からごみステーション化等始まるということでかなり不透明的な面はあったかと思えます。それで19年度とですね、それから20年度の契約額というのが、19年度が全体で1,667万4,000円です。それで今回、平成20年度契約したのが1,058万5,000円ということで約608万

9,000円ほど、19年度から比べると低いと。ですから原因は何かといえ、やっぱり競争というんですかね、それからごみステーション化によって収集等の軽減と、そういうものが原因ではないかなと思っております。何か手抜きというニュアンスのお話があったんですけども、そういうことは決してないと思っています。

以上です。

○議長（阿部栄悦君） ほかに質疑ありませんか。4番今井一政君。

○4番（今井一政君） 今の石塚議員の質問に関連しますけれども、説明では、なるほどなところだと思いますけれども、実際的に果たしてそうなんですか。というのは、入札やっついていわゆる予定価格もしくは最低価格を講じてはいない。そういった部分で安ければいいというふうな部分で、現実的に落札漏れた業者は基本的にどうなってるのか、やっぱりそこまでこう関与する必要をもつての入札制度でないと、何かこう不合理に、安ければいいふうな大企業の以前で落札したというふうな問題が生じてる可能性があるんじゃないでしょうか。

○議長（阿部栄悦君） 佐々木福祉保健課長。

○福祉保健課長（佐々木充君） 入札等に対してこちらの方でこういう委託内容ですよということに対して応札があるわけですので、ちょっと私の方でも適正な入札行為の結果としてこういうふうな設定になってるといふよりちょっと私の今の段階ではちょっとお答えできません。それでもう一つは、ちょっとこの入札したときがちょっと私担当してなかった関係といえ失礼ですけども、そこまでちょっと申しわけないですけど私わかりませんので、すいません。

○議長（阿部栄悦君） 4番今井一政君。

○4番（今井一政君） 担当者がわからないというふうな部分で、それはわかりますけれども、現実にはやはりごみ収集となれば高額な特殊なトラックを購入しながら、そして実際にやるというふうな部分だと思います。それを1年なり2年の期間なのか知りませんが、そういった入札ごとに不落になったと、そういうふうな現実の部分もやっぱり行政の部分ですので、安ければいいとかというふうな**問題**とちょっと違うのかなというふうなことを私が言いたいというふうなことなんです。

○議長（阿部栄悦君） 加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 20年度は、まず八森地区のごみステーションが最初であったということで、うちの方で立てた見積りと、やっぱり実際受ける人方の状況がちょっと違っ

た面は確かにあるんじゃないかなというふうに思います。それが、かなり幅が広がったと。それからもう一つは、今、今井議員がおっしゃったように確かに特殊な車両とか導入しますので、それせつかくやろうと思って導入したのに次また別の業者ということになりますと大変設備投資に業者も大変だという、そういうことは確かにあると思うんです。しからば、1回契約する場合に3年ぐらいのスパンでやるとか、例えばの話ですけれどもね、そういう方向を考えたらいいか。今の段階ではある程度、前で、入札でやるものですから手続きとしてはそのとおり今やっているんですけれども、それによってまた受ける方がなかなか大変だという問題もあるという指摘も受けましたので、果たしてどういう方法が一番適切なのかちょっと今ね、直ちに今ここで即答するわけにはいきませんが、今の指摘を受けながらもっといい方向があるのかちょっと検討させてください。

○議長（阿部栄悦君） 11番柴田正高君。

○11番（柴田正高君） 33ページの体験活動センターの管理費についてお尋ねいたします。

職員の懸命な努力にもかかわらず、それこそ経済情勢の悪化等によって宿泊者が前年より減少していると、そういう社会情勢もあるんでしょうけれども、1,500万円近い利用料が入ってます。それを仮に差し引くと4,000万円ぐらい町の持ち出しになるんだろうということになるんだろうと思うんですね。それこそ町の、町外のPRの効果、それから他の施設への波及効果、そういう部分を仮に考慮して差し引いたとしてもかなりの町の持ち出しになると。かといって宿泊者を増やす、日帰りを増やすといってもですね、建物の容量、そういう面もあるだろうと思います。それこそまず宿泊者が満杯になれば当然それに伴う人員の確保、そういうのも当然かかっていくんだろうと思うんですよね。私のあれだと、この4,000万円プラス町の職員が1人派遣されておりますよね、その方の人件費、それから福利厚生費も町の方で総務の方で準備してもらっていると。それから県から派遣されている方の時間外、それも町の持ち出しになっていると。かなり町の持ち出しになっているわけですよ。そしてそういう中であって、この体験活動センターの利用者はおそらく町外の方が大多数だと思うんです。つまり町外の方のために町民の、町のお金をかなり使われているということになるわけです。そういう中であって、その使われている部分が町のPR、それから他の施設への波及でペイになることにはならないと思うんですけれども、大体こう均衡取れるような情勢だといいいんでしょうけれども、

そういう状態にも私の見るところではなっていないような感じがするんです。オープンして3年迎えましたけれども、今後ですね、これが、■順当に利用者が伸びていく可能性面があるのかどうか、それから仮に利用者が伸びていっても、さっき言ったように受け入れ施設の面からもですね額が伸びる要素があるのかどうか、今後の展望についてお尋ねいたしたいと思います。

○議長（阿部栄悦君） 千葉教育長。

○教育長（千葉良一君） 柴田議員のご質問にお答えいたします。

やはり平成19年にオープンしまして、19年は7月からオープンしましたので宿泊者が3,200人ほど。今年は4月オープンということで現在のところ5,200人ほどの宿泊。昨年と比べて減ったというのは、冬期間の人数がいくらか減ったということで、宿泊者、研修者の人数は順調に伸びてきていると思います。ただ、柴田議員のおっしゃるように派遣している従業員の、町の職員の人件費までペイするとなりますと、現在のままでいきますと1万人を超えないとペイできないわけでありますが、ただやはりハタハタ館であったり、また産直センターであったり、また町内の様々な業種に対する来た研修者の方がお使いになること、相乗効果も含めると、必ずしもこれでペイできて営業利益をペイできて果たしてどうかと。私どももそれに向けて頑張るわけでありましてけれども、やはりホテルでもないし、ただ泊めるだけでもないし、必ずやはり研修していただかなきゃならないと。冬の間も様々なメニューを取りそろえて宣伝活動もしているわけでありましてけれども、大量に来る予定の方が、車が来なくなったということでキャンセルがあったりする場合も今年もありました。そういうことを考えますと、やはり冬はおおっぴらにあまり人を受け入れるための施策ももちろん考えていきますけれども、冬は割り切るところは割り切って今のところはやはり次年度のお客様を受け入れるためのセールス活動に力を入れるということで県南・県北を走り回っているような状況でありまして、少しずつ増えていることは確実でありますので、次年度も一生懸命頑張って、今年の数よりも目標を立てて一生懸命頑張って、達成感の味わえる数値目標にして来年度も頑張っていきたいと。なるべくペイできるように心を一つにして頑張っていきたいというのが今の率直な私の意見であります。

以上であります。

○議長（阿部栄悦君） ほかに質疑ありませんか。3番石塚正一君。

○3番（石塚正一君） 教育助成のことでちょっとお聞きしたいんですけれども、直接こ

れのことなんですけれども、じゃなくて、関連でちょっとお聞きしたいんですけれども、答え、関連、それはちょっとだめだというならしょうがないけれども、私の勉強不足でまだ峰浜小学校とかああいうところの内情があまりわからない面がいっぱいいるわけですよね。行ってみていろいろ先生に聞けばいいんですけれども、新聞等とかでよく、それから今始まったことじゃなくて、まず埴川小学校の例をとりますと、この間も全国的に俳句でねトップだと。すばらしい業績を上げてますよね。だからそういう面で何らか奨励賞ということとか、そういうものがね、町と、いろんな子供たちには国とか県とかね町単独でいろんな補助的な助成はしてますことはわかりますが、そういう面でああいう小さな小学生がね頑張ってる名声、峰浜の名声、八峰町の名声を高めているわけです。だからそういう面に対して教育委員会としては、よし、ご褒美だというようなことはこれから考えていくんでしょうか。それともやっちゃっているのかどうか。そこら辺がちょっと私はわからないものでね、そこら辺のところをちょっとご答弁願います。

○議長（阿部栄悦君） 千葉教育長。

○教育長（千葉良一君） この俳句、今始まったわけではありませんし、昔から峰浜地域については水沢小学校、特に埴川小学校につきましては俳句で非常に成績と申しますか功績を上げております。そのたびに旧峰浜村の場合も、また八峰町になりましても賞を取られた子供たちには町民栄誉賞ということをして、この前も差し上げたわけでありまして。ただ、何分にも地域の方々の支援のもとに、学校の成果でなくて支援のもとにこの俳句活動をされておるわけでありまして、それに対して何かの支援ということになりますと今のところはまだ考えておりませんが、善意にすぎているような形でありますけれども、少し検討させていただきたいなと思っております。

○議長（阿部栄悦君） ほかに質疑ありませんか。5番佐藤克實君。

○5番（佐藤克實君） 28ページの3目の農業振興費の歳出の2の一番下、原油高騰対策施設園芸緊急支援事業の63万円の減額なんですけれども、実績だとはいったものの、どういう意味での減額なのか。冬場に入ってきて油が下がったから差金が出たのか。中身に関してちょっと教えていただければありがたいと思います。

○議長（阿部栄悦君） 米森農業振興課長。

○農業振興課長（米森昭一君） お答えいたします。

事業の要望段階では空気幕を二重被覆したいということで、今回8人の方が申請されたんですが、その中の5人がこの資材を希望段階、要望段階で、これでやっていきたい

ということでやっていたわけですがけれども、実施段階でもっと安い資材、サニーコートとかそちらの方へ切り替えたとか、5人とも切り替えたということで事業費が落ちたわけです。それに伴う県の補助金、それから事業費全体が落ちたということでございます。

○議長（阿部栄悦君） ほかに質疑ありませんか。14番見上政子さん。

○14番（見上政子君） 26ページの予防費についてお願いいたします。

予防接種委託料50万円と集団健診の委託料250万円が減額見込み、実績でしょうけれども、この予防接種の委託料というのは乳幼児に関してどうしてもやらなくてはいけない予防接種ってありますよね。それがクリアされていなかったのか。50万円は結構大きい金額だと思うんですが、どうしてもやらなくちゃいけない予防接種を受けていない児童、乳幼児がいるのかどうなのか、その辺を教えてもらいたいと思います。

それから集団健診の委託料、これはどのくらい予想してたのがどのくらいの人数になったのか、その辺もわかりましたら教えてください。

○議長（阿部栄悦君） 佐々木福祉保健課長。

○福祉保健課長（佐々木充君） まず予防接種委託料ですがけれども、やらなかったということじゃなくて、実は予算編成でやって予算編成で個別にお医者さんに行って受けるという感じと、それから集団でやるという、そういう予算の取り方をしてあったんですけども、人数的に163名が集団で受けたと。ということは、個別にやると約1万700円ぐらいかかるそうなんですけれども、集団でやるとワクチン代と、それから医師の分が非常に安くなると。そういう関係でこの50万円落としております。

それから集団健診の委託料に関してですがけれども、ちょっと待ってください。

すいません。集団健診。まず胃がん健診ですがけれども対象が3,512名、それに受診者が1,269名です。受診率は36.1%です。それから大腸がん健診が3,687名で受診したのが1,526名、受診率が41.4%。それから肺がん健診が3,449名、これが受診が1,573名ということで45.6%。それから子宮がん、これは2,194名で受診者が715人、32.6%。それから乳がん健診が2,258で788名が受診して34.9%ということです。総体的に言いますと、今年、19年度と比べますと若干落ちていると。それは原因としては、今回、特定健診が導入されたわけですがけれども、いわゆる社保等加入している人、今までであれば来て基本健診も、それからがん健診も一緒に受けてあったわけですがけれども、それが特定健診、いわゆる社保等の場合だと受診券がないと受けられないわけですよね、特定健診。今まで一緒にやってきたのがそういう受診券等というんですかね来ない関係で、わずらわし

いといえちよつと語弊あるかもしれませんが、ちよつとタイミング的に、本来一緒にやってあったものが、片方が来ないのでちよつとこう少なくなったんでないかなと、そういうような保健師の方は分析しております。

以上です。

○議長（阿部栄悦君） ほかに質疑ありませんか。15番須藤正人君。

○15番（須藤正人君） 町営住宅の火災報知器設置工事費68万1,000円の減があるわけですが、これのですね、この工事には大きな金額が残ったわけでありましたが、予算措置がどのぐらいの金額で予算措置をして1個何ぼでやってこのぐらい余ったというのを教えていただきたいと思います。

それからですね12ページ、介護従事者処遇改善交付金570万円ほどあるわけでありましたが、これがこの項目で基金積み立てをしていると。この積み立ての目的、この処遇改善に特別に来たこの交付金を全額積み立てをしたか、それをもう一度お願いしたいと思います。

それからですねハタハタ館の管理費、29ページに管理費があります。2,765万6,000円、この中で、これが全て委託料ではないというふうに思います。委託料を除いた管理費が600万円ほどあると思うんですが、どういうところにどういうふうに使われたのか、その概算で結構でございますのでその明細を教えていただきたいというふうに思います。

この3点をお願いします。

○議長（阿部栄悦君） 辻建設課長。

○建設課長（辻 正英君） 最初に町営住宅の火災報知器の設置工事につきましてですけども、当初、予定としては333万8,000円の予算計上をしております。これに対しまして入札した結果、265万6,500円という形となって請負されております。ですから差額分を今回補正しているという状態です。

それで、これは一概に1個当たりどのくらいになるのかということとはちよつとですね、それぞれの住宅が1階建てか2階建てかによって報知器の設置個数が違います。というのはですね、1階建ての場合、まず台所に1カ所、それからあと寝室になるところにということでやっています。それから93個分をまずやっております。ですから93個分全部火災報知器として設置しましたので、単純に割りますと2万8,564円ぐらいの額になるわけなんですけども、あと2階建てになりますと5個ぐらいついたりという形です。あとそれで、煙感知器と熱式、台所には必ず熱式をつけるという形を取りましたので、

あとそれ以外の部屋につきましては煙式ということを設置しております。

報知器の個数につきましては、ちょっとそこまで資料持ってきてなくて申しわけありませんけども。

まず、前に予算の際に説明して確かかなりの個数……それで説明させていただきまして93個分をやりますということで説明しておりますので、もし後日、開会中にですね、それぞれの工区ごとに何個ということ、煙式、熱式に分けて資料提出させていただきたいと思います。

○議長（阿部栄悦君） 佐々木福祉保健課長。

○福祉保健課長（佐々木充君） それでは介護従事者処遇改善臨時特例交付金の目的ということでありましたので、これは先ほど議決いただきました条例に基づくものです。その設置目的としては、平成21年4月から介護報酬が3%上がるということが報道されております。それで国の方では何といたしますか、当該会計に伴う介護保険料の急激な上昇を抑える、抑制するためということで、全国の市町村だと思っておりますけれども、いずれ交付金としてお金を交付し基金に積み立て、それで第4期の介護分という前提で3年間かけてそれを取り崩しながら保険料の安定を図るといような趣旨と考えています。

○議長（阿部栄悦君） 武田産業振興課長。

○産業振興課長（武田 武君） ハタハタ館の管理費関係についてなんですが、需用費では修繕料が200万円。それから施設内外を問わず消耗品的な管理費なんですが、それが20万円ほど。あと、火災保険が70万円。それと先の議会で補正しておりますハタハタ館前の駐車場関係、これが340万円で、主にこれまで2,000万円なんですけれども、駐車場の分が350万円、2月の臨時議会で補正されておまして、それと合わせて今回の入湯税相当分の増額を合わせて2,700万円というふうな金額になると思っております。

○議長（阿部栄悦君） 15番須藤正人君。

○15番（須藤正人君） ハタハタ館のですね管理費、消耗品というのはどのくらいまでね町でみるのか。ハタハタ館株式会社に消耗品ぐらいはもたせても、20万円という小さなお金ですけども私はもたせてもいいのではないかなというふうに思ってます。だから全てね、全てそれを町でみるんだということでは私はいけないのではないかなというふうに思ってますが、その辺のところを、お伺いをしたいと思います。

○議長（阿部栄悦君） 武田産業振興課長。

○産業振興課長（武田 武君） 昨年の当初予算関係では、ハタハタ館内ということでは

なくて周辺の形のもので清掃関係の消耗品が出てくるというふうな予算措置をしております。ただ、実際の執行といいますか、この20万円については町の方からの支出はなくハタハタ館の方で全部措置されておりますので、当初、今年度の当初予算には実績を見込んで20万円は落としてありますが、昨年の段階ではハタハタ館だけではなくて、要するに若干関わるだろうと思われるそういう形のもので消耗品を計上しておりましたことを報告しておきます。実際、今まで執行はありません。

○議長（阿部栄悦君） 15番須藤正人君。

○15番（須藤正人君） ハタハタ館の入湯税の管理委託料がですね、旧八森時代から考えてみると6、7百万円ぐらい多くなっているわけです。もちろんリニューアルをして、その事業料といいますか、そういうものが増えていてそれなりのお金はかかるんですが、その点についてですね町長、これから議会といろいろ議論していくわけでありましたが、今現時点でどういうふうにこの委託料のことについて考えているかお伺いしたいと思います。

○議長（阿部栄悦君） 加藤町長。

○町長（加藤和夫君） この委託料のですね決め方は旧八森町時代からいろいろ議論ありまして、なかなかこれが絶対だというものは見つからない状況で推移をしてきました。やっぱり最初のスタートの時点では、これはハタハタ館に限らず周辺の同様な施設はほとんど入浴の入湯税をですね委託料相当で、サンルーラルにしても、それからゆめろんにしても大概同じような形でやってきているということで、スタート時点でそれからスタートするというのはご存じのとおりだと思います。ただ、1回途中でこれを定額制にすべきでないかという意見があって、3年間平均を定額にした状態のときが一度ございました。その後、今のリニューアル関係もあってですね、やっぱりハタハタ館自体としても努力をしながら伸びても定額で打ち止められるとなかなか大変な状況もありますし、経費もかかるので、ということでまた入湯税相当に戻したわけですがけれども、これについてはいろいろ議論ありまして先頃の産業建設委員会でもいろいろ議論していただきました。その中で一定の方向が出たというふうに私伺ってあったんですけども、先日の全員協議会で須藤議員から指摘をされましたから、それに対して委員長からは全然コメントございませんでしたので、まだ結論出ていないんだなということであったんですけども、早晚ですね、もう一度、委員会の皆さんとももう一度すり合わせをしながら一定の方向を出して、その後に皆さんの方にお計らいしたいなと思ってますけども、これ

は定額でも入湯税相当でもいいんですけども、やっぱり今の段階では極端に入湯税相当額から減額するような状態になると、まだまだ今の中では大変じゃないかなと思っていますし、それからやっぱりどこの施設も民間と比べるのはですね、もちろん大事なことですけども、また公共施設としての役割も果たしているわけですので、そこら辺の整合性をどう図るかということですね、みんなの知恵も借りながら結論を出していきたいなと思っていますので、もう少々時間を貸してほしいと、この間も全員協議会で言ったばかりでございますので、そういうことでひとつお願いできないでしょうか。

○議長（阿部栄悦君） ほかに質疑ありませんか。11番柴田正高君。

○11番（柴田正高君） 今、先ほど武田課長の答弁についてちょっとお伺いしたいんですけども、駐車場の管理料350万円ですか、この中には除雪の部分は含まれるのかどうかお知らせください。

○議長（阿部栄悦君） 武田産業振興課長。

○産業振興課長（武田 武君） 今回の駐車場の整備については、安全・安心の国の補助金100%使います。除雪費云々というのは含まれておりません。

○議長（阿部栄悦君） 11番柴田正高君。

○11番（柴田正高君） そうすれば例年だと駐車場の除雪についてはハタハタ館で行っているわけなのか、それとも建設で行っているのか、そこらへんをお尋ねします。

○議長（阿部栄悦君） 武田産業振興課長。

○産業振興課長（武田 武君） 建設課の重機がですね周辺を取っているときにハタハタ館の駐車場、それからその隣がキャンプ場、県の駐車場になるんですけども、そちらの方もあわせてお客さんの不便がないように配慮していただいております。

○議長（阿部栄悦君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） ほかに質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第35号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。したがって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

日程第28、議案第36号、平成20年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

当局の説明を求めます。佐々木福祉保健課長。

○福祉保健課長（佐々木充君） 議案第36号、平成20年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）について、ご説明申し上げます。

歳入歳出予算の補正ですけれども、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ642万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億8,437万8,000円とするものです。

補正の内容なんですけれども、大きく電算システムの改修、それから事業見込みなどに基づく国・県支出金等について補正したものです。

それでは内訳の方ですけれども、5ページの方お願いしたいと思います。

3款国庫支出金1項国庫負担金1目療養給付費等負担金、補正額は433万6,000円の減ということで、1現年度分433万6,000円の減です。1医療給付費負担金、それから5の療養給付費負担金、これらについて国等からの通知に基づくものであります。

それから3款国庫支出金2項の国庫補助金1財政調整交付金637万円の補正です。1節の普通調整交付金1の普通調整交付金、それから2の普通調整交付金、後期高齢者支援金等の分です。これについても国等からの通知に基づく中で精算しているものです。それから3目高齢者医療制度等補助金ですね5万5,000円。1高齢者医療制度補助金5万5,000円。高齢者医療制度円滑運営事業補助金5万5,000円となって補助金が入っておりますけれども、これにつきまして高齢受給者証の再交付の関係です。というのは、平成21年4月からですね負担割合、70歳から74歳の人方なんですけれども本来は2割になるということで法律は改正になっているんですけれども、それがまた20年度1年延びて、その後、21年4月から1年間延長すると、そういう内容の関係でございます。

それから6款県支出金2項県補助金2目財政調整交付金301万2,000円の減額です。1の財政調整交付金301万2,000円。これも同じく県等からの通知に基づく精算見込みでございます。

なおですね、2番の財政調整交付金、後期医療者支援金の680万5,000円ということで減額してます。これは当初、県にはこの助成制度がないのをちょっと当初予算で誤って

計上してあった関係で680万5,000円、全額減額するものです。

それから7款共同事業負担金1項共同事業負担金2目の保険財政共同安定化事業交付金541万1,000円の補正です。1節保険財政共同安定化事業交付金541万1,000円。これについてもですね、通知等に基づいて精算見込みです。

それから9款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金193万9,000円です。1節保健基盤安定繰入金保険税軽減分411万6,000円。それから2節の保健基盤安定繰入金保険者支援分92万円の減額。それから6の財政安定化支援事業繰入金125万7,000円。それぞれ現計予算、通知等に基づいて精算になるものでございます。

次に、8ページをお願いします。

3の歳出、1款総務費1項総務管理費1目の一般管理費です。補正額が141万8,000円です。それで12節の役務費130万2,000円。1の通信運搬費4万2,000円。これは先ほど高齢者受給者証の郵送代です。それから7のシステム改修手数料ということで126万円計上しています。これは先ほど70から74歳の医療費負担の凍結というんですか、本来2割になるのが1割にしますよと。それから事務の内容になるんですけれども、後期高齢者医療制度への移ったりとかですね、そういう加入関係というんですか、そういう資格移動のシステム等に対して必要なためシステム改修をするものです。

なお、国保にはですね予算で国・県支出金というんですか、5万5,000円より入ってませんけれども、その後はこのシステム改修に関しては国から内示がありまして、当初、不透明であったんですけれども、95万5,000円補助がありますよというような内示を受けております。

それから13の委託料11万6,000円です。これはパソコンの保守料4万2,000円。これは国保連合会から借り入れしているものなんですけれども、当初費用がですね国保連合会の方からかかるかちょっと不明だというようなことで予算計上していなかった経緯があるわけです。そのため4万2,000円、今回補正させていただきます。それから高齢受給者証作成委託料7万4,000円です。

それから2款保険給付費1項の療養給付費です。1目一般被保険者療養給付費、これ補正額はゼロということで、これは国・県支出金と一般財源との財源内訳の補正です。

それから3款後期高齢者支援金等1項後期高齢者支援金1目後期高齢者支援金、補正額がゼロ。これも国・県支出金と一般財源の財源内訳の補正となっております。

それから7款共同事業拠出金1項共同事業の拠出金です。1目高額医療費共同事業医

療費拠出金14万6,000円。負担金ですね。19の負担金補助及び交付金14万6,000円。それから3目の保険財政共同安定化事業拠出金486万3,000円です。これも負担金の486万3,000円ということで、これらについても確定通知等に基づいて予算計上させていただいています。

以上です。

○議長（阿部栄悦君） これより議案第36号について質疑を行います。質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。
これより討論を行います。討論はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 討論がないようですので、討論を終わります。
これより議案第36号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。したがって、議案第36号は原案のとおり可決されました。
お願いを申し上げます。説明の際にあんまり細かいところは結構でございますので、よろしく申し上げます。

日程第29、議案第37号、平成20年度八峰町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

当局の説明を求めます。佐々木福祉保健課長。

○福祉保健課長（佐々木充君） それでは、議案第37号、平成20年度八峰町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）について、ご説明申し上げます。

歳入歳出予算の補正です。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,794万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億7,052万9,000円とするものです。

今回の補正の中身に関しましては、介護保険の給付費のための準備基金への積み立て、それから介護給付費等の現計と実績見込みにする増減の補正です。

それでは、5ページをお願いします。

2の歳入、7款繰入金1項一般会計繰入金4目その他一般会計繰入金761万5,000円で、

これは事務費繰入金として一般会計から繰入するものです。

それから8款繰越金1項繰越金1目の繰越金4,033万1,000円で、昨年から繰り越されている金額のうち4,033万1,000円を予算化するものです。

それで、次のページをお願いします。

歳出、1款総務費1項総務管理費1目一般管理費で136万5,000円減額しています。これは第4期老人保健福祉計画、それから介護保険事業計画策定の請け差でございます。

それから1款総務費3項介護認定審査会費2目の認定審査会負担金68万8,000円の減ですけれども、これにつきましても確定通知等に基づくものです。

それから2款保険給付費1項介護サービス等諸費です。2目地域密着型介護サービス給付費1,500万円の補正。それから

居宅介護サービス計画給付費負担金120万円ということで、これらについて現計予算と実際使っているものの金額等判断しながら過不足を補正させていただいたものです。

それから2款保険給付費4項高額介護サービス等諸費1目高額介護サービス等費ですね200万円の補正。これも高額介護サービス費の負担金について200万円ほど補正させていただいたものです。

それから2款保険給付費5項特定入所者介護サービス費1目特定入所者介護サービス費、これは200万円の減額をさせていただいております。

それから4款基金積立金1項基金積立金1介護給付費準備基金積立金4,999万9,000円です。25節積立金4,999万9,000円ということで、現在あります介護給付準備基金に5,000万円を積み立てするための予算です。これは平成19年度末ですね、この介護給付準備基金の残高が1,624万3,000円ほどございます。今回5,000万円を積み立てしまして、合わせて6,624万3,000円が21年度に段階では積立額になっているという状況です。

以上です。

○議長（阿部栄悦君） これより議案第37号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第37号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部栄悦君) 異議なしと認めます。したがって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

日程第30、議案第38号、平成20年度八峰町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

当局の説明を求めます。佐々木福祉保健課長。

○福祉保健課長(佐々木充君) それでは、議案第38号、平成20年度八峰町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について、ご説明申し上げます。

歳入歳出予算の補正です。第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,465万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,503万7,000円とするものです。

それで今回の内容については、広域連合の納付金等の減額をするものです。

それで5ページをお願いしたいと思います。

1款後期高齢者医療保険料です。1項後期高齢者医療保険料1目後期高齢者医療保険料1,542万円の減額です。これについてはですね、先ほどもちょっとお話ししたかと思いますがけれども、後期高齢者医療が今年の4月からスタートしたわけなんですけれども、もう変わってすぐいろいろ制度の見直し云々、あるいはありました。その中に軽減もどんどんどん当初予定していたものより国の方で拡大したと、そういう流れの中で予算上1,542万円ほど減額となります。

それから3款繰入金1項一般会計繰入金2保険基盤安定繰入金76万4,000円。これは基盤安定繰入金として76万4,000円です。

歳出ですけれども、6ページをお願いします。

2款後期高齢者医療広域連合納付金1項後期高齢者医療広域連合納付金ということで1目後期高齢者医療広域連合納付金ということで1,465万6,000円の減額としたものです。以上です。

○議長(阿部栄悦君) これより議案第38号について質疑を行います。質疑ありませんか。14番見上政子さん。

○14番(見上政子君) 5ページですけれども、特別徴収保険料が1,500万円あるんで

すけれども、1人の年金1万5,000円未満の人が特別徴収になると思うんですけれども、それにしても八峰全体で1,500万円、かなりの金額だと思うんですが、これはどのように理解すればいいんですか。未納者ということなんでしょうか。この内訳をもう少し教えてください。

○議長（阿部栄悦君） 佐々木福祉保健課長。

○福祉保健課長（佐々木充君） 未納者という解釈ではありません。これは当初予算を取ってますけれども、それと、それから何ていいますか今回調定した段階での差額分というような感じでの減額補正ですので、何ていいますか、国保のそういう何ていいますか普通徴収とか1万8,000円とかという、そういうような感じではないと。予算全体の大きな枠の中でこのくらい減額するという内容ですので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（阿部栄悦君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第38号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。したがって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

日程第31、議案第39号、平成20年度八峰町土地取得特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

当局の説明を求めます。木村管財課長。

○管財課長（木村 学君） 議案第39号、平成20年度八峰町土地取得特別会計補正予算（第2号）について、ご説明いたします。

歳入歳出予算の補正であります。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,503万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,030万1,000円とするものであります。

平成21年3月5日提出

八峰町長 加藤和夫

5ページをご覧ください。

歳入でございます。1款1項1目利子及び配当金1節利子及び配当金土地開発基金積立金、利子分の増額でございます。3,000円でございます。

2款1項1目繰入金一般会計繰入金1,446万2,000円。土地取得分の償還金を繰上償還するため、元金分の一般会計からの繰入金の補正でございます。

次の6ページをご覧ください。

3款1項1目繰越金前年度繰越金56万9,000円の補正でございます。これは19年度の決算に伴う予算の増額でございます。

次のページをご覧ください。7ページです。

歳出でございます。1款1項1目土地取得費、補正額1,503万6,000円。23償還金利子及び割引料1,446万2,000円。償還元金分でございます。これは土地取得分3件の償還元金分、21年から27年までの7年間の繰上償還の補正でございます。25積立金3,000円。土地開発基金積立金利子分の積み立てでございます。29繰出金57万1,000円。一般会計への繰出金でございます。

次のページをご覧ください。8ページです。

3款1項1目予備費2,000円の減額でございます。土地取得特別会計の精算に伴う減額でございます。

よろしくご審議の上、ご決定くださるようお願いいたします。

○議長（阿部栄悦君） これより議案第39号について質疑を行います。質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第39号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。したがって、議案第39号は原案のとおり可

決されました。

日程第32、議案第40号、平成20年度八峰町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

当局の説明を求めます。辻建設課長。

○建設課長（辻 正英君） 議案第40号、平成20年度八峰町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）について、ご説明いたします。

歳入歳出の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ125万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億4,174万3,000円とするものであります。

この補正予算は、一般会計繰入金13万4,000円、前年度繰越金114万5,000円を、また、今後予想される八森地区の光熱水費に84万円、町債償還利子に41万5,000円を追加補正するものであります。

5ページの事項別明細書の方をご覧ください。

最初に歳入でありますけれども、1款2項1目手数料1節現年度分の給水装置工事申込手数料を実績により2万4,000円を減額します。

また、4款1項1目一般会計繰入金1節一般会計繰入金を13万4,000円増額とします。

5款1項1目繰越金1節前年度繰越金114万5,000円増額します。これによりまして、残りの分として675万4,000円ほど残額となっております。

次のページをご覧ください。

歳出につきましては、1款2項1目八森地区施設管理費11節需用費の光熱水費84万円でありますけれども、これは電気料代であります。

また、3款1項2目利子23節償還金利子及び割引料町債償還利子41万5,000円を追加するものであります。

以上、ご審議の上、ご決定くださるようよろしくお願いいたします。

○議長（阿部栄悦君） これより議案第40号について質疑を行います。質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第40号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部栄悦君) 異議なしと認めます。したがって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

日程第33、議案第41号、平成20年度八峰町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)を議題とします。

当局の説明を求めます。辻建設課長。

○建設課長(辻正英君) 議案第41号、平成20年度八峰町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)について、ご説明いたします。

歳入歳出の補正。第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,461万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億7,441万円とするものであります。

継続費の補正であります。第2条、継続費の変更は「第2表継続費補正」によるということであります。

この補正予算は、沢目浄化センター増設工事及び八森浄化センター増設工事の事業の精算見込みにより国庫補助金、一般会計繰入金及び町債を減額し、前年度繰越金を増額すると共に19年度、20年度分の下水道台帳の作成をする等の補正であります。

7ページの事項別明細書をご覧ください。

最初に歳入でありますけれども、3款1項1目公共下水道事業費国庫補助金1節公共下水道事業費国庫補助金を実績により1,160万円を減額します。

また、4款1項1目一般会計繰入金1節一般会計繰入金を3,835万4,000円減額します。次のページをお願いします。

5款1項1目繰越金1節前年度繰越金3,424万円を増額します。これは繰越額の全額をここで増額しております。

7款1項1目町債1節町債でありますけれども、実績により890万円減額とします。

次のページをご覧ください。

歳出につきましては、1款1項1目一般管理費13節委託料で管路→部分?の事業が完成したことによって2カ年分の19年度、20年度分であり、下水道台帳作成をすることとしてその業務委託料200万円を追加します。

また、1款2項2目沢目処理区施設管理費13節委託料、汚泥の運搬業務委託料について、汚泥量が増加したため27万3,000円を、それから14節使用料及び賃借料産業廃棄物処理施設使用料を48万円それぞれ追加するものであります。

また、1款3項1目特定環境保全下水道事業費13節委託料管渠築造工事実施設計業務委託料は実績に基づきまして106万7,000円を、また、15節工事請負費を、これもまた実績によりまして2,630万円をそれぞれ減額とするものであります。

以上、ご審議の上、ご決定くださるようよろしくお願いいたします。

○議長（阿部栄悦君） これより議案第41号について質疑を行います。質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第41号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。したがって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

日程第34、議案第42号、平成20年度八峰町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

当局の説明を求めます。辻建設課長。

○建設課長（辻 正英君） 議案第42号、平成20年度八峰町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について、ご説明いたします。

歳入歳出の補正。第1条、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によるものであります。

この補正予算は、消費税の還付金及び前年度繰越金等を実績計上することによる補正であります。

5ページの事項別明細書をご覧くださいと思います。

最初に歳入でありますけども、1款1項1目受益者負担金2節滞納繰越分34万8,000円を実績により増額します。

また、5款1項1目利子及び配当金1節利子及び配当金農業集落排水事業債償還金利子1万6,000円を減額とします。

次のページをご覧ください。

6款1項1目一般会計繰入金1節一般会計繰入金928万6,000円を減額し、6款2項1目基金繰入金1節基金繰入金農業集落排水事業債償還基金繰入金69万円を減額とします。

また、7款1項1目繰越金1節前年度繰越金710万9,000円を追加とします。前年度繰越金につきましては、今回、全額計上しております。

8款1項1目雑入1節雑入でありますけれども、253万5,000円。これは消費税の還付金として追加しております。

次のページをご覧ください。

歳出につきましては、1款1項1目一般管理費、2款1項1目元金及び2目の利子につきましては、それぞれ財源内訳の補正であります。

以上、ご審議の上、ご決定くださるようよろしくお願いいたします。

○議長（阿部栄悦君） これより議案第42号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第42号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。したがって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

日程第35、議案第43号、平成20年度八峰町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

当局の説明を求めます。辻建設課長。

○建設課長（辻 正英君） 議案第43号、平成20年度八峰町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について、ご説明いたします。

歳入歳出の補正で、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ63万円を追加し、

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,429万8,000円とするものであります。

この補正予算は、受益者分担金、使用料、それから前年度繰越金、それから雑入を実績計上して、一般会計繰入金を減額とするという補正であります。

5ページの事項別明細書をご覧ください。

最初に歳入でありますけれども、1款1項1目受益者分担金1節現年度分67万2,000円を計上しております。これは一括納付者が増えたことによる増となっております。

それから2款1項1目漁業集落排水施設使用料1節現年度分72万2,000円を増額とします。

次のページをご覧ください。

3款1項1目一般会計繰入金1節一般会計繰入金を445万6,000円減額し、4款1項1目繰越金1節前年度繰越金を172万3,000円、5款1項1目雑入、これは消費税の還付金でありますけれども、1節雑入として196万9,000円それぞれ追加するものであります。

次のページをご覧ください。

歳出につきましては、1款2項1目岩館地区施設管理費11節需用費修繕費を63万円追加しております。これにつきましては、電気の引込線が塩霧等によりまして劣化して修繕する必要が生じたということから、この分として63万円追加補正するというものであります。

以上、ご審議の上、ご決定くださるようよろしくお願いいたします。

○議長（阿部栄悦君） これより議案第43号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第43号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。したがって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

日程第36、発議第1号、予算特別委員会の設置についてを議題とします。

朗読させます。岡田議会事務局長。

○議会事務局長（岡田辰雄君） 朗読します。

発議第1号

予算特別委員会の設置について

標記委員会の設置について、八峰町議会会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出します。

平成21年3月5日提出

八峰町議会議長 阿部栄悦様

| | | | |
|-----|---------|----|-----|
| 提出者 | 八峰町議会議員 | 木藤 | 實 |
| 賛成者 | 八峰町議会議員 | 丸山 | あつ子 |
| 〃 | 〃 | 菊地 | 薫 |
| 〃 | 〃 | 福司 | 憲友 |
| 〃 | 〃 | 須藤 | 正人 |

提案の理由でございます。平成21年度八峰町一般会計及び各特別会計予算を集中的に審議するためでございます。

次をお開きください。

予算特別委員会の設置について

予算特別委員会を次のとおり設置するものとする。

記

1. 名称 予算特別委員会
2. 設置の根拠 地方自治法第110条及び八峰町議会委員会条例第5条の規定によるものでございます。
3. 目的 次の議案について審議することを目的とする。

議案第44号 平成21年度八峰町一般会計予算

議案第45号 平成21年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計予算

議案第46号 平成21年度八峰町老人保健特別会計予算

議案第47号 平成21年度八峰町介護保険事業勘定特別会計予算

議案第48号 平成21年度八峰町後期高齢者医療特別会計予算

議案第49号 平成21年度八峰町沢目財産区特別会計予算

議案第50号 平成21年度八峰町簡易水道事業特別会計予算

議案第51号 平成21年度八峰町公共下水道事業特別会計予算

議案第52号 平成21年度八峰町農業集落排水事業特別会計予算

議案第53号 平成21年度八峰町漁業集落排水事業特別会計予算

議案第54号 平成21年度八峰町営診療所特別会計予算

4. 設置の期間 平成21年3月5日から同年3月19日まででございます。

5. 委員の定数は、15名でございます。

次をお開きください。

6. 予算審議に関する特別委員会分科会（常任委員会）所管事項でございます。

分科会の名称につきましては、総務分科会、産業建設分科会、教育民生分科会の3つでございます。所管事項につきましては、ここに記載のとおりでございます。

以上でございます。

○議長（阿部栄悦君） ただいま朗読のとおり、予算特別委員会を設置することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。したがって、予算特別委員会については設置することに決定いたしました。

お諮りします。ただいま設置された予算特別委員会の委員の選任については、八峰町議会委員会条例第6条第1項の規定によって議長から指名したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 異議なしと認め、当席から指名いたします。

1番松岡清悦君、2番大山義昭君、3番石塚正一君、4番今井一政君、5番佐藤克實君、6番丸山あつ子さん、7番門脇直樹君、8番菊地 薫君、9番福司憲友君、10番鈴木一彦君、11番柴田正高君、12番芦崎達美君、13番木藤 實君、14番見上政子さん、15番須藤正人君、以上の15名を指名します。

暫時の間、休憩いたします。

午後 4時48分 休 憩

午後 4時49分 再 開

○議長（阿部栄悦君） 休憩前に引き続いて会議を開きます。

日程第37、予算特別委員会委員長及び副委員長の互選結果の報告についてを議題とします。

ただいま互選結果について本席に通知がありましたので、ご報告いたします。

予算特別委員長には8番菊地 薫君、副委員長には6番丸山あつ子さんが互選されました。

日程第38、議案第44号、平成21年度八峰町一般会計予算を議題とします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第44号については予算特別委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部栄悦君) 異議なしと認めます。したがって、議案第44号、平成21年度八峰町一般会計予算は予算特別委員会に付託することに決定いたしました。

本会期中に審議を終了されるよう希望します。

日程第39、議案第45号、平成21年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計予算、日程第40、議案第46号、平成21年度八峰町老人保健特別会計予算、日程第41、議案第47号、平成21年度八峰町介護保険事業勘定特別会計予算、日程第42、議案第48号、平成21年度八峰町後期高齢者医療特別会計予算、日程第43、議案第49号、平成21年度八峰町沢目財産区特別会計予算、日程第44、議案第50号、平成21年度八峰町営簡易水道事業特別会計予算、日程第45、議案第51号、平成21年度八峰町公共下水道事業特別会計予算、日程第46、議案第52号、平成21年度八峰町農業集落排水事業特別会計予算、日程第47、議案第53号、平成21年度八峰町漁業集落排水事業特別会計予算、日程第48、議案第54号、平成21年度八峰町営診療所特別会計予算を一括議題とします。

お諮りします。本議案は一括して予算特別委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部栄悦君) 異議なしと認めます。したがって、議案第45号から議案第54号までの平成21年度の特別会計予算に関わる10議案については一括して予算特別委員会に付託することに決定いたしました。

一般会計同様、本会期中に審議を終了されるよう希望いたします。

本日の日程は全部終了いたしました。

次回本会議は、3月13日金曜日午前10時より開議し、一般質問を行います。

本日は、これにて散会いたします。御苦勞さまでした。ご協力ありがとうございました。

午後 4時53分 散 会

署 名

上記会議の次第を記載し、これに相違ないことを証明するためここに署名する。

八峰町議会議長 阿 部 栄 悦

同 署名議員 7 番 門 脇 直 樹

同 署名議員 8 番 菊 地 薫

同 署名議員 9 番 福 司 憲 友

平成21年3月八峰町議会定例会会議録（第2日）

平成21年3月13日（金曜日）

議事日程第2号

平成21年3月13日（金曜日）午前10時開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 一般質問

出席議員（16人）

| | | |
|----------|----------|----------|
| 1番 松岡清悦 | 2番 大山義昭 | 3番 石塚正一 |
| 4番 今井一政 | 5番 佐藤克實 | 6番 丸山あつ子 |
| 7番 門脇直樹 | 8番 菊地 薫 | 9番 福司憲友 |
| 10番 鈴木一彦 | 11番 柴田正高 | 12番 芦崎達美 |
| 13番 木藤 實 | 14番 見上政子 | 15番 須藤正人 |
| 16番 阿部栄悦 | | |

欠席議員（0人）

説明のため出席した者

| | | | |
|------------|-------|--------|-------|
| 町 長 | 加藤和夫 | 副町長 | 佐々木正憲 |
| 教育長 | 千葉良一 | 会計課長 | 福司和明 |
| 総務課長 | 嶋津宣美 | 企画財政課長 | 須藤徳雄 |
| 福祉保健課長 | 佐々木 充 | 管財課長 | 木村 学 |
| 税務課長 | 小林孝一 | 生涯学習課長 | 齊藤英市郎 |
| 産業振興課長 | 武田 武 | 農業振興課長 | 米森昭一 |
| 建設課長 | 辻 正英 | 幼児保育課長 | 小林慶範 |
| 農業委員会事務局長 | 松森尚文 | 教育次長 | 伊藤 進 |
| 学校教育課長 | 伊勢 均 | 峰浜公民館長 | 金平嘉孝 |
| 学校給食センター所長 | 加賀谷敏一 | | |

議会事務局職員出席者

議会事務局長 岡田辰雄 書記 齊藤 なつ子

午前10時00分 開 議

○議長（阿部栄悦君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は16名です。

定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

本日の会議は、皆さんのお手元に配付しました日程表に従って進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いたします。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、八峰町議会会議規則第117条の規定により、10番鈴木一彦君、11番柴田正高君、12番芦崎達美君の3名を指名します。

日程第2、一般質問を行います。

順番に発言を許します。12番芦崎達美君。はい、12番芦崎達美君。

○12番（芦崎達美君） 改めて、おはようございます。また、傍聴者の方にはどうも御苦労さまです。

質問の前に一言、皆さんもご承知かと思いますが、今朝のテレビ・ニュース、北朝鮮のテポドンの残骸が日本国の手前に落ちるか、日本を超えていくのか、私は本当に今、建設中の新庁舎にでも落ちたら大変だなと、そういうことを危惧しております。

前置はこのぐらいにして、通告に従い、私からは2点ほど質問させていただきます。

町長と職員の交流会議についてお尋ねいたします。

合併4年目を迎え、それぞれ職員の皆さんも戸惑いの中にも職務に頑張ってきたことと思います。旧町村間での環境、習慣等により、全ての物事に判断を統一して作業をすることは、大変難しいものがあると思います。ましてや課長級になりますと、責任ある行動とリーダーシップを発揮し、それぞれ自分の部署をまとめ上げるのも任務の一つだと思います。課長の指示に従い、職員の方々も、それぞれの部門分野で、事務作業ばかりでなく多方面にわたり今まで八峰町のために努めてきたことでしょうか、電話での言葉使いやら庁舎や出張所内での窓口対応等々などに不満の声が住民の方々、何人からも聞かされております。また、自分でもそれなりにここ3年間を見てきましたが、全職員とは申しませんが、決して花まるとは言えない気持ちでおるところであります。

そこで第1点目として、各課内での話し合い、ミーティング等は、月どれぐらい行っておるのか、それとも必要に応じて行っているのか、そしてその内容は、どのように生かされているのかお伺いいたします。

2つ目としては、課長同士の会議については、どのような形で行われ、また、その会議の内容などを部下の皆さんには十分に伝え伝わり、理解され、それが成果として表われているのかお伺いいたします。

3つ目としては、これら会議等には町長も出席されているものと思います。今までのその成果と結果を、町長はどのようにとらえられているのか、今後も今までと同じ考えなのか、トップ者として、また、職員を指導する立場からも町長の考えをお伺いいたします。

さらには、この9月には待ち望んでいた八峰町の新庁舎も完成いたします。よって、見学や視察、研修等のため来庁者数が多いものと想像いたします。その際、全職員の皆さんが、ある程度の内容説明をできるような心の準備と、その認識を持っているのかお尋ねいたします。

2点目にいきまして、悪質金融振り込め詐欺、いわゆるオレオレ詐欺等の被害の実態と町の対策について質問させていただきます。

最近、これら詐欺、恐喝などの事件の多発と大きな被害が毎日のように報じられておりますことは皆さんもご承知のとおりと思います。手口も複雑、巧妙、悪質化しており、被害者はお年寄りだけでなく、家庭の主婦などにも及び、その範囲も広がっております。これらの犯罪について、町内における被害の発生があるのかどうか、答えられる範囲でまずはお伺いいたします。

次に、本町においても既に定額給付金の書類発送や事務作業に追われているものと思いますが、その被害対策について町としてはどのような対策を考えているのか、以上をお伺いいたします。

○議長（阿部栄悦君） ただいまの12番議員の一般質問に対し、当局の答弁を求めます。
加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 改めて、おはようございます。

前置きはなしにして、早速、芦崎議員のご質問にお答えをしたいと思います。

まず、課長会議の概要については、これまでも議会で質問されておりますが、改めて課長会議と課内会議の内容、そして今後のあり方について申し上げます。

まず、課長会議は月に2度、月初めと中ごろに開催しております。大抵は午前9時から開催しており、三役からの連絡や諸注意、あるいは指示を行うとともに、全体で協議する重要事項を毎回設けて対応の検討及び周知の徹底、あるいは提案などについて全体で話し合っております。

次に、各課からの連絡事項や行事等の説明があり、他課への協力要請や住民対応などについて全課への周知を図っております。

この課長会議の内容については、管理職だけでなく全職員への周知を目的に、各課でも職員に伝達し、課内の業務の打ち合わせなどを兼ねた課内会議を開催するよう指示しております。

また、課内会議の様様については、報告書としてその都度私のところまで報告するようしております。課によっては職場のそれぞれの席で課内会議を実施するところや、窓口業務などで支障のあるところでは、仕事を終えて、後で全員が参加して会議室等で実施しているところもあります。

課内会議では、課長会議の内容の伝達をはじめ、担当課の行事等の打ち合わせや業務で発生した課題の対応、あるいは各担当の業務の進捗状況などの報告を行い、町の職員として、あるいは担当課員としての情報の共有と業務の円滑な推進に役立てております。

これまで大きな支障もなく各業務を展開、実施できたことは、その各課・各部署による課内会議やミーティングが的確に実施されたことによる効果だと私は思っております。

ただ、全課が指示したとおりにそれぞれの課員に趣旨を十分伝え、各職員もそれに従って動いたかという点、先ほど指摘がありましたように若干疑問なところもありますが、報告書の提出状況からして、おおよそ各課では定期的に課内会議を実施していると認識いたしております。

この課内会議に私も3年間の間に数えるだけしか参加する機会がありませんでした。先日、保健師と業務について話し合いを持つ機会がございましたが、八峰町としての業務が定着している一方で、まだまだ課題となることが多いと思いましたが、時間を見つけて各課ともこうした話し合いを持ちたいと考えております。特に秋の新庁舎の供用から、ほとんどの職員が一つ屋根の下におられるわけで、副町長と手分けして課内会議にも参加するようになりたいと考えております。

次に、新庁舎完成後に予想される見学や視察などの対応についてであります。町民の方々はもちろんであります。合併後に庁舎建設を行った自治体が少ないことや、東

北では珍しい地中熱ヒートポンプの導入などについては、他市町村でも関心の高いところであると思っております。

こうした来庁者への全般的な説明は、事業を計画した総務課や現場の工事を監督した建設課が中心になると思いますが、全職員からも庁舎の概要を理解してもらうように、秋の供用開始にあわせて説明資料を作成し、職員に対する説明会などを行ってまいります。

次に、消費者保護、振り込め詐欺対策のご質問にお答えいたします。

消費生活相談活動は、秋田県においては、県庁及び各地域振興局に相談窓口を設けており、県民の消費生活に関する情報、知識の普及、相談、苦情の処理並びに交通事故に関する相談などを行い、県民生活の安定向上を図っております。

また、県内の全ての市町村にも消費者相談窓口が開設されており、当町では産業振興課が相談活動を行っております。

相談内容は、訪問販売など悪質商法でのトラブルやフリーローン、サラ金などからの多重債務問題など多岐にわたっておりますが、秋田県全体の消費生活相談の件数は、架空請求等の葉書や書簡が頻繁に送付されるようになった平成15年度に急激に増加し、平成16年度には1万7,979件の相談を受けております。

こうした問題に対応するため、平成16年12月に、預金口座等の不正利用防止法が施行され、架空請求等の犯罪行為に厳しい罰則が科せられるようになり、ここ数年は減少傾向で、平成19年度は8,656件とピーク時の半分程度になっております。

当町の相談件数は、平成18年度10件、平成19年度6件、今年度は2月末までに11件の相談を受け付けておりますが、訪問販売などでの不必要な商品を購入した場合はクーリングオフの手続きを、また、架空請求などの電話や文書が届いた場合には相手に連絡しないなど、その対処方法等について指導しております。

さらに、多重債務などの事案に関しましては、県や秋田県弁護士会などの専門家による相談事業などを紹介しております。地域で悪徳商法と思われる訪問販売の情報を得た際には、防災行政無線で注意を喚起し、被害防止を図っておりますが、特に被害を受けやすい高齢者の方々に関しましては、社会福祉協議会や公民館と連携し、悪徳商法や振り込め詐欺などの被害防止に関する研修を行っております。

当町においては、今年度1件の振り込め詐欺が発生したと伺っておりますが、年々手口が巧妙化してきているオレオレ詐欺、架空請求詐欺、融資補償詐欺、還付金詐欺など

の振り込め詐欺が万が一発生した際には、極めて卑劣で悪質な犯罪行為でありますので、速やかに警察へ通報するとともに、自動現金払機（ＡＴＭ）による振り込みの場合には、金融機関とタイアップし、振り込んだ口座の凍結や昨年６月に施行された振り込め詐欺救済法の申請手続などを行ってまいります。

世界経済同時不況で金銭に絡む様々な犯罪の増加が懸念されており、年金などの支給日にはＡＴＭ周辺に警察官などを配置するなど警戒を強化しておりますが、最近では地上デジタル放送詐欺、定額給付金をねらった、装った詐欺などの被害も問題となっており、行政、警察、金融及び保健福祉関係など様々な機関・団体が連携し、振り込め詐欺等の撲滅と被害の防止に取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（阿部栄悦君） 12番議員、再質問はありますか。12番芦崎達美君。

○12番（芦崎達美君） ただいま町長の方から、それなりの今までのミーティングと課長会議等について、納得いくところもありますが、^{るる}縷々納得しない点もあります。月に2回ほど、あるいは3、4回、また、課長会議等の説明も縷々町長の方にも耳に届いております。非常にいい点もあるわけですが、やはりミーティングは非常に大事であります。部下の皆さんにもよい意見や考えを持っている方もおります。やはりよい意見はどんどん取り入れて行くべきと思います。

また、その会議については、回数ではなく、要は会議の内容だと思えます。いかに若手職員や中堅職員がやる気が起こせるか、やる気をさせるか、これが問題ではないかなと思うわけであり、会議は幾らやっても実りがなければ何にもなりません。これはあくまでも例ですけれども、例えば会議には必ずとっていいほどトップ、課長クラスが先頭、司会をやっているわけですが、それも当然だと思えますが、ある意味では、例えば1週間、あるいは1カ月、その担当者を決める。そして事務作業ばかりのお話でなく、ときには道徳的な、その担当者が例えば、「きょうは天候が悪い、もし外に出る作業があったら車に気をつけてくださいよ。老人に気をつけてくださいよ。」こういうテーマでもよろしいでしょう。あるいは「こんにちは。少し掃除月間にしようか。朝来たら掃除しちゃいましょうか。」、あるいは「今週は笑顔を題名にしようか。」といういろいろあるかと思えます。そういう会議のやり方も一つの方法ではないかな、こう思うわけであり、課長のみならず、皆さん一人一人が行動に責任を持って物事を判断されるような会議であることこそが大切と思えます。そのためにも、この会議等には町長

も出席をして、若手職員や中堅職員の意見を聞いているだろうなと思って今質問したわけですが、何か2回か3回かしか町長はこの会議に今まで入っておらないような答弁でありましたので、この点については少し残念だなと思うところがあります。ときには職員の悩みや相談もお聞きして対処してあげることも、トップ者としての大切な仕事ではないでしょうか。この点についても再度お伺いいたします。

次に、新庁舎の概要説明等々については、縷々説明できるように職員の皆さんにも説明会議等をやるということではありますが、当然これは担当の総務課、あるいは建設課の方々だけでなく、全職員が気軽に、住民から声をかけられたときでも気軽に笑顔で明るく、詳しくでなくてもいいです。大ざっぱでもいいです。これこれはこちらで、これこれはこちらだよ、そういう気持ちになってほしいということをお私言っているのではありません。どうぞ簡単なマニュアル的なものでもよろしいので、準備されたらどうかと思います。町長の考えをお聞かせください。

次に、振り込め詐欺の方でございますが、これは行政ばかりでなく全体、国全体、県全体の問題であろうかと思いますが、それなりに八峰町としても職員の皆さん方にいろいろ、あるいは金融機関等にもいろいろお話をされ、指導をされたり指導したり、それについてはよく理解しました。いわゆるオレオレ詐欺等は、非常に大きくなっております。これを防ぐためにもですね、これは役場職員としてどうにもなるわけではありませんが、1人でも2人でもそういう被害者が出ないように、遭わないように、今度は新庁舎も完成しますので、その庁舎内でそれなりのパンフレットの掲示や、あるいは広報紙などにも何回とでも掲載するのも手法の一つではないでしょうかと思っております。

また、このたびの定額給付金については、町としては送金する立場ですので間違いはないと思いますが、慎重に作業を進めていただきたいと思います。これについては答弁を求めませんが、あるとすればお伺いいたします。

以上です。

○議長（阿部栄悦君） ただいまの12番議員の再質問に対し答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 芦崎議員の再質問にお答えします。

確かに課長会議月2回これは定期的にやっております。ただ、緊急性があればそれ以外にもやるというふうなことにはしております。ただ、それを受けた形で各課ですけれども、こういう会議があったからこれをやるという、一つのきっかけにはなるんですけれども、もっと細かくいうと、その会議なくても日常からいろんな打ち合わせをして

いる課もございますけれども、やっぱり平常からいろんな職場の問題を取り上げながら、お互いに意見交換をしていく、そしてまた、その場でも出されたのを逆にまた課長会議等に持ってくるというようなものが必要ではないかなとは考えております。

それから、私自身が確かに全部の課にですね、全部に入ればいいんですけども、時間的なものを考えますと、とってそれやるとですね、ほかの仕事ができないような状態になりますので、それにはやっぱり組織機構上はちょっと無理があると思いますけれども、やっぱり年にですね何回かについては、いろんな形で末端の職員とも話をしてみるという機会はあるといいのかなというふうに考えております。副町長もおりますので、ここら辺は手分けをしながら頑張っていきたいなと思っております。

それから、庁舎説明については、先ほど申し上げたとおり一応資料をつくってですね、職員も大体こういう内容だっただけでわかるものを内蔵しながら、後ほどまた正職員を対象にした説明会等も実施する予定でございますので、それを受けて芦崎議員がおっしゃるように、町民に聞かれたら気軽に笑顔で的確に答えられるようにですね、ひとつ頑張っていきたいと思っております。

それから、あと2つ目のオレオレ詐欺の関係なんですけれども、非常に大きな今問題になっています。もちろん今の定額給付金が、全世帯が対象なので、かなり心配をしておりますけれども、うちの方は原則振込ということなので、直接的には町民の口座に入っていきますので、できるだけそういう安全な方法ですね町民の手元に届けたいなと思っております。

それとあわせながら日常的なそういう悪徳商法であるとかそういうものについては、やはり言われたように庁舎内にもいろいろ啓蒙のポスターを貼るとか、広報でお知らせするとか、そういうことの活動については啓蒙を図ってまいりたいなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（阿部栄悦君） 12番議員、ほかに質問はありませんか。12番芦崎達美君。

○12番（芦崎達美君） ただいまの再答弁を聞きましたので特別はありませんが、ことしの9月には八峰町の新庁舎も誕生いたします。よって、町長を先頭にですね、職員の皆さんが一丸となって、気持ちを新たにして、町民の負託にこたえていただくためにも、八峰町の職員として町民性を失わず職務に追従されることを要望して終わります。

ご答弁は求めませんので、以上で終わります。

○議長（阿部栄悦君） これで12番議員の一般質問を終わります。

次に、1番議員の一般質問を許します。1番松岡清悦君。1番松岡君。

○1番（松岡清悦君） 議席番号1番、松岡です。通告に従いまして、一般質問をいたします。

大きい項目3つについて質問いたします。

はじめに、国民健康保険制度についてお尋ねをいたします。

医療保険制度の今後についてお尋ねをいたします。

我が国は世界に先がけて国民皆保険を実施いたしました。先日、アメリカのオバマ大統領が就任したときに、私はびっくりしました。あの経済大国アメリカでさえ、いまだ国民皆保険が実施されていないわけであります。そういう中で我が国は戦後間もなく、国民一人一人がいつでもどこでも平等に医療が受けられる、いわゆる相互扶助の精神のもとに国民皆保険が実施されました。これは日本にとって、私方国民にとって大変な財産であると考えます。しかし、我が国の現在の医療制度はどうでしょうか。高齢者の加入が多い国民健康保険は、我が国の医療保険制度の中では最も医療費が高いのであります。加えて、税負担の力が弱い方々の加入割合が多く、国保財政はまさに危機的な状態に陥っております。将来、さらに増加が見込まれる老人医療費の負担問題は、依然として国保財政の最大の課題であります。病気になったとき、全ての国民がいつでもどこでも安心して医療を受けられる現在の国民皆保険制度を有し、その給付と負担も国民にとって公平な制度であることが必要であります。しかしながら、現在の医療制度は国民の約40%が加入する市町村国保、さらには国保組合、28%の方々が加入する政府管掌健康保険、これは中小企業の従業員の方々に組織する保険であります。また、23%の組合健保、大企業の従業員が加入する保険であります。また、公務員の皆さんが入っている共済組合、これが7.5%であります。それぞれ給付は大きく変わらないのであります。しかし、負担はそれぞれの保険によって大きく異なっております。国民は法のもとに平等であるべきです。私も全国の国保の保険者である市町村と加入者で医療制度の一元化の実現を目指して頑張ってきました。町長も御存じと思うわけですが、ここに平成20年の東北地方国保運営大会の大会要旨があります。大会のスローガンのトップが「医療保険制度の一元化を実現すべき」。既に30年以上前から毎年こういうことを国に申し上げてきました。しかし、いまだに一步も前に進んでないのであります。決算にも出てきません。国保会計の中で東北地方大会に参加するための費用が出てきます。私が携わってか

ら20年過ぎるんですが、あのくらい数千人、数万人の人を集めて大会スローガンを決議して国に働きかけているのに、一步も進まないのは何ででしょうか。果たしてこれが平等と言えるのでしょうか。町長も参加されたと思うわけですが、何でこの一元化か実現できないのか、何が障害なのか町長の考え方を、お尋ねをいたします。

次に、増え続ける国保税の滞納、収納率向上のために町はどうしようとしているのか町長の考え方をお尋ねいたします。

一昨年まで一生懸命頑張ってペナルティーラインである93%を確保してきましたが、遂に当町もペナルティーラインを割ってしまいました。他の町村の例を見ると、いったんこのラインを割ると一気に下がってきます。大変心配しております。この後の方策をお尋ねいたします。

3つ目として、医療費をふやさないための政策はないのか。小さい1番、がん検診等の受診率を向上させて、なるべく早い発見、早い治療で医療費を抑える、そういう方法。もう一つは、医療費の半分以上を占めているのが65歳以上の方々の療養費であります。町長も前にお話しておりました徳島県の上勝町、私も関心を持って見てきましたが、まさにお年寄りが生きがいを持って、テレビで話しています。「病院さ行ってるひまねじゃ。」生き生きとして80歳超えた老人の方々がパソコンを操作しながら毎日、山に木の葉っぱを採りに行くのであります。全国の国保関係者の中でも話題になっています。医療費が少ないんです。当町にもそのような生きがいをつくる、そういう方策はないのかお尋ねをいたします。

次に、大きな2番、クレーマー、モンスターペアレントへの対応についてお尋ねをいたします。

私は、この言葉を聞くたびに背筋が凍る思いをします。大変嫌な言葉であります。

はじめに、役場等における無理難題を押しつけ不当な要求をする、それを今の言葉でクレーマーというそうです。さらには学校や子ども園に対して自己中心的な理不尽な要求を繰り返すモンスターペアレンツ。当町にはないと思うわけですが、実態はどうなっているのでしょうか。また、そういうときのマニュアルづくりをしているのか、お尋ねをいたします。

先日、テレビで特番をやっておりました。適切な対応ができなくて、うつ病になったり、あるいは役所、学校、保育園を休む、さらには自殺という事態にまでいってしまっています。特に経験の浅い若い職員に多いそうであります。私は、現場で働く職員の皆

さん、保育園、学校の先生、教育委員会、いつでも健康で働いていただくためにも、安心して仕事ができる環境、そういう意味では、このモンスターペアレンツ、クレーマーに対応するマニュアルづくり、できればそれはある程度の知識を持った人に対応してほしいわけです。当町ではどのようになっているのか、そういう専門的な知識を持った職員を育てるべきではないかと思うわけですが、これは町長と教育長にお尋ねをいたします。

次に、大きな3番、家族のあり方についてお尋ねします。

ここに去年の10月に魁新聞に出ていた記事であります。それに「大家族っていいな60%」ちょっとこれを見てほっとしました。今、どんどん核家族が進んでいる中で、これは全国の調査であります。60%の人が大家族を望んでいるのであります。しかし、残念ながら私の調査では、八峰町の家族構成、ちょうど私が生まれたころは1家族平均が6人でした。今現在3人を割ってしまいました。八峰町ですよ。1世帯の平均が2.9人、3人を割ってしまいました。こんなに皆さんが大家族を望んでいるのに、何でこうやって1世帯の人数が減っていくのでしょうか。望ましい家族構成、3世代同居、大家族が60%でトップであります。その中で調査項目に「家族の役割は」という問いがあります。1つ目は愛し合い精神的に支え合う、2つ目が子供を産み育てる、3つ目が経済的に支え合う、4つ目が年老いた親の世話をする。私はこの家族の役割の4つで今の世相のいろんな問題、もう全部解決しそうな感じがするわけです。それをまだ国民のほとんどの人方が認識しているということでもあります。この調査結果のように、現在、我が国の社会が一番求めているのが心の豊かな人間づくりであります。私たちが育ったころは、ほとんどの家庭が大家族でした。この地域の田舎のよさ、人情や心の豊かさを守るためにも、もう一度家族のあり方を見直し、大家族を奨励し支援すべきと思うが、町長と教育長の見解を、お尋ねをいたします。

教育長には、私は大家族の中で育つ子供たちのことをお尋ねしたいと思います。三つ子の魂百までもと言います。要はその小さいときにどのような環境で子供が育つかによって、大きくなってからその人の人間性、それにあらわれてくるのだと思います。教育の観点から教育長にお尋ねをいたします。

以上、大きく3点、お願いいたします。

○議長（阿部栄悦君） ただいまの1番議員の一般質問に対し、当局の答弁を求めます。
はじめに、加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 松岡清悦議員のご質問にお答えいたします。

国民健康保険制度についてであります。この後は、一部、国民健康保険を国保と略させてお話をさせていただきます。

はじめに、医療制度の一本化についてであります。御存じのとおり我が国の医療保険制度は、政管健保、組合健保、日雇健保、船員保険及び共済組合の被用者保険と国保で構成され、昭和36年4月からは国民皆保険となっていることはご承知のとおりでございます。そのうち国保制度は、昭和13年の国民健康保険法の制定に始まっておりますが、昭和32年に国民皆保険計画が策定され、健康保険を主軸とする被用者保険と地域を単位とする国保の二本立てで計画が推進されることになり、国保事業を市町村の義務的事業とするとともに国の責任を明確にし、療養給付費等に対する国庫負担制度の改善と調整交付金制度の創設、事業内容の統一等を内容とする新国民健康保険法が昭和33年12月に公布され、昭和34年1月から施行され現在に至っております。

この間、国保制度は相扶共済の精神にのっとり、市町村住民を対象として病気、けが、出産及び死亡の場合に保険給付を行ってきておりますが、社会情勢等の変化に伴い、国庫負担や個人負担など幾度となく制度内容の見直しをしてきております。そして近年は医療費の増嵩、高齢化の進展等に伴う財政基盤の安定が求められてきておりますが、松岡議員の質問要旨にもありますように、国保を取り巻く状況は大変厳しいものがあり、当町の国保会計においても例外ではございません。

全国市長会、全国町村会、国民健康保険中央会の国保三団体で、国保は加入者の平均年齢が高く、かつ所得が低いといった構造的な問題を抱えており、その傾向は近年の経済の低迷、少子高齢化の影響により、さらに顕著となっております。このことは制度間において保険料負担に大きな格差、不公平を生じさせており、これを解決するには国保と被用者保険との制度間を通じた一本化が必要であると国に要望しているところであります。

私としても、国民がだれでもどこでも安心して医療が受けられるよう、国民皆保険制度の維持と医療保険制度の一本化を望むところであります。ただこれは、社会保障制度全般に係る国の方向がどうしても関わってまいりますので、町村会や国保連合会を通じながら取り組んでまいりたいと考えております。

次に、国保税の収納率向上策についてであります。国保税は無収入でも納税義務が発生するため、ほかの税に比べて滞納が発生しやすい条件下に置かれていると言えます。

そのためには納税義務の啓発、滞納者への公平な滞納手続きの確立、納税手続きの確立、さらにはそれを行う職員の実務能力を向上させる必要があります。

具体的には、住民の方々に広報紙等の活用や納税貯蓄組合等、様々な機会を通して滞納に対する町の考え方を啓蒙し、納期内納付の促進を検討してまいります。

また、収納率向上のためには、滞納繰越の削減と現年度分の収納率の向上の両面から促進を図らなければなりません。現年度分の収納率向上については、早めの対応をすることにより新たな滞納者を増やさないことが求められます。そのためには、現年課税分の未納者に対しても、督促や電話、あるいは早めに納税相談を行うなどして、早期着手、早期整理をすることが重要と考えます。

滞納繰越についてですが、滞納原因別に対応方針を定め、具体的な対処法を確立して、それを実行に移すことが重要ですが、滞納が続いている方には納付を促す努力を続けるとともに、担税力の見極めと適正な法的処理の適用も必要と考えております。

町としては、国保税を含め、町税及び税外収入も的確に徴収することは、自主財源の確保に加え、きちんと納めているほかの多くの方々の公平性を保つ上で欠かせないものです。そのため未納者に対しては、担当職員個人ではなく、町が組織として統一的な考え方で取り組むという方針に基づき、この4月からは関係各課で組織する八峰町収納向上対策本部を設置し、職員の意識や対応能力向上と収納率の向上に努めてまいりたいと考えております。

次に、3点目の医療費を増やさないための政策についてですが、1点目の受診率向上のための対策ですが、当町の死亡原因の第1位はがんで、毎年、全死亡の約3割ががんで亡くなっています。人口10万人に対するがん死亡率も、秋田県や全国の数字を上回っていて、部位別の死亡者数は、男性は胃がん、肺がん、大腸がんの順に多く、女性は乳がん、胃がん、肺がん、子宮がんの順に多くなっています。

一方、平成20年度のがん検診率の見込みは、胃がん検診36.1%、大腸がん検診41.4%、肺がん検診45%、子宮がん検診32.6%、乳がん検診34.9%となっております。

2007年6月に策定された国のがん対策推進基本計画では、目標の一つとしてがん検診の受診率を50%以上とすることが掲げられています。がんで命を落さないためには、よい生活習慣を心がけるとともに、早期発見、早期治療のために定期的に検診を受けることが重要と考えております。

町では、今後も生活習慣改善でがんは予防できることや検診の重要性について啓発し、

受診向上につなげるよう努めてまいります。

なお、4月に実施する検診希望調査に向けて3月広報で当町のがん死亡の状況を掲載したほか、この3月に答申される健康増進計画（健康はっぼう21）のダイジェスト版に、がん等に関する知識編を充実させて全戸配布する予定としております。

次に、高齢者の生きがいづくり対策についてですが、本年度、町では住民参加型健康増進計画を策定するため、昨年6月下旬から7月上旬にかけて健康懇談会を行いました。5自治会、6団体、計150人の方々に参加をいただき、「これから健康で生きがいを持って暮らしていくために、一人一人どんなことを心がけていったらよいだろうか」をテーマに話し合っていました。その中で、「生きがいを感じる時はどんなときか」については、高齢者の皆さんから「花づくり」「畑に行くこと」「野菜の生長が楽しみ」「山菜採り」「山菜などを他人にあげて喜ばれる」「近所の人との交流」「健康で自分の好きなことがやれること」「自分のできる仕事があること」「おしゃべり」「どこでも出かけられること」などが多く挙げられております。ご高齢になられた方々が八峰町の恵まれた自然の中で生きがいを持ち、豊かな心で暮らしていることを改めて実感したところであります。

町としても、これまでも「ことぶき大学」で健康講話や老人クラブでの交流、湯っこランドを活用した生きがいデイサービス、保健師によるほっと健康相談などなど幅広く展開してきましたが、一層病気の予防と健康づくり事業を推進するとともに、地域で高齢者が関わりを持ち、生きがいを感じて暮らせるよう交流の場を提供するなど、環境整備に努めてまいりたいと考えております。

次に、答弁の関係もございまして、3番の方を先に答弁させていただきます。それから、これに関しては通告には教育長というのはなかったもので、私の方からまとめて答えさせていただきます。

3番の家族のあり方の問題でございますけれども、現在の日本社会の特徴の一つとして、少子化・高齢化の大きな問題がありますが、高度経済成長期から都市への人口集中や核家族化、金万能主義の現象が起きる中で少子化も進行してきたと記憶しております。

日本が戦前に「産めよ、増やせよ」という国策で人口増を奨励した時代は多人数家族が多く、特に農村部にあつては10人以上の大家族が普通でありました。

しかし、第二次世界大戦の戦地から帰った後に生まれた子供たちは、今でいう団塊の世代として日本経済を支え、日本が世界の仲間入りを果たす労力の中心となって現代社

会へと移ってきたわけであります。その大家族の時代は、物資に乏しい生活であったかもしれませんが、家族同士や隣人が助け合い、兄弟の絆も今まで以上に濃かったのではないかと考えています。松岡議員の言われるアンケート結果の「心豊かな」「心の温か」な時代であったと思います。

しかし、時代は大きく変わり、大量生産大量消費の経済中心の時代に入ってから、収益性が高く、現金を多く確保できる都会に就職する人々が多くなってから、農村部の過疎化に拍車がかかり、同時に都市部の過密化も進んだと認識しております。

今までは、わずかな農地から収穫される農産物があれば家族が何とか生活できたものが、全てがお金で買える社会へと生活様式が変わったことで核家族化につながったものだと私は思っております。

また、現在の都会生活には便利さのかげに隣人すら顔のわからない生活や交流の少ない生活を送り、心の豊かさや厚い人情、他人への思いやりがあると言いがたい生活をしているのではないかと懸念しているところであります。

確かに松岡議員がおっしゃる世論調査によれば、大家族が望ましいと考える人は約6割を占めていますが、現実の姿は約5割が核家族であります。その結果をまとめて考えると、理想は大家族だが現状では極めて無理があり、せめて家族の温もりだけは持っていこうと考えていることが自然ではないかなと受けとめております。

平成18年の議会で松岡議員から少子化のお尋ねがあった際に、私は「少子化対策大綱」のお話をしました。国が今後取り組む方向性として、第1点目に若者が職業や結婚、出産、子育てを人生に積極的に位置づけること。第2点目に、子育ての不安や負担を軽減し、職場優先の風土を見直すこと。第3点目に、生命を次代に伝え育むことや家庭を築くことの大切さに理解を深め、社会全体での子育てを支援していくことを申し上げました。これらの目標は、今現在も国や地方がこの実現に向かって努力している最中であり、日本の将来の命題として少子化に歯止めをかけようと必死であります。しかし、現在のような経済不況の社会においては、現実的に自分の所得にあわせて1人や2人の子育てを超えることは至難であり、家族のあり方とか大家族の奨励ということ掲げても、個々の価値観の多様化は、一行政がその考え方を考えることは大変無理があるのではないのでしょうか。

ご質問の、大家族だから何か特別に町が支援を行ったらということではございますが、大家族の方がむしろ生活基盤がしっかり確立しており、町としては高齢者世帯やひとり

暮らし世帯などの方が心配だと思っております。したがって、今のところ大家族に対する独自支援は考えておりませんが、八峰町にあってしなければならないことは、自然環境の豊かな農山漁村のよさであり、思いやりや心の温かさを守るためにも、地域資源を生かした産業を活性化させ、一人でも多くの雇用をつくることが優先されるべきではないかと考えます。町に雇用が生まれれば若者たちが仕事を求めて都会に出ていくこともなく、昔のように大家族で仲良く生活できるようになると信じております。そういう時代を目指して、町も努力していかなければならないものと思っております。

また、松岡議員のように4世代同居の大家族もおりますが、2世帯住宅や別居していても子ども園の送迎は祖父母でやるとか、病気ときは助け合うとか、ときには一緒に夕食で語り合うなど工夫をしながら家族の絆を深めている世帯もありますので、大家族を理想としながらも、みんなで心の温かさを持つ家族づくりをしてまいりたいと考えております。

次に、クレーマー、モンスターペアレントへの対応についてお答えいたします。

役場にも年に数回、自己中心的なお考えの方が見えられ、職員を困らせる方がおられます。俗に言うクレーマーまではいかないものの、こういう方には関係職員が仕事をやめて対応をしなくてはならないこともあります。主に土地の境界のことや使用料のことなどでありますが、特段こうした事例に対するマニュアルなどはございませんが、窓口でのこうした行為は他の来庁者にも大変迷惑なことから、別室に移して相手のお話を十分承るようにして対応をしております。こうした方々は一方的に一方主張をすることから、冷静になってもらうことが大事であり、対応する職員も複数で当たるようにしております。

町には不当要求行為等対策要綱がありますが、いまだ適用した事例はありません。万が一こうした事例が発生したときは、この要綱に基づき対処したいと思っております。

また、幸いに、当町ではこうしたことが原因で病気になるような事例はありませんが、最近このような心の病気が社会問題となっていることから、職員の心の健康管理が大切と考え、ここ2年間、メンタルヘルス講習会を開催しております。その中で精神面のアンケート調査や仕事で悩んでいる同僚との接し方や対応の仕方について、専門家の指導による実地研修などを行っております。

私どもの職場には、こうした心の病気に対する適切な指導できる職員がいないことから、講習会でお世話をいただいている秋田大学の先生のご厚意でメールによる相談をい

つでも受けられるようにしております。また、新年度には管理職を対象に職場での上司の対応の仕方についての講習会も予定しております。

なお、モンスターペアレントの対応については、教育長から答弁をいたします。

○議長（阿部栄悦君） 次に、教育長の答弁を求めます。はい、千葉教育長。

○教育長（千葉良一君） 皆さん、おはようございます。

私の方からは、学校におけるモンスターペアレントやクレーマーにつきまして、その実態と対応についてお答えさせていただきます。

まず、現状、日本におきましてモンスターペアレントやクレーマーと呼ばれる保護者がふえてきたのは2000年代に入ってからと言われております。かつて苦情魔と言われていたいわゆるクレーマーにつきましては、権利主張タイプと不正糾弾タイプの2つがありました。その主張には理解できるところもありましたが、いまやある保護者が何らかのクレームをつけてきたときには、その正当性があるか否かによらず、ほかの保護者がクレーマーの意見に同調して学校や教師を非難するケースが出ていると報告されております。これを社会情勢の変化という視点で見えますと、格差社会の進行とモンスターペアレント・クレーマーの急増とが見事に一致しているのであります。格差社会の進行は、地域の人々の連帯意識を破壊し、一人一人が地域の中で攻撃的な生活を強いられ、今は地域の人的なつながりの中で、大人として、親として成長していくことが困難になっているということも否めないようであります。学校を単なるサービス機関として見る風潮が強まっており、一部の保護者にとっては、学校はデパートやコンビニとかわらない存在になってきたとも言われております。過剰サービスを受けるのみに慣れた人は、自分の要望はおよそ通るものだとの感覚を持っております。学校は保護者にとって一商品と変わらない存在と捉えているからであります。これをさらに保護者からの意見に対して、教師は基本的には反論できない人種だという安心感を持っており、しかも攻撃される教師をフォローしてくれる上司や教育委員会はほとんどなく、なるべく穏便に済ませるようこの状況だと認識されていることが多いようであります。

さて、松岡議員ご質問の我が町の実態については、おかげさまで学校、保護者、教育委員会との信頼関係のもとに様々な施策を実施してございまして、冒頭申し上げましたような深刻な事例はなく、年間を通じて数件の相談がある程度であります。

一例を挙げますと、クラブ活動での選手の選び方、教師の児童に対する言葉遣い、また、学校の教育方針等に対しての問い合わせがある程度であります。いずれも「話し合

いで解決できるので、困っている状況ではない。」との学校側の話にとどまっております。しかし、ことが生じて初期対応次第では、教師や授業等に影響する場合は予想されますので、学校全体に悪影響を及ぼさないように努めていかなければならないと思っておりますし、松岡議員の心配されるとおり、我が町には発生しないという保証はありません。教育委員会、学校、内容によっては地域社会と一体となって解決する仕組みだけは確立しておかなければならないと考えております。幸い八峰町は、先ほど町長が申し上げましたように、秋田大学との連携に関する協定によって、医学部心理学の先生や山本地域振興局予防課の専門職、また、能代警察署との協力体制は既にでき上がっておりますので、これをベースにして教員に対する定期的な研修会を開催するなどのネットワークの輪をさらに広げてまいりたいと考えております。

以上でございます。

次に、大家族について通告に先ほど町長が申し上げましたようにありませんでしたけれども、実は3月の校長会で私もこのことについて少しお話ししようかなと思ったのが、たまたまここに持ってきていましたので、これを参考にして話をさせていただきます。

議員の質問の家族のあり方、大家族を奨励して支援すべしということにつきましては、町長の答弁のとおりであります。教育長といたしまして、児童生徒を預かる立場から、現在そのことに真剣に考えているところでありますので、少し時間をいただきたいと思っております。

現状をやはり踏まえなければならぬと思っております。今いる子供たちを、まず何とか議員の心の豊かな人間づくりをできないかということでもあります。私が家族のことを考えるきっかけになりましたのは、作家の中島京子という作家がおります。「平成大家族」という本を出版された方でありまして、ゼロ歳から92歳までの4世代が同居して、総勢で確か9名か10名だと思ったんですが、その家族が織り成すコメディータッチなものでありまして、かつてテレビドラマで言いますと「寺内貫太郎一家」、そのようなものであります。核家族が住む時代の中で大家族っていいなと感じたわけであります。また、特に昨年入学式後、状況を見たいと思ひまして、朝早く小学校の玄関で登校の状況を見ました。5年生の女の子が、お姉ちゃんが1年生に入った男の子を連れて来まして、「授業前にトイレに行きたかったら行くんだよ。」、それから「靴は上履きに履き替えるんだよ。」そういうことを教えていたのを見て感動しました。本来ならば、これは親が心配して、あれこれ教え込んで学校へ送るところ、やはりお姉さんが弟のことを案じ

て自ら考えてあげる姿、そうやってやはり兄弟が多い子供はお互いを思い合って助け合っているんだという、兄弟の多い子供たちはやはり優しい子が多いなということもそのとき感じたわけであります。開会前に松岡議員の方から頂戴いたしましたこの八峰町の人数の移り変わりを見ますと、昭和30年代、私の家族がやはりちょうどこれに該当します。自分もやはり長男で下の兄弟の面倒を見たのが思い出せるわけでありますけれども、このようなことから、私も何とか児童生徒の人間関係を築く力の育成のために、やはり議員のおっしゃる豊かな人間づくりを教育課程に位置づけていけないものかと真剣に考えて、この次の校長会に話をしようと思っているところであります。例えば仮称でありますけれども、「豊かな人間関係づくりプログラム」なるものをつくって、町内の学校の教育課程の中に位置づけていけないものかということでもあります。カリキュラムの中身については、まだ詳しいことは検討しておりませんが、例えば1年生は仲間と仲良く助け合おうと。2年生になったら仲間と友達と仲良く助け合おうと。そして中学校3年生までいきますと、大事なことは自分でじっくり決めよう、ということでもあります。21年度は校長先生たちとじっくり話し合って、これをできれば正式なものにして、なるべく早く実施に持ち込みたいと考えているところであります。

松岡議員の質問に合うかどうかわかりませんが、以上でございます。

- 議長（阿部栄悦君） 1番議員、再質問はありませんか。1番松岡清悦君。
- 1番（松岡清悦君） 1番目の国保医療制度の件であります。先日、21年度の予算ができました。国保の特別会計、当初予算で前年度と比べて約9,000万円財源不足であります。約10億円の予算の中の9,000万円だと9%かと思われるでしょうが、残念ながら10億円の中の国保税は3億円くらいですか、その中の9,000万円であります。このままだと危機的な状態をもう通り越します。頼みの綱の基金も底をついてしまいました。私は、来年の国保会計どうなるのかな、なかなか心配であります。私がお尋ねの、なぜ医療制度が一元化できないのか。一元化にしないために大変な事務量、それに伴う職員が全国で働いているわけです。これを単純に国民は全部1つの保険、これにすることによって大変なスリムになると考えられます。何とかして全国の組織を動かし、国を動かして、この医療制度一元化に向けて頑張る町長の強い意思をもう一度伺いたいと思います。

それから、大家族、町長の答弁に従って大家族、3番目にいきます。私が住んでいる地域は戸数で約40戸弱の地域であります。ここに40戸の中に子供のいる家庭が10戸あります。割と多い方です。10戸の中の一人っ子がわずか1軒です。これは核家族でありま

す。子供2人の家庭が2世帯あります。どちらもまだ幼稚園のちっちゃい子供で、3人目の可能性が十分ある家庭であります。それから、後の7世帯、これは3人以上の子供がおります。全部多世帯です。おじいちゃん、おばあちゃんがございます。中には4人、子供がいる家庭もあります。そういう地域で暮らして、私は、これは家族が多いといろんな大変なこともいっぱいあります。しかし、地域全体でそういう雰囲気をつくり出す、ごく自然に多世帯で暮らし、子供を地域で見守る。私は少子高齢化、これはやはり原点はそこだと思えます。もちろん大家族にお金をあげなさいとか、こういう政策って望めませんが、どうしても今、家族の少ない、そういうところに町の支援なり、目立つんです、町長。大家族は支え合ってはいるんですが、決して楽な生活、毎日笑って暮らしているわけではありません。でもやはり心の温もりを目指してみんなで頑張ろう、そうやって暮らしているのであります。もちろん一人で暮らしている方も、当然それは必要とあらば支援もしなければならぬし、町でも応援をしなければなりません、どうも私はどんどんそっちの方に動いているような気がしてならないのであります。それがこの調査結果、ほとんど1家庭の1世帯の人数が減っている大きな要因ではないかと思えます。プライバシーのことなので、ああおめら一緒に暮らせじゃ、これは言えませんが、そういうふうに向ける方策、これはないものでしょうか。

次に、モンスターペアレント、当町ではそういう例はなかったと、まずひとつ安心をいたしました。私もいろんな資料を取り寄せましたが、読んでみると、何でこういう社会ができたのかな、何でこういう人間ができたのか、自分の目を疑いたくなる事例が山ほどあります。例えば保育園に電話をして、保育園の先生に「昨日、子供が持ってきた写真、うちの子供、背が小さいので保育園の中の一番背の大きい子供の隣に写ってあった。わざわざ目立たせるために撮ったのか。配慮が足りない。」これは一つの例です。あるいは学校に「小学校義務教育だから給食費納めねやぶあだりめだべしゃ。給食はただで食わせなさい。」こういうことが通る世の中では大変です。ないのは幸いでした。なるべくそうしたクレーマー、モンスターペアレントのない社会の構築のために、この後も町長、教育長に頑張ってくださいなというふうに思います。ただ、万が一出た場合は隠さないでください。包まないでください。必ず初期のうちに対応すべきだと考えております。

以上、2番については答弁はおりません。1番の一元化に向けた町長の心意気と、それから大家族に対する考え方をもう少し、私が聞きたいのはですね、町長、社会情勢が

そうだからかもしれませんが、ちょっとプライバシーの問題があるので、なかなか細かいことは言えないのですが、少人数の世帯に対する町の支援はいろいろあります。もちろん必要なんです。ただ、大世帯、大世帯はじゃあ楽に暮らしているのか。そうでもないはずですよ。別に経済的な支援だけじゃなくていいんです。先ほど町長が申し上げたように、国保だって、本当は、社保は本人、給料を、働いている人一人で保険を納めていますが、国保の場合は世帯が大きくなると全員で納めないといけません。様々な大家族ゆえのいろんな悩みもあるはずですよ。何かひとつ大家族にエールをおくる政策はないのか、もう一回お尋ねをいたします。

○議長（阿部栄悦君） ただいまの1番議員の再質問に対し、町長の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 松岡議員の再質問にお答えいたします。

まず国保の関係からいけば、前段に申し上げられた今の町の国保会計の状況については、非常に新年度ですね、厳しい状況におかれているという認識は変わりありません。この扱いについては、今の、今年度の状況とかですね見定めしながら、いずれ6月を目指して我々も一定の方向を出さなきゃならないと思いますけれども、今年度でかなりの部分、基金も取り崩しましたし、出せるものはかなりほとんど出したという状況下にあるということだけのご理解をしていただきたいと思います。

それから、国保制度の一元化については、先ほど言われたとおり30何年もですね、これは掲げてやっているわけですが、やっぱりこの医療制度に限らず年金制度であるとか、やっぱりいろいろバラバラになっている。国民がどこにいても同じような状況で年金、あるいはまたこの制度の中でやれるような状況をつくるということは、非常に望ましい姿と私も思っています。ただ現実、今の状況の中でですね、右から左にすぐできるのかということは、なかなかやっぱり、30何年たってもこういう状況ですから簡単にはいかないと思います。ただ、我々も町村会という組織なり、あるいはまた国保連というそういう組織を通じながらですね、さらには場合によってはやっぱり政治家に対する働きかけとかですね、いろんな角度で皆さんも一緒になってですね、これを進めていくということで頑張っていきたいものだなと考えていますので、私自身は機会をとらえながら一生懸命頑張っていきたいと思っています。

それから、大家族の関係については、これは大家族がいいというのはだれも否定しない話で、みんなそう思っていると思うんです。実際、うちの方の役場の職員にも子供が

5人とか6人の職員もおりますので、そういった家庭の状況を見ますと、やっぱり大きい子供が小さい子供を助けたりですね、家庭の中で集団生活がある程度訓練されて、そして地域社会のルールについても非常によくとけ込んでいるという状況などを考えると、そういう良さもございます。さらには、毎日笑ってばかり生活しているわけではないとは言われましたけれども、これはどこの家庭でも同じようなことで、いずれそういう状況はありますけれども、家族の助け合いであるとかそういうものが非常に大家族の場合は、昔もそうであったし、今もそうだと思うんです。そのことは私も否定はしません。

ただ現実、じゃあどういふ支援があるのかということになりますと、私も今ここでこれこれがありますというところまで答弁はできませんけれども、いずれ皆さんの方からもいろんな提言をしていただいて、こういうような方向での支援策があるんじゃないかということですね、できればもっと具体的な形で、今日場でなくても結構なんですけれども、いずれまた提言していただければいいなと思っています。ただ現実の問題、どうしても35%の高齢化率の今の八峰町の段階では、高齢化に対する施策というものも非常に大事な施策でございます。それからまた、子供が先ほど申し上げた3人、4人もいますけれども、多い世帯に対しては子育て支援策といういろんな制度上の支援は町で出しているものもありますけれども、それなりに支援はしているつもりでございます。

いずれこうなった時代的な背景なり、社会状況というのは、これは否定できないわけで、できるだけ長くですね八峰町に住んで、若い人もいるという状態が大家族を生むものになると思いますので、そういう意味ではさっき答弁でも申し上げたとおり、若い人方がここでとにかく働けるという状況をつくり出すことが、これから先にとっても大変大事なことはないかなというふうに考えています。

あと、答弁いらないと言いましたクレームの関係は、いずれですね起こったときの対処は迅速に、しかも公開というのは承っておきたいと思えます。

○議長（阿部栄悦君） 1番議員、ほかに質問はありませんか。

○1番（松岡清悦君） ありません。

○議長（阿部栄悦君） これで1番議員の一般質問を終わります。

休憩いたします。11時30分に再開したいと思いますので、ご協力をお願いいたします。

午前11時21分 休 憩

.....
午前11時28分 再 開

○議長（阿部栄悦君） 休憩前に引き続いて会議を開きます。

5番議員の一般質問を許します。5番佐藤克實君。はい、5番佐藤克實君。

○5番（佐藤克實君） 5番佐藤克實、通告に従いまして一般質問をしたいと思います。

最初に、経済対策についてでありますけれども、質問に入る前にお礼とお願いをしたいと思います。

今般、町の景気対策といたしまして商工会が発行する地域振興券に対しまして、20%のプレミアムをつけてくださったことに、本当に商工業者の方々は歓喜しておりますので、ご報告しておきたいと思います。また、マルぶなに関しましても金額の増額、そしてまた返済期間の延長ということで、非常に喜んでおるようです。商工業者の皆さんは、もう天から神様が降りたような気持ちでおりますので、今後ともですね、あたたかいご支援のほどをお願いしておきたいと思います。

また、定額給付金が4月の16日以降、給付になっていくわけなんですけれども、それとですね、この商工会の地域振興券がごっちゃになっている部分がありますので、発行先の商工会の方にですねPR方をお願い要請していただければありがたいと思います。

それでは、最初の①について質問したいと思います。

大きく3点あるわけなんですけれども、全体的には景気対策一本という柱になっておりますので、その点で質問してまいりたいと思います。

この前テレビを見ていましたら、派遣切りの若者がコンビニに入ってカップラーメンを買いまして、そしてそれに生のモヤシを入れて量を増やして食べている姿が見られました。それもたった1日に2回だけしか食べていない状況を見たとき、本当にもう大変だなと。そして、この後お金あるかなと言ったら、お金はもう僅かしか持っていない状況、そういうのを見たときですね、本当にみじめな、自分ながらでもみじめな感じして、世の中どうなっていくのかなという気をいたしました。

この寒い時期、寝床もなく食べ物に不自由されている方々がたくさんいることを想像すれば、何ともさもしい感じさえ覚えます。100年に一度の未曾有の世界的同時不況が津波のように押し寄せ、業種を問わず会社の経営者や就労者は、底の見えない先行きに不安どころか恐怖さえ感じております。今後もさらなる景気の悪化や長期化が憂慮されております。町の新年度事業や景気対策としての地域活性化臨時交付金事業などの事業の早期の発注や予算執行のあり方に、スピードを上げることが当面の効果を期待されます。仁恵を持って特別の沙汰を切望するものです。当局のお考えを伺います。

②番。政府与党でも追加の景気対策の補正が言われておりますけれども、今日の朝のラジオの話を聞いていまして、麻生総理が15兆円から20兆円ほどのやはり景気対策を指示したという話が入っていましたけれども、これに対して町単独でもですね、100年に一度というにふさわしい大胆な施策と国の補正の追加で、どのような事業を手がけるか、そのときになって2次補正のように困惑がないよう、今から施策や事業の選択、あるいは前倒しを早期に検討しておく必要があると思うが、当局のお考えを聞いておきたいと思います。

大きい2番の失業・雇用対策についてであります。

いまや廃業や倒産してリストラで職を失い、職を求めてもなかなか仕事にありつけない状況にあります。

①番目ですけれども、ふるさと雇用や緊急雇用対策事業で、新年度から半年とか短期であるものの仕事の内容や採用人数や期間等を早めに町民にお知らせして、少しでも安堵感を与えてほしいものだと考えます。いつごろには示せるのか、時期について伺いたいと思います。

②番、国・県の雇用対策事業のほかに町単独の対策として、これらの事業に拡大、あるいは継続やさらなる雇用対策を図るべきと考えますけれども、町長の考え、姿勢、意欲を伺いたいと思います。

③番目、今後の年度末決算状況では、4月、5月の非正規、正規を問わず失業者の増加が想定されておりますが、大きなローンを抱えなくても離職者にとっては生活そのものがいろいろ厳しい現実が憂慮されています。そこで生活サポートとして町営住宅の家賃の減免、高校生の通学費の補助で負担軽減を図るべきと考えます。さらには、町単独の緊急の生活援助融資等何かしらの手だて、セーフティーネットを講じ、生活サポートの必要があると思うわけですが、当局の寛大な対応をお願いしたいと思います。

④、ものが売れない、仕事がないなど、失業者以外にも商工業者等もこのままでは生活がままならないと感じておられる方が商売替えや転職を考えております。何か商売を始めたいがどうしたらよいのか、どんな応援、補助制度があるのかも知るよしもないわけで、わらにもすすがる思いでいる方が少なからずいると思います。どうかそのようなことから、事業の応援体制ができるよう窓口担当者の配置をお願いしたいものです。そこからは新しい特産品、商品が生まれたり雇用の拡大が図られる可能性が無限にあります。町長の姿勢をお伺いします。

最後に大きい3番ですけれども、農業振興について伺います。

①、米の消費が年々減少し、減反を余儀なくされていますが、1食1口多く食べることで1%の食糧自給率が上がるとも言われています。それと反比例して減反率が単純に減少するとも考えているわけで、農業圏のこの地域は、農家がよくなければ地域の景気はよくなるとも言われています。したがって、米の消費拡大は、この地域の景気の下支えにいかにか大事かを伺い知ることができます。これまでも米の消費拡大にJAでもPRに余念がないわけですが、その効果はいま一と感じます。また、不足でもあると思います。やはり町単独やJAと共催で米粉の消費拡大のキャンペーンを共同して回を重ねていくことがポイントになると思います。パンや麺との融合を図りながら、お米の食文化を八峰町から発信し、全国に発信できればと思います。町長のお考えをお尋ねします。

②番目、うるち米やもち米の古米や古々米が取り上げられることは少ないのでありますけれども、あえて取り上げたのは、ものすごく安価で取り引きされていることに危惧を感じるからであります。農家の方々が汗水流してつくられたお米が通常の価格の半分とか、あるいはそれ以下で流通しているのを垣間見ると、汗水が涙に変じています。どうにか付加価値を高め、農家の不可分所得の向上を図る研究を手がけるべきと考えますが、何か思案がございましたらお伺いしたいと思います。

3番目の③、去年のテレビ放送にもありましたが、徳島県の上勝町の葉っぱ、ツマモノを出荷して、高齢者が高額を稼いでいるのが紹介されましたけれども、先ほども松岡議員さんの質問にも出ていました。以前にもこの情報は得ていましたけれども、これほどすごいとは思いませんでした。役場職員の横石さんが葉っぱを売ろうと発案しましたが、タヌキやキツネであるまいし葉っぱがお金に化けるんだったらそこら中に御殿が建つわ、とだれもが取り合ってくれなかったそうです。やってみななんだたらわからんでないか、横石さんには怒りにも似たやる気が燃えたぎったそうです。白神のネームバリューを武器に、それこそ白神のツマモノや山菜の栽培、染色用のための植物の栽培等々、出荷体制や販売の拡大に専門の担当者、成せば横石ナンバーツーを充てる。手始めにどれか一つでも取り組み、新たな特産品づくりの一步を踏み出して、さらなる夢・希望の持てる、きらりと輝く街づくり八峰町を目指したいものですが、町長の考えを伺いたいと思います。

どうかこの3点について力強い答弁をお願いして質問を終わりたいと思います。あり

がとうございました。

○議長（阿部栄悦君） ただいまの5番議員の一般質問に対し、答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 佐藤克實議員のご質問にお答えいたします。

はじめに景気対策についてであります。我が国経済は、世界的な景気後退が見られる中で、外需面に加え国内需要も停滞し、景気の下局面が長期化、深刻化するおそれが高まっており、こうした状況を受けて地域経済の状況もまた深刻であり、特に、ほぼ全産業において景況感が大幅に悪化し、回復時期を予測することができないなど、先行きの見えない深刻な景気悪化となっております。

このような状況の中で、政府は当面の経済対策の観点から、安心実現のための緊急総合対策、生活対策、生活防衛のための緊急対策を閣議決定し、切れ目なく継続的に施策を実行することにより景気低迷からの脱却を図ろうとしており、地域活性化・生活対策臨時交付金制度も、その施策の一つであります。

本町においては、地域活性化・生活対策臨時交付金の限度額全てを活用することとし、2月23日の議会臨時会において交付金事業に係る補正予算案を提案し、可決されたことから、それぞれの事業について早期に支出負担行為ができるよう準備を進めているところであります。

佐藤議員がお話のとおり、地域経済の悪化や、その長期化が憂慮される中、公共事業の早期発注は地域経済への活性化策の一つであることは十分私も認識しております。このことから、庁内課長会議等を通じ、臨時交付金事業はもちろんのこと、新年度事業においてもできるだけ早期に事業着手できるよう全課に指示したところであります。

次に、町単独の対応についてであります。政府与党において先ほどお話ありましたとおり、現下の厳しい経済情勢への緊急対応策として、追加景気対策を含んだ21年度1次補正の動きが出ておりますが、当町としては、これらの国の動向を的確に把握するとともに、その動きに迅速に対応できるよう、町総合振興計画の中の前倒し可能な事業の抽出や町単独で実施できる景気対策、雇用対策について、早期に検討してまいりたいと考えております。

次に、失業・雇用対策についてのご質問にお答えいたします。

国では、国内の雇用情勢の改善を図るため、ふるさと雇用再生特別交付金及び緊急雇用創出事業臨時交付金を都道府県に交付し、それぞれの交付金を都道府県が基金造成す

ることにより、3年間の時限事業ではありますが雇用・就業機会の創出を図ろうとしております。

当町においては、ことしに入って「東北白金電波」、「ガソン」の倒産で多くの離職者が発生したことから、この基金事業による雇用創出で、町内の職を求めている方々に就業機会を提供できるものと思っております。

この事業に関する秋田県の市町村説明会は1月19日に開催され、県から提示されたスケジュールに沿って事業計画書の作成などを進め、2月23日に当町の雇用創出に係る事業計画書案の事前審査を受けております。この事業計画では、町が6カ月未満の雇用期間で直接雇用する緊急雇用創出事業では33名、町と民間企業等の委託事業で実施するふさと雇用再生特別基金事業で9名の雇用を計画しております。

今後のスケジュールに関しましては、県議会で基金造成及び当初予算が採択された後に、県から市町村に対して具体的に提示されるものと思っておりますが、失業者への周知や労働者の募集に関しましては、公共職業安定所への求人申し込みが前提で、文書による募集、直接募集等においても公開を指導されております。このため、職種、雇用形態、雇用期間、賃金形態、選考等に関する事項について、役場内をはじめ関係民間団体等と十分に精査し、補助金交付内示、補助金申請、補助金交付決定通知などの日程と照らし合わせながら、速やかに失業者への周知と労働者の募集事務を行えるようにしてまいりたいと考えております。

次に、町単独の雇用対策についてのご質問であります。募集した基金事業への応募状況と事業の進捗状況からさらに雇用対策が必要な場合は、県と事業実施計画書の変更や追加を協議し、極力この基金事業を活用したいと考えております。

また、町では就業希望者の登録制を導入し、欠員や一時的な業務が生じた際には、優先的に求職登録者に就業機会を提供してまいりたいと考えております。

次に、失業者への生活支援についてであります。町営住宅に入居している離職者に対しましては、町営住宅家賃減免取扱要領に基づき家賃の減免を行っておりますし、生活資金等に関しましては、秋田県社会福祉協議会の生活福祉資金等現行制度の活用を図ってまいりたいと考えております。

高校生の通学費等に関しましては、月額3万5,000円の就学資金、また、生計中心者の失業によって生計維持が困難な世帯には、月額20万円の離職者支援資金などが利用できますので、役場及び社会福祉協議会等への相談を周知してまいりたいと考えております。

す。

次に、起業に関する応援体制についてであります。企業の経営改革や創業支援にしましては、財団法人あきた企業活性化センターに専門の指導員がおり、町が企業等から相談を受けた場合には、あきた企業活性化センターとの連絡調整を図りながら企業育成などの支援を行っております。

県内の経済情勢は、昨年9月以降急激に悪化しており、企業支援のため融資枠の拡大や補助要件の緩和措置がとられてきておりますが、起業等に関する問い合わせや相談を受けた際には、職員を同行させながら一体となって企業設立まで支援してまいりたいと考えております。

今後の経済回復の見通しが不透明で、離職者のみならず国民全体に将来に対する不安感が高まってきているのではないかと感じておりますが、環境や食の安全・安心などの分野に当町の特性を生かした産業振興の活路が見出せるものと考えており、町民の英知を結集しながら、この難局を乗り越えなければならないと考えております。

次に、農業振興についてのご質問にお答えします。

はじめに、米、米粉の消費のためのキャンペーンの取り組みについてお答えします。

ご承知のとおり食糧法が廃止され、これに伴い平成7年に食糧法が施行されたことにより、JAをはじめとする集荷業者や一般農家も米を販売できるようになったところ です。

政府買上制度の廃止後、JAなどが集荷する自主流通米の販売経路は、当初は米市場と位置づけられている米価格形成センターで入札にかけられ、米卸業者を經由して量販店や小売店から消費者に届けられるという流れが主流でありましたが、近年では米価格形成センターでの取扱量が大幅に減少し、米卸業者や量販店、外食産業などの実需者と直接取引を行う直販が増加しております。これらの実需者に対して販売活動を展開し、信頼関係を築きながら、いかにして多くの米を買ってもらうかが販売促進の主流となっています。一般消費者を対象とした街頭キャンペーンも大事なことではありますが、実需者に対する販売促進活動が地場産米の販路拡大や販売消費拡大のかぎを握っていると言えます。

昨年1月、東京都内で行ったJAの販売活動に関係職員が参加する機会を与えていただきました。訪問先は、町内に縁故のある寿司店と居酒屋を営む会社と米卸業者を訪問し、JAやまもと米の売り込みを行ったところです。JAの販売活動の一端に触れ

る貴重な機会となったわけですが、今後も機会をとらえ、歩調を合わせていきたいと考えております。

次に、米粉の消費キャンペーンについてですが、国内で消費される小麦は、ほとんど輸入に頼っているわけですが、これに替えて米粉を利用する取り組みが国のテコ入れもあって活発になっています。

当地域ではJ A秋田やまもとが県内でもいち早くジャンビニで米粉パンを製造・販売したり、パンづくりや料理講習会を開催したり、積極的な活動を行っております。

ただ、米粉でつくったパンやケーキ、麺類などに消費者の関心があつて、それなりに売り上げは伸ばしているようですが、米粉は値段が高いため、一般消費者の米粉そのものの購買、消費には、まだ反映していないようであります。現在流行している米粉は、転作の新規需要米として国が作付を認めている米粉用米を主食用米から作られているわけですが、業務用の取引価格はキロ当たり70円ぐらいと聞いております。これでも高いと言われ、小麦粉を使った製品に対抗するためには、キロ当たり50円以下にする必要があると言われております。主食用米の価格がキロ当たり200円ぐらいですので、新規需要米として契約栽培している人を除いて、赤字を出してまでも米粉用として出荷する農家はいないはずであります。

このほか、米粉用米の栽培には規制があつて、転作作物として栽培しなければならないほか、販売先が決まっていないと作付できないなど、だれでも自由に米粉米を栽培できる状況にはなっていません。現在、日本の米粉用米の生産は1万トンと言われております。作付面積に換算すると2,000ヘクタール程度になります。国では、今後50万トンまでふやす計画を打ち出していますが、その先行きは定かではありません。

いずれにしても現状では、町内に米粉用米を生産する農家はいませんので、消費拡大への取り組みは今のところ特段考えておりませんが、今後の推移を見ていきたいと考えています。

次に、うるち米やもち米の古米、古々米の付加価値を高める研究を既存企業・団体の協力のもとで手がけて、農家の可処分所得の向上を図るべきではないかとのご質問にお答えします。

本町では、もち米は自家消費や縁故米として栽培する人が多く、販売目的に栽培する人は多くありません。

20年産の集荷量について申し上げますと、J Aと集荷業者を合わせても1トンに満た

ない量となっています。これが古米、古々米となると、農家が保有しているものは、ほとんどないと思います。うるち米についても同様に、自家消費以外はほとんどないものと思います。このようなことから、現在は付加価値をつける特別な取り組みの必要性は少ないものと考えております。

次に、山菜の栽培、染色用植物の栽培、白神のネームバリューを武器にツマモノの特産品づくりや販路開拓に専門の担当者を置いてはどうかとのご質問にお答えします。

山菜や染色用植物、ツマモノなどは、一般的に多くの地域で栽培され、その多くが市場出荷されるメジャー作物に対し、特定の地域で栽培され、栽培者も少なく、こだわりを持って栽培されるマイナー作物に当たるものだと思います。市場に出回る量が少なく、希少価値の高さから、うまくいけば大きな魅力と収益が伴う作物でもあります。

過去にもこのような幾つかの作物に取り組んだことがありました。例えばシドケや山芋、山ゴボウ、アマチャヅルなどがありました。一時的には成果を上げたものもありますが、継続され現在まで続いているものは残念ながらありません。

また、マイナー作物にはメジャー作物と違った大きな課題があります。その一つが農薬の問題です。作物にはそれぞれに適合した登録農薬というものがあり、法律に基づき農薬の残留基準が定められています。しかし、マイナー作物に関しては登録農薬がほとんどなく、残留基準もありません。残留基準のない農薬については、一律0.01ppmという基準が適応され、出荷した農産物から基準を超えた農薬が検出された場合、出荷停止や回収命令が出されます。少しオーバーな表現ですが、0.01ppmという基準は、海にインクを垂らしたようなものと聞いております。

2つ目としては労働力の問題です。マイナー作物は機械作業ができなく、手間暇が多くかかります。特に登録農薬の関係もあって、除草や病虫害防除に大変な労力を要します。町としては、当面はリスクや厳しい条件下であるマイナー作物よりもメジャー作物の振興に努めてまいりたいと考えておりますので、何とぞご理解をさせていただきたいと思っております。

以上であります。

○議長（阿部栄悦君） 5番議員、再質問はありませんか。5番佐藤克實君。

○5番（佐藤克實君） 答弁はいらないのでありますけれども、景気対策、そして雇用・失業対策については、町長が答弁されたようにスピード感を持って、力強くですね進めていってほしいと思います。

あと、農業対策についてですけれども、かなり無理なところがあるような答弁でございましたけれども、とにかく上勝町の葉っぱビジネスにしてもですね、かなりな効果を上げているようなので、いろんな角度から探してですね、この地域性を生かした、そしてこの地域にある原資をやはり将来につなげるような方策をやはり考えておかなければいけないと思いますので、今後ともですね多角的な農業、米だけじゃなくてやっぱり二次製品以降、そして三次製品といった方向にですね物事をやはり考えていかないといけないと思いますので、その辺も含めてですね、今後、農業政策も取り組んでいただければと思います。

以上で終わります。答弁は結構です。

○議長（阿部栄悦君） これで5番議員の一般質問を終わります。

休憩いたします。午後1時より再開いたしたいと思いますので、ご協力をお願いいたします。

午前11時58分 休 憩

午後 1時00分 再 開

○議長（阿部栄悦君） 休憩前に引き続いて会議を開きます。

7番議員の一般質問を許します。7番門脇直樹君。はい、門脇直樹君。

○7番（門脇直樹君） 通告に従いまして2点ほど一般質問をいたします。

1点目は、安心・安全な分娩機関についてであります。

この問題は、本町だけでは解決のできない問題であることは十分に承知の上、それでもなおその危険が目前に迫っている危機感に、どうしても行政として取り組むべき緊急課題ではないかと思ひ質問させていただきます。

今、秋田県内における出産施設の減少は深刻な問題となっております。全国的な医師不足はもちろん、少子化という社会現象を背景に、分娩を休止、あるいは制限する病院が増え、また、出産に携わる産科医は緊急呼び出しなども多く、体力的にも精神的にも負担が大きいと聞いております。そのため、出産を扱わない開業医に転じるケースも近年多くなっているそうです。

このような多角的な原因により、現に能代山本郡においては分娩機関がたった1つしかありませんので、健診から出産まで安心して同じ病院でという希望はかなえにくい状況です。幸い県内では昨年からは都市部において発生したたらい回しが起きたという報告

はないようですが、起きてないからいいということではないと思います。現状は、いつ起きてもおかしくない状況にあるのではないかと思わざるを得ません。事実、去る2月26日の魁新聞に、秋田赤十字病院の新生児病棟部長が記事の中で「県内では選択肢がないことがわかっているので断るわけにはいかない。物理的に難しくても使命感から頭をひねって対応している。」と述べておられます。現場の第一線で活躍する先生方も危惧せざるを得ない状況が県下では進んでいます。八峰町では、少子化対策として様々な形で子育て支援を行っておりますが、生まれてからの対応と同じように、生まれるまでの万全な体制づくりを支援してあげることも少子化対策ではないでしょうか。

他地区においてもいろいろな対策が始まったようです。助産師をふやしての体制の充実化を図ったり、リスクの低い妊婦健診を助産院で担うシステムづくりや、携帯やパソコンを使って産科医の指示を仰ぎながら遠隔妊婦健診を実施する病院もあるそうです。また、開業している医師による当番制の分娩機関への勤務なども考えられているようです。

平成21年1月1日からは、産科医療保証制度という制度が始まりました。これにより分娩に関連した障害を抱えた赤ちゃんと、その家族の幅広い保証制度が確立したわけです。しかし、この制度そのものへも今日の産科医不足を危惧することから、「出産はリスクを伴うものであり、妊娠中の情報を把握できない飛び込み出産などはハイリスクな、極めて危険な出産と言わざるを得ず、産科医の目が行き届いた健診、分娩でなければ、単純な制度活用である。」との否定的な意見もあるようです。

はじめに申し上げましたとおり、これは八峰町だけで解決できる問題ではないかもしれません。しかし、能代山本地区に安心して出産できる環境づくり、地域医療を構築するために町としての取り組み、姿勢を考えていく時期ではないでしょうか。当局の考えを伺いたいと思います。

2問目は、ハタハタ館にあるトレーニングルームの現状についてお伺いたします。

この件については、ハタハタ館へトレーニングルームを設置する際に、専属インストラクターの配置と、それによる費用対効果について昨年3月に行われた定例議会においても質問しています。当局からは、ハタハタ館職員に研修してもらい、事故のないように十分気をつけるという答弁をいただきました。しかし、現在までのトレーニングルーム利用者数は十分とは言えず、また、職員が必ずしもトレーニングルームに配置され、機能指導を行っているわけではありません。実際利用されている方々は、自分のプログ

ラムを淡々とこなしており、設置されたときに寄贈者側より望まれた温泉入浴と運動器具との組み合わせによる筋力維持、増強、健康促進等の意義を果たせないまま過ごしているように思えてなりません。その反面、ハタハタ館入浴施設利用者からは、ゆっくりとくつろげるスペースがほしいとの強い要望があります。現在の利用状況を考えてみても、トレーニング機器をスポーツ施設、または公共の他施設に移設し、現在の場所を温泉施設利用者へのくつろげる空間的な利用へ転換を検討してみたいかがでしょうか。当局の考えをお伺いいたします。

以上です。

○議長（阿部栄悦君） ただいまの7番議員の一般質問に対し、答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 門脇直樹議員のご質問にお答えいたします。

子供が胎児期からすこやかに守り育てられることは、妊婦だけじゃなく地域社会の願いでもあります。とりわけ少子化が進んでいる当町にとりましても、妊娠時期から出産後も母親が安心して受診できる医療機関の確保は行政の重要な課題であります。

ご指摘のとおり能代山本管内では、分娩可能な医療機関が現在、山本組合総合病院1カ所であり、全ての妊婦が健康診査から分娩まで同一医療機関で受診できる医療体制にはなっておりません。

産婦人科医の不足は全国的なことでありますが、その対策として全国的に医師の集約化が行われているところであります。

当地域に産婦人科医を派遣している秋田大学医学部では、社会保険病院の常駐医師2名のうち1名が退職する時点で集約化を行い、当時の社会保険病院の医師1名と山本組合総合病院の医師3名を合わせた4人体制で能代山本管内の産婦人科医療体制を確保することとし、平成20年1月から現在の山本組合総合病院1カ所の体制になったという経緯がございます。

能代市内には産婦人科を開業している医院が3カ所あり、分娩医療機関と連携し、母子の健康管理を担われております。

少子化が進む中、新たな分娩機関ができ、健診からお産まで同じ病院でとの願いは、現状ではかなり難しいと認識をしております。現在、県としても産科の医師確保を含めた全般的な医師不足への対策を強化するところでありますが、当町としても山本地域保健医療福祉協議会や山本組合総合病院運営委員会等の場で、管内市町と連携し、議員が

ご指摘のことを踏まえて広域的に良質な医療が保たれるように要望してまいりたいと考えております。

次に、ハタハタ館のトレーニングルームについてのご質問にお答えします。

トレーニングルームは、旧八森町体育協会から運動器具等の寄贈を受け、温泉入浴と運動による健康増進を目的に整備し、平成19年7月から供用開始をしております。19年度は9カ月の稼働で、利用者は1,371人、うち温泉入浴との組み合わせで利用された方は856人となっております。平成20年度は1月までの10カ月の集計であります。利用者は2,084人、温泉入浴との組み合わせは922人で、利用料は41万6,800円となっております。最近では常連のお客さんも目につくようになってきておりますが、一日平均の利用者に換算しますと、平成19年度は5人、平成20年度は9.4人となっており、運動器具は混み合っていて体力増進やメタボ予防などの講座には狭隘で、受講者人数も少数にとどめなければならないなどの課題を抱えております。

また、入浴利用者からは、温泉入浴後の休憩室が浴場の近くにほしいとの声もあり、門脇議員ご指摘のように、トレーニング機器の有効活用とハタハタ館の利用客の利便性を検討しなければならないと考えております。このため、入浴利用者及びトレーニングルーム利用者のアンケート調査を実施するとともに、ハタハタ館や寄贈して下さった関係者などと運動機器の有効な活用場所や利用方法などと協議し、議員の皆様方のご提言も受けながら望ましい方向性を探ってまいりますので、いまして猶予をくださるようお願い申し上げます。

以上であります。

○議長（阿部栄悦君） 7番議員、再質問はありますか。はい、7番門脇直樹君。

○7番（門脇直樹君） 能代では妊婦健診の無料化を実施しています。それも一つの対策ではあると思います。出産費用も大変な負担にはなるとは思います。やはり何よりも大事なのは、安心・安全な出産をすることが一番大切だと思います。現実問題として私の周りの話を聞いても、例えば第1子目は1週間入院できたのに2子目は5日で退院させられたとか、授乳時の問題とか、現実として様々な問題がやはり、医師の不足か、多忙過ぎるのか、どちらかわかりませんが、そういう問題があるようです。妊娠、出産を控えている女性のためにも、早急な取り組みが必要だと思います。松岡議員の一般質問にもあったように、大家族への第一歩だと思いますので、よろしく検討をお願いします。

あと、トレーニングルームですが、町長がおっしゃったように、確かにトレーニング

目的で利用する来館者もいるとは思いますが、大半の人はエアロバイク、ランニングマシンの使用が主なようです。ですから、それらの機器を残して、あそこにマッサージチェアを持ってきて、あとリクライニングできるいすを並べて、ゆっくりくつろげる空間にした方がいいと思います。階段を上り下りしなくても浴場の入口という条件から見ても、温泉施設としての相乗効果はその方が得られると思います。残ったトレーニングルームの機器は、遊休施設、例えば八森小学校の体育館へ移設して使用者の便宜を図るとか、そのようなことは当局では考えていませんかね。

○議長（阿部栄悦君） ただいまの再質問に対し、答弁を求めます。はい、加藤町長。

○町長（加藤和夫君） まず妊婦健診については、今度14回が無料で確保されることになりましたので、新年度から実施されます。

それから、確かに先ほども言いましたとおり、現状では医師が足りない、そして産科医の勤務体制が非常に過酷であるといういろんな条件が絡まってですね、なかなか産科医の確保が難しくなります。それとあわせてまた、研修医制度の問題もあります。そういう中ではありますけれども、いずれこれは我々も問題意識は持っていますし、行政あげてですね、県もそうですけれども、一緒になって取り組んでまいりたいというふうに思っております。

それから、トレーニングルームの関係については、各機器別の使用状況について私も把握しておりませんが、いずれ今指摘も受けたとおりなのかなと、後でまた確認をしておきたいと思っておりますけれども、もう少しゆっくり休める空間をと、そういう希望もないわけではありません。そういうことをですね、いろいろ先ほど申し上げたとおり検討させていただきたいと思っております。

それから、機器の移動、例えば八小でもと言いましたけれども、これもまた機器の管理がありまして、自由にどこでもですね、やると、これの保守管理の問題から含めた問題もあります。それからまた、ハタハタ館側の移設した後の使い方等についてのいろんな話などもですね、もう少し全般的に整理しないといけないと思っておりますので、まずもう少し私も現状を確かめてですね、その中で方向づけを出していきたいと思っておりますので、もうちょっと待っていただきたいと思っております。

○議長（阿部栄悦君） 7番議員、ほかに質問はありませんか。7番門脇直樹君。

○7番（門脇直樹君） 今年度の予算にも、21年度の予算にもトレーニングルーム機器の整備で14万円ほど見えています。1年目で14万円ですから、来年度以降は、おそらくもっ

とかかると思います。そういう面から考えてみても、何年かすれば、もしかしたらかえって、あることが負担になることも考えられますので、その辺も加味した対策を考えてもらいたいと思います。

○議長（阿部栄悦君） 答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 先ほども申し上げましたとおり、一応寄贈してくださった方々ですね意向もまた聞いて、それらの意見も聞きながら、こちらの方向づけといろいろ合わせてですね、相談をしながら、それから実際、使う場所にどこにどの程度のものというなのもですね、いろいろ検討してみなきゃいけないので、今おっしゃったようなことも含めながらこの後考えていきたいと思います。

○議長（阿部栄悦君） これで7番議員の一般質問を終わります。

次に、3番議員の一般質問を許します。3番石塚正一君。はい、石塚正一君。

○3番（石塚正一君） 通告に従いまして質問をいたします。

まずはじめに、入札制度についてお伺いいたします。

私は以前から八峰町の入札については、どうも疑問のところがあまして、前にも何度か質問したことがあるんですけども、また再び質問させていただきます。

それはどういうことかといいますと、何か入札するたびにこの方式がころころ変わっていくようだし、これは共同企業体にしなくてもいいんじゃないかなとか、これは共同企業体にした方がいいんじゃないかなという場合でも違ってあたりね、わざわざ共同企業体にしたりしなかったりしてね、どうもだれかにまたこの間も突然とこれは県・国の方からでも非常によいからということで評価方式、そうすればこれがやっていくのかなと思えば、またそれもやめる。何だかそのたびにこの業者とかこの会社にとらせるために変えているのかなと、これは私だけ、こういう言葉を使えば大変おかしいんじゃないかなと思うんですけども、そういうように私は感じるということでありますので、私個人の問題でありますから、これは。だからやっぱりそのほかにもまだそのいろいろ問題になりました最低限度額も、あったものもあればないものもある。何かこうころころ変わるということはないで、八峰町としてはこういうような入札制度でいくんだという、きちんとした確立が必要であると思うが、町長は今後いかがお考えでしょうか。

次に、農業振興についてお伺いいたします。

このたび班長会議において21年度のソバとか大豆についての助成金額が発表されまし

たが、以前からもソバ・大豆はつくれつくれと奨励していますが、その収穫した後が本当にその受け皿がきちんとしているのかと。ライスセンターのところにちょっとしたものがあるそうですが、大手の人がぼんってやってしまえば小さなところのがなかなか順番が回ってこないということで、鶴川の方まで行っているという話も聞いております。やっぱり奨励するからには、それなりの受け皿体制をきちんと町の方で持つべきじゃないかということと、それから、今までその生産調整にもかかってこなかった未達成者には、どのような指導をしていっているのかと。ただ黙っているのか、これからちゃんと守ってくれよ、そうしないと減反率がまただんだん多くなるからという指導をしていかなきゃいけないと思うし、また、集落営農についても始めの出だしは非常によかったんですけれども、なかなかその会の方の進め方、また町としても集落営農やってくれというような声あまり聞こえてこないの、それもどうなっているのか町長からの答弁をお願いします。

次に、観光パンフレットの更新についてお伺いします。

つい昨年ですか、またパンフレットが新しいのできたけれども、中身は私に指摘されたところを直しているだけであって、依然に古い写真をそのまま使っている。やっぱり今回の町長の予算編成方針の中でも説明ありましたけども、更新というのじゃなくて、やっぱりもう一度きちっとちゃんとした奇抜のあるような、そういうようなパンフレットをつくっていくべきじゃないかなと。昔っからのある古い写真を撮ってきて、後でお見せしますけども、ハタハタも生きたようなハタハタじゃなくて、しなびけたようなハタハタを使ったりね、そういうイカも、赤くなったようなイカ、白くなったイカなど使ったりね、やっぱり八森は海産物、または今、八峰町として峰浜地区と合併したんだから、農山物、そういうものを全面に置くとか、何もその業者にいって、こういうものはこういう写真載せますけどどうですかってということなくて、昔っからの今現在つくってないものでも写真載せたりね、そういうことしないで、やっぱりいいものは業者に任せないで、みんなで協力しているんな、そうでないときはいろんな検討委員会をつくってやるんだけど、やっぱり一番大事なのは町の顔ですからね、パンフレットは。やっぱりその顔をよくするためにも、みんなで支えなきゃいけない。そのためにもいろんな人とどうだかこうだかと話していいものをつくるように私はお願いしたんですけれども、町長はいかがお考えでしょうか。

それから、新エネルギービジョンについてお伺いいたします。

せっかく月日をかけて検討し、その結果、何かこう全然まだ八峰町では、そのビジョンをやった割には全然その成果があらわれてないし、また、啓蒙活動もしていないように、しているかもしれないけれども私の目にはしていないように思われます。

まず今、工務店さんは、もう高気密高断熱ということで、そういう建物をしています。やっぱりこういうものは太陽熱を利用してやるためには、大工さんとかに、こういうものやってくれないか、こうなれば国からの助成もありますよということをきちんと周知して、今後から家を建てる場合はこうやった方がすごくいいんだよ、太陽熱をためて、またその余った電気を売ればいいんだよとか、あとソーラーパネルを使ってやれば床暖房とか給湯にもすごくいいんだよというようにやっぱり説明して今後やっていかなきゃいけない。本当にあのシイタケ栽培なんかに最高に、10億円産業と言われているこのシイタケ栽培にも、本当にこういうのを使えばすばらしいんじゃないかなと私は思いますので、これからもっともっとそういう啓蒙活動をしていただきたいと思いますので、町長のお考えをお伺いします。

以上をもちまして私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（阿部栄悦君） ただいまの3番議員の一般質問に対し、答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 石塚議員のご質問にお答えいたします。

最初に、その都度入札方式が変わるのはなぜかについてであります。八峰町で現在行われている工事発注における入札は指名競争入札と、近年の全国的なダンピングによる入札結果を踏まえ、品質確保の上から試行として取り組んでいる総合評価落札方式です。

総合評価落札方式は、秋田県の指導もあって取り入れていますが、平成19年度に総合評価落札方式施行要領を施行して、平成19年度は1件、平成20年度は3件を実施しており、業者指名の競争入札となっております。

新年度も2、3件の総合評価落札方式を試行する予定であります。

基本となる入札方式につきましては、今までと変わりございませんのでご理解を願いたいと思います。

次に、八峰町独自の入札制度の確立が必要ではないかということですが、これまでも入札制度につきましては種々改善を図ってまいりましたが、今後も多様な角度から入札制度のあり方を検討してまいります。平成21年度からは秋田県、あるいは近隣の

市町においても実施されています低入札価格調査制度の運用を導入の予定であります。

この低価格調査制度につきましては、2,000万円以上の工事を対象として、また、これまで実施しております最低制限価格の設定につきましては、130万円から2,000万円未満として実施をいたします。

なお、これまで実施しております予定価格の事前公表は、全ての一般土木・建築一式工事で実施をいたします。

この制度改正については、八峰町の土木・建築の業者に近く説明会を開催して周知すると同時に、議員の皆様についても、この内容について近々中にお知らせをしたいと思います。

次に、農業振興についてのご質問ですが、最初に転作作物としてソバ・大豆を奨励しているが、受け皿が充実しているかのご質問にお答えします。

当町の水田農業推進協議会では、大豆とソバを転作の主要作物と位置づけ、転作奨励金の単価も高く設定しております。これは奨励金とあわせて良品生産を促すことによって、少しでも多く農家所得を確保したいというねらいを持っております。さらに21年度からは、ほ場管理や栽培管理が適正に行われることを条件に、ソバの奨励金単価を昨年度より高く設定し、作付奨励をしています。これについては水田をフルに活用して食糧自給率を高めようとする国の水田フル活用の方針に沿ったものとなっております。

受け皿は充実しているかということではありますが、生産体制と集荷、販売の点からお答えをいたします。

大豆については、栽培面積、生産量とも、そのほとんどが作業受託組織と担い手農家が担っており、一般農家の取り組みはごく僅かです。峰浜・外林地区にJAの大豆専用乾燥調整施設があるほか、受託組織においては機械装備が相当整備されており、生産体制は確立されているものと思っております。また、集荷・販売についても農協を通じた出荷契約に基づいて行われています。

ソバについては、刈り取り作業を行う受託者がいるほか、農協で集荷・販売を行っております。さらに石川そばを製造する農家にあっては、自家生産したソバだけでは原料確保が間に合わないという話もありますので、他の農家が生産したソバを使用することによって地場製品の消費拡大にもつながるものと思います。

このように、大豆についてもソバについても受け皿は十分整っているとと言えます。

次に、生産調整の未達成者に対しての指導はどうなっているのかというご質問にお答

えします。

20年産の非協力者は61人となっておりますが、そのうち耕作面積の少ない飯米農家が3分の1程度となっております。

非協力者に対しては、水田協と町の連名で文書を送付し、生産調整への協力を求めているところですが、「つくる自由・売る自由」のもとで、国・県・町の補助事業が活用できないことを除いてはペナルティーがないことから、非協力者の人数はここ数年固定化しております。

生産調整が達成されたかどうかは、非協力者を含めた町全体の取り組み結果で判断する地域達成方式となっているため、生産調整を達成するためには非協力者の未達成面積を協力者が消化実施するという必要があります。転作の限界感や非協力者に対してはペナルティーがなく、協力者には連帯責任を求めるという政策に矛盾を感じることもあります。

次に、集落営農への推進、または認定農家の啓蒙活動はどうなっているのかというご質問ですけれども、生産調整に関することやその支援策については、一般農家を含めて水田協のメンバーであるJA、役場が中心となって集落説明会などで周知を図っております。また、集荷業者等の生産調整方針作成者に参加する農家に対しては、それぞれの方針作成者が周知を図っております。

あわせて、集落営農や認定農業者への誘導ということでは、それぞれ関係機関が連携して行っています。そのうち集落営農については、県の地域振興局に担い手支援班という専門部署があり、市町村や町、農協など関係機関が連携して組織の立ち上げや、その後のフォローアップについても相談・支援活動を行っているところですが、今年7日、町内で2つ目の集落営農組織となる「真瀬ファーム」が誕生したばかりであります。

また、農業法人についても同様な取り組みを行っているところであります。

認定農業者の誘導ということでは、認定業務は市町村段階の業務となりますので、町に設置している担い手育成総合支援協議会において、意欲のある農家については積極的に認定者に誘導しております。これまで積極的に誘導を図ってきた結果、17年度で91人であったものが現時点では161人と大幅に増加しております。さらに増加を図るため、認定申請書の作成指導や経営改善を支援する町単独事業の担い手育成・応援事業を設けて活用を促しているところであります。

次に、観光パンフレットの更新についてお答えいたします。

八峰町の観光パンフレットは、町村合併後の平成18年4月に、県内7社の印刷業者に観光パンフレットの企画提案と見積書の提出を依頼し、このうち4業者から企画書の提出がありましたので、企画書及び見積金額を比較しながら、役場内の選考委員による観光パンフレットの形態を決定しております。

この企画書のもとに写真や記事を取りまとめ観光パンフレットを作成いたしましたが、旧八森町、旧峰浜村の観光パンフレットなどから抜粋した写真が多かったことから、古い写真が混在してしまいました。また、一部に休業日等の誤りがあり、担当の産業振興課が関係者に謝罪したところであります。

観光パンフレットは、平成18年8月に2万部印刷し、県内外の交通機関や観光施設などに配布いたしましたが、観光客からは好評で、追加配布の要請が予想以上に多く、平成19年3月にさらに1万部増刷いたしております。

19年度には、あきた白神体験センターやハタハタ館のリニューアルなどの記事を更新し、平成19年7月に3万部の観光パンフレットを印刷しておりますが、これまでの状況から年間3万部の観光パンフレットが必要で、既存観光パンフレットの写真と記事の更新に作成単価が作成時1部38円であったものが、現在では27円50銭まで下がっております。また、体験ガイドやトレッキングガイドの部門別のパンフレットも作成し、観光パンフレットに掲載できない部分を補完しております。

来年度は、役場新庁舎や八森地区小学校統合などで観光パンフレットの全町マップを更新しなければなりません。石塚議員がご提言の新規な観光パンフレットの作成につきましては、観光協会、商工会などの関係者と十分検討してまいりたいと考えております。

次に、新エネルギービジョンについてであります。

当町では、豊かな自然資源を活用した新エネルギーの導入をはじめとする地球温暖化防止に努めていくことは、世界自然遺産白神山地のふもとの町として当然であるとし、平成19年度には新エネルギービジョンを、平成20年度には省エネルギービジョンを策定し、10年後、20年後の町のあるべき姿や、その実現に向けた重点プロジェクトを定め、長期的視点で事業を進めようとしております。

検討委員会で十分検討した割にはあまり効果が出てないとの指摘でございますが、この種の施策は、ビジョンをつくったからすぐ効果があらわれるというものではなく、官民一体となった息の長い取り組みにより徐々に効果があらわれてくるものであると言わ

れています。

このことから、本町のようにビジョン策定の議論の中で取り上げられた地中熱利用や使用済み天ぷら油の回収及び活用などのプロジェクトが短期間で実現できたということは特殊なケースであり、国からも高く評価されたところでもあります。

石塚議員がお話の太陽光発電についてであります。本町のビジョンでは、「太陽のめぐみプロジェクト」として学校施設や公共施設に先導的に太陽光発電システムを導入し、住民への啓蒙と環境学習に役立てることとしておりますが、まだ実現はしていません。

また、町内の一般住宅への太陽光発電システム導入状況は把握しておりませんが、非常に少ないものと思っております。その原因であります。現在、家庭用太陽光発電の設置費用は高額であり、電力買取制度などを活用しても、初期投資額を取り戻すには15年から20年はかかると言われておることから、経済的な問題がネックになっているものと思っております。

国では、この課題を解決するために太陽電池モジュールの公称最大出力1キロワット当たり7万円を補助する住宅用太陽光発電システム設置補助金を創設し、現在公募中とのことでもあります。

また、経済産業省においては、平成22年度までに家庭用発電の余剰電力を1キロワット当たり24円程度から50円弱に引き上げることを打ち出しており、これにより先ほどの初期投資額を取り戻す期間が10年程度に短縮できるとしております。

また、政府は昨年7月に策定した「低炭素社会作り行動計画」で、太陽光発電の導入量を10年後に10倍、20年度に40倍との目標を立て、その支援策として3年から5年後には太陽光発電設備の価格を現在の半額程度に引き下げたいとしております。

このように、太陽光発電の普及は、国の重要な施策の一つとなっており、家庭における太陽光発電システム導入に向けた環境は年々改善されていくものと思っております。

また、岩手県葛巻町など全国309の自治体で太陽光発電システム設置に対する支援を独自に実施していることから、本町においてもどういった支援ができるのか検討していきたいと考えております。

なお、町内関係業者への情報提供についてであります。1月に開催された国の住宅用太陽光発電システム設置補助金の県内応募説明会の情報については、県内住宅建築業者及び設計事務所に通知しておりますし、今後も情報の提供に努めてまいり所存であり

ます。

以上であります。

○議長（阿部栄悦君） 3番議員、再質問はありませんか。はい、3番石塚正一君。

○3番（石塚正一君） 私の一番悪い欠点は、1から10まで全てしゃべってしまうので、第2の質問がなかなか、何を聞いていいのかちょっとわからないようなものですけれども、先ほど指名競争、または評価方式のことで、今後、この制度は21年度からいろんな改革があるということの、それから説明会を開いていくということのご答弁でした。だからやっぱりきちんとしたその説明を、みんなが納得するような説明を今後また望みたいと思います。あまり疑問点が持たれないような入札でお願いしたいと思います。

また、先ほど農業振興の中でちょっと聞き忘れたんですけれども、ソバのことですが、ソバは大抵今、自分のところで個人でやっている人がかなり多いんですけれども、その乾燥施設というものは私もあまりわかりませんが、どういう具合になっているのか、そういう施設がちゃんとあるのかなということを知りたいと思います。

それから、観光パンフレットですけれども、今、町長がおっしゃいました産業団体、商工会、観光協会と話をしながらいくということでもありますから、いろんな今、おらほの館、それからぶりことか、いろんな八峰町にはいろんな団体ができましたので、どうかこれから、みんなが、ああこれならいいな、これならすばらしいなというような町の顔でありますパンフレットをどうかお願いしたいと思います。

それから、エネルギーのことですが、まだまだいろんなお金の面でもだいぶかかるということでもありますし、ただいろんなところを調べてみますと、非常にいい、企業にもすごくいいなという思いもありますし、すごくパネル代とかそういうのが結構かかるようですが、本当は今回の、今さら言ってもしょうがないんですけれども、学校改修のときでも一部太陽熱放電を使ってみたりね、あと今後、先ほど私も言いましたシイタケのハウスをあそこに太陽パネルを張りつけて蓄電させてやってみたらどうかなというような、お金はかかるでしょうが一応モデル地区というようなことで、いつも何やってもほかへほかへ視察に行くんですけれども、うちでもこういうものがあるよと、ほかから来てもらうようなちょっとしたモデル的なことでもやってはいかがかなと、そう思います。これは私の望みでありますし、また、町長からのこの中で答弁ができるようなものがありましたらお願いします。

○議長（阿部栄悦君） 答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） いずれ疑問を持たれない入札制度にしなければというの、それはそのとおりでございます。ただ、先ほどの石塚議員のひとりごとなのかどうかわかりませんが、特定の業者うんぬんの話されましたけれども、そういうことは一切ありませんので誤解のないようにしていただきたいと思います。

いずれ入札制度はですね、いろんな時代にいろんな形式がありますけれども、もうこれやると100%だっているのはなかなかですねやっぱり難しい要素がありますので、いろいろ試行錯誤も確かにある部分ありますけれども、できるだけ透明性の高い入札をしなきゃならないので、いろんな提言を受けた中身を取り入れながらまた我々も考えていきたいと思っています。

それから、ソバはですね乾燥施設はありません。というのは、ほとんど天然乾燥でいっていますので、今そういう状況で進んでいますので、大豆ともまたちょっと違いますので。

それから、パンフレットの関係ですけれども、確かに町の顔としてのパンフレットの役割は大きいと思いますので、今度更新する際はですね、石塚議員もスケッチ得意ですから提言してもらってですね、そういうものも取り入れながら幅広く意見を聞いてですね、いいパンフレットをつくっていききたいと思いますので、よろしくお願いします。

あと太陽光の関係、本当は学校なり役場でですね施工できればよかったですけれども、今回は残念ながらできませんでしたので、この後ですね、そういうものを取り入れていくということを念頭に入れながら頑張っていきたいと思っています。

それから、今、シイタケのハウスの話もされましたけれども、現にここで頑張っている方もおりますので、後でモデルについてどこにするかなどいろいろ考えながらですね、ただ投資がですねどの程度かかるのか非常に大きな問題です。それから、個人だけでなく、また支援策を講じながらやるのかとかいろいろ細かい問題が出てきますので、もうちょっといろいろ検討させていただきたいと思っています。

ただ、モデルの話をしてしまいましたが、地中熱ヒートポンプは、ほとんど庁舎にもですね、ここ以外では使っていませんので、モデルになると思いますので、芦崎議員から言われたように、この後どういうものかという視察とかですねおそらく来るんじゃないかなというふうに思っていますので、いずれ今申し上げられたことをこの後もいろいろ考えながら頑張っていきたいと思っています。

○議長（阿部栄悦君） 3番議員、ほかに質問ありませんか。

○3番（石塚正一君） ありません。

○議長（阿部栄悦君） これで3番議員の一般質問を終わります。

次に、10番議員の一般質問を許します。10番鈴木一彦君。はい、10番鈴木一彦君。

○10番（鈴木一彦君） 通告に従いまして、2点質問したいと思います。

1点目、菜の花事業について。

21年度の予算で農業振興の推進に4本の柱を掲げていますが、その中に新規事業「菜の花事業」の関連予算を計上しています。21年度の菜の花栽培面積は3.9ヘクタールと聞いていますが、22年度の栽培面積をどのように考えているのか。この事業は、前年の9月中に播種して翌年の6月下旬から7月上旬にかけて収穫を確認して初めて確定する事業ですので、今年度の転作の作物選択にも関係がありますので、町長の考えをお伺いしたいと思います。

2つ目、土壌改良剤に助成を。

現在の水田は堆肥の投入も困難になり、ほ場の地力は落ちてきています。そこで、今可能な地力向上で考えられるのは、土壌改良剤の投入と思います。投入により健全な稲づくりにより、減農薬等につながり、消費者が求める安心・安全なお米を八峰町から供給できると思います。そこで農家に土壌改良剤散布の一部助成はできないか、町長の考えをお伺いします。

以上であります。

○議長（阿部栄悦君） ただいまの10番議員の一般質問に対し、答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 鈴木議員のご質問にお答えいたします。

まず最初に、菜の花事業についてお答えいたします。

22年度の栽培面積をどのように考えているかということですが、このことにつきましては昨年12月定例会の一般質問で石塚議員からも同じような質問を受けております。さらに前回の議会全員協議会においても同様の質問があったところです。まだ本格的な取り組みが始まっていませんので、当面ここ2、3年は現在展示圃をお願いしている程度の人数、面積を考えております。ただし、辞退者があれば補充は検討したいと考えております。

また、転作との関係であります。そのことについては次のように考えております。菜の花は前年の9月に播種し、6月から7月上旬が収穫時期となります。2年に1作に

近い作物で、前作や後作が難しく、転作と絡めた営農計画も難しいところがあります。このようなことから、昨年8月に行った展示圃協力者の募集説明会においては、菜の花事業は菜の花を転作作物として奨励するのではなく、転作奨励金を上乗せする取り組みでもないことを説明してご理解をいただいたところであります。転作田に作付することは構いませんが、他の転作作物をやめてまで菜の花の作付をお願いするものではありません。主に田畑の遊休農地を利用した取り組みでありますので、今のところは転作と切り離して考えていただきたいと思います。

しかしながら、今後の事業展開を図るためには、転作との関係を整理していく必要もありますので、転作奨励金の活用計画である産地づくり計画における菜の花の位置づけや助成単価などについて、水田農業推進協議会に提案し、面積拡大が図れる体制にいずれもっていききたいとは考えております。

次に、土壌改良剤散布の一部助成をできないかというご質問にお答えします。

化学肥料の普及によって、昔のように水田に堆肥を投入することはほとんどなくなりました。その結果、地力が低下したところもあるだろうし、まだまだ地力を維持しているところもあるだろうと思います。自分の田んぼがどんな状態なのかは土壌分析など詳しく調査する必要があります。JAで確認しましたところ、農家の依頼を受けて土壌改良剤の散布を行っているとのことで、農家が自分で土壌改良剤を購入して散布するより安く済むと言われておりますので、活用していただければと思います。

ご質問の趣旨は、JAが農家の申し込みに応じて実施している土壌改良剤のバラ散布に一部助成できないかということだと思いますけれども、農業経営において地力向上のための土壌改良などは、個々の農家が努力すべき範疇に入る取り組みではないかなと考えるところです。仮に助成を検討するにしても、水田に限らず畑も対象となってきます。さらには農家の皆さんに受け入れられても、その他産業の関係者や一般住民に受け入れられるかどうかの検討も十分念頭に入れる必要があろうかと思えます。肥料の高騰で農家経営の厳しい状況は十分理解できますが、その点一部助成は難しいものと考えます。

化学肥料だけに頼らず地力を高めたり、農薬の使用を減らして、米に限らず安全・安心な農産物を生産することは時代の要請となっているばかりでなく、産地の評価を高めることにもなります。この点については鈴木議員と全く同感であります。このような取り組みを支援し、米の販路拡大や販売促進を目的に、JA秋田やまもとにおいては様々なこだわり米を設定、概算金に上乗せ助成しております。当町で該当するものとしては、

「北限のササニシキ」、「高品質めんこいな」、「あきたこまち特別栽培米」があります。また、町単独の支援としては、特別栽培農産物等生産振興事業で、米や野菜の有機栽培や減減栽培などの特別栽培の取り組みに補助金を交付しておりますので、地力向上や土壌改良の一つの方法として活用していただければと思うところであります。

以上であります。

○議長（阿部栄悦君） 10番議員、再質問はありますか。10番鈴木一彦君。

○10番（鈴木一彦君） 菜の花について、おそらく春になると一番先に花が咲くのは菜の花だと思います。そういう点で非常に景観もよろしいのではないかと考えております。

それと、この菜の花栽培に対して機械はほとんど、あの収穫の機械以外は現在持っている機械でできるということと、高齢者にやさしい軽作業であるという利点もあります。それから、サルに対して今までこの八峰町の計画書、これにはシシトウはあれしているんですが、試験的にこの菜の花をそういうサルの被害、今、大変被害は少ない割には全町に広がったように、サルの被害は広がったように思いますので、その点、この菜の花がサルに被害が、サルが被害をあれするのか、そこら辺をちょっと試験的にやってみてはいかがかなと私は思っています。

それと、やっぱり去年、作業工程において、ちょっと9月の播種に間に合わなかったという人もたくさんおるわけです。できれば菜の花をやりたいという農家の人もたくさんいますので、その辺をちょっと考えてみてほしいなと思います。

それから、この面積、3.9で打ち切るというのだったら、やっぱり早めにこの面積を確定してもらわないと、転作で豆やったりソバやったりしないでこの菜の花をやるといえば自己保全になる可能性がありますので、この決定は早めにやってほしいと思います。

それから、土壌改良剤でございますが、峰浜支店、農協の支店でございますが、やはり青果物では販売ともトップであります。そういう中で も多いわけですが、今、稲作農家は肥料、農薬等の高騰で大変厳しい中にいるわけです。そういう中で経費節減ということで、この土壌改良剤の散布も、去年が200ヘクタールだったそうです。ところが今年は150ヘクタールになったそうです。やはりそこら辺で農家の人も考えながら、その削減に努めているということになるんじゃないかなと。それと参考までであります。基本料金は1反歩4,900円ぐらいだそうです。この土壌改良剤は、今、ことし使えばことしもう効果があるという、そういう肥料ではございません。長年続けて初めてこれが効力を発揮するわけです。そういう中で農協とかそういうところからファックスで

送られる情報でも、やはり土づくりが大切だということがよく書かれておりますので、その点をもう一度町長の方の考えをお聞きしたいと思います。

○議長（阿部栄悦君） 答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 菜の花の関係ですけれども、確かに私も大潟村に見に行ったこともありますけれども、春の景観上はすごくすばらしいものがあります。そういう面ではそういう効果もあるなと確かに思っています。

ただ、今提言あったですね、そのサル害との関連の話ですけれども、そこまで私もちょっと知識がそこまでいってませんので、後ですけれどもいろいろそこら辺の関連については私どもも研究させていただきたいというふうに思います。

それから、現在ですね、これ、菜の花の作付をやっている人の状況というのが今始まったばかりで、まだ技術的な問題だとか、やっぱり状況がまだ流動的な要素がありますので、当面はまずこのぐらいの面積でいろいろやりながら、可能性としてあるよというふうななった時点では、もう少し別な角度でまたふやしていくように考えていくということで、当面はまずこれを施行しながらやっていきたいと思っています。

それから、改良剤、確かにおっしゃるとおり自分でやれば4,900円ちょっとね、それから農協を通じてやると4,500円ぐらいというふうなことで、農協の方が安いわけですがけれども、確かに土づくりが非常に大事と。ただ、その土地もですね、その人その人の個々の農地、あるいは場所とかいろんな条件によってそれぞれみんな土壌というのは違うと思うんですよ。したがって、改良剤、どこでも全部どの程度うんとやれば効くというものでもまたないんじゃないかなと思っています。ただ、有効な手だてなことは間違いありませんので、これは、普及はしていくんではないかなと思っています。

ただ、いま一度それと使う人に全て助成できるのかということになると、この点はもう少し状況を考えてみないといけないんじゃないかなと。

いずれ南部では堆肥ですか、堆肥つくっているところもあって、それを直接分けてやっているという事例も聞いていますけれども、こちらの方ではまだありませんので、そういった点ね、JAとも話しながら、どういう方向でそういうものをつくりながらいい土壌をつくる手だてを支援していくのかということはどうですか、もう少し幅広く考えながらいきたいと思っていますので、今直ちにですね使う人に今すぐこういう助成だよということには今のところなりきらないんじゃないかなというふうに考えています。

○議長（阿部栄悦君） 10番議員、ほかに質問ありませんか。

○10番（鈴木一彦君） ありません。

○議長（阿部栄悦君） これで10番議員の一般質問を終わります。

休憩いたします。2時10分より再開いたしたいと思っておりますので、ご協力のほどをお願い申し上げます。

午後 2時00分 休 憩

.....
午後 2時10分 再 開

○議長（阿部栄悦君） 休憩前に引き続いて会議を開きます。

4番議員の一般質問を許します。4番今井一政君。はい、今井一政君。

○4番（今井一政君） 私からは、1点のみでございます。

スクールバスの送迎についての1点を質問いたします。

八森小学校は統合によりバスの送迎されますが、峰浜地区の小学生の一部地域では、歩道整備もない車道兼用の集団登校をしておりますが、冬季の吹雪の通学や交通安全等の安全を図るためにも、スクールバスの運行を考えられないか教育長にお伺いいたします。

以上です。

○議長（阿部栄悦君） ただいまの4番議員の一般質問に対し、答弁を求めます。千葉教育長。

○教育長（千葉良一君） 今井議員のご質問にお答えします。

このたび八森地区の小学校が統合することに伴いましてスクールバスを運行することになりましたが、峰浜地区の小学校についても同じようにスクールバスを運行できないかとのご質問であります。

八峰町の小学校のスクールバスの運行につきましては、平成20年度に水沢小学校と統合した岩子小学校児童の送迎同様に、このたび八森地区小学校の統合による岩館小学校と八森小学校及び観海小学校児童の一部を対象としたものであります。

ご承知のとおり岩子小学校の統合に際しまして、地域や保護者のアンケート調査や数回にわたる説明会を重ねて統合を理解していただく際に、スクールバスで子供たちを送迎するとの合意のもとに補助対象となる水沢小学校までの距離が基準を満たしているため、文部科学省の補助によりスクールバスを購入して現在運行しているところであります。いずれも学校統合により通学距離が遠距離となり、徒歩での通学が困難であると認

められるのが条件でありまして、八森地区小学校の統合の場合も平成14年から長い年月を要して統合の決断に至ったものでありまして、岩子小学校同様、住民の皆様との合意に基づいたものであります。

さらに昨年1月には、八森3地区の自治会や地域、保護者の代表、学識経験者からなる「学校づくり協議会」を発足し、その協議会において統合に至るまでの合意事項を確認しながら当初建設計画予定場所の変更から現観海小学校大規模改修に至った経緯を踏まえて最終決定したものでありますので、これを尊重しなければならないと考えております。

さて、峰浜地区の小学校につきましてもスクールバスの運行が考えられないかのご質問であります。前段でも述べましたように、スクールバスの運行は遠距離通学のものに対するものであり、補助事業を活用した場合や地方交付税対象となる遠距離の定義は、通学距離が学校から計測基準地まで4キロメートル以上ある場合となっております。現時点では峰浜地区の小学校においては、比較的遠い地域からの通学ではあると理解しておりますが、補助事業を活用してのスクールバスの運行には該当しないため、それでも運行する場合には町の全額負担になり、現在の財政状況等を考慮した場合、運行は難しいものであると考えているところであります。

なお、今井議員のご質問につきましては十分理解をしているところであります。今後、峰浜地区の保護者の皆様方に対しましては、これまでスクールバス導入の経緯と現状を説明させていただき、理解していただくことに努めますとともに、スクールバスの運行に対する意識調査等を実施し、今後の参考にさせていただきたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

- 議長（阿部栄悦君） 4番議員、再質問はありますか。はい、4番今井一政君。
- 4番（今井一政君） 補助事業というふうな部分でやると、いわゆるその遠いところではないと対象にならないというふうなことでございますけれども、私の質問としますところは、小学生、この少子化になっている現況、その中でも集団はしておりますが、中にはやはり1人、2人と少人数で集団登下校しないとというふうな部分が多々見られます。そういった部分と、それと何といいますか中学生、これは冬期間というふうな部分でございますが、同じ地域、自治体にいながら、中学生は送迎される。そして低学年の小学児童は歩いて登校というふうな兼ね合いを私は要望しているわけでございますので、当

然町の財政を見ますと厳しいものもあるかと思いますが、やはりここは少子高齢化というふうな時代の波に合った教育関係の方向も必要ではないか、こう思っておりますが、どうでしょう。

○議長（阿部栄悦君） 答弁を求めます。千葉教育長。

○教育長（千葉良一君） 今井議員の再質問にお答えいたします。

今井議員のおっしゃるとおり、やはり少子化に伴いまして、少人数で冬の寒いとき、夏の暑いとき、通っている子供たちの現状については十分に把握しておりますし、また、中学生はスクールバスで登下校しているというのも現状を十分に把握しております。地域の方々とよく話し合いますので、このことについても十分に調査をして検討の材料にさせていただきますと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（阿部栄悦君） 4番議員、ほかに質問はありませんか。今井一政君。

○4番（今井一政君） という答弁というのは、本当に前向きで、そしてその検討材料たるものは、何か期限とかそういうふうな部分までは触れることはできないのでしょうか。

○議長（阿部栄悦君） 千葉教育長。

○教育長（千葉良一君） 先ほど冒頭に申し上げましたように、これから峰浜地域の方々に保護者に対しまして、スクールバスの導入の経緯と、また、このことに対する意識調査等もしたいと考えておりますので、その結果を見てまた改めて考えてみたいと思っておりますので、何とぞご理解をいただきますようお願いいたします。

○議長（阿部栄悦君） これで4番議員の一般質問を終わります。

次に、15番議員の一般質問を許します。15番須藤正人君。はい、15番須藤正人君。

○15番（須藤正人君） 議席番号15番の須藤でございます。通告に従いまして一般質問をいたします。

はじめに、町民に対する町職員の挨拶や応対についてお伺いをいたします。

合併3年目を迎えて旧町村の職員の心も通じ合い、融和な形で町政が遂行されているものと思います。しかしながら緩みも出てきているところではないかと思っております。

住民サービスの基本となる来庁者の町民に対する職員の挨拶、電話口での応対、特に住民から庁舎に電話があったときに、用件のある課にその電話が回されたとき、ほとんどの職員が名前を名乗らない、そういう話をよく聞きます。実際に私も庁舎に電話をして担当課に回されたときに、全部の職員と言っていいほど名前を名乗っておりません。また、庁舎の内外では挨拶のできない職員もいるとの苦情が寄せられております。名札

も管理職の皆さんはつけておられますが、若い職員に限ってつけていない、そういう緩みが、ここ出てきているような感じがいたします。職員の規律や根本となる挨拶、言葉遣い、そして親切な対応というものが町民から求められているのではないかと思います。今日、朝、議席に着いてアエラがテーブルに置かれてありました。その八峰町の小学校が全国で連続日本一の全国学力テストであったというような記事が載っておりまして、その記事の中に「凡時徹底」という四字熟語がありました。当り前のことを当り前にできるという意味だそうであります。「凡時徹底」、この4つの漢字を新庁舎に、涼翠先生に書いていただいて、大きく書いて、壁に貼ってはどうかというふうに、今日、今感じたところであります。この当り前のことを当り前にできる「凡時徹底」を町長はどう考えているのかお伺いをしたいと思います。

続いての質問であります。八森小学校の22年度からのスクールバスの運行、運営についてお伺いをいたしたいと思います。

先の全協では、この件について教育民生常任委員会にバス会社にバスを含めた形で運行、管理、全て委託をし、バス会社に任せたいというような計画が示されたようであります。しかしながら、全協の中では、交付金でバスを買って、そして運行をバス会社に委託したい、というような説明でありました。確かに活性化交付金でバスを購入して運転だけを委託すれば経費が安くなるというようなことが働いたというふうに私もそれは理解できます。常任委員会に再度その辺説明しなかったということではありますが、この判断というのは間違っていないなというふうに思いました。しかし、そうであれば、なぜバスを買って、そして運行の運営までを町でできないか。この八峰町には大型の経験のある方々がたくさんおります。そういう方々を雇用して、そして町で、直営でこのバスの運行、スクールバスの運行をやっていく、そういう方向になぜ考えられないのかなというふうに疑問を抱いております。今、新年度の予算で、町では緊急雇用の事業を展開しようとしております。しかしながら、この事業も短期的な、そして通年の雇用にはつながらないような、私は事業になるのではないかなというふうに思っております。このバスの運行を直営でやって、そして1人でも2人でも町の雇用を促進していく、私はこれが今の時代に町民が求めていることではないのかなというふうに思っております。経済が悪化しております。町内の大きな会社も倒産をして、雇用状態も非常に悪い。今こそ町で少しでも多くの人を雇用して、この現況を打破していく、そういうことを考えていただきたいというふうに思います。

以上、この2点を質問いたします。

○議長（阿部栄悦君） ただいまの15番議員の一般質問に対し、当局の答弁を求めます。

はじめに、加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 須藤議員のご質問にお答えいたします。

役場庁舎には毎日のように地域住民をはじめ不特定の人々が多数来庁されます。そうした人々に対する接客対応については、日ごろ管理職を含めて厳に徹底を図っております。これについては役場庁舎だけでなく、町内の各公共施設全てについても同様であります。

しかしながら、ご指摘のような対応のまずさがあったとすれば、再度職員にマナーの徹底を図り、来庁者が気持ちよく用件を終えられるよう改善をしてみたいと思います。

また、電話対応についても毎回のごとく課長会議で強く指導しているところでありますが、各自の仕事で電話に出られないことから、誰かが取ってくれるだろうという傾向がある、そういったことも早急に改良を図りますし、回された先の担当者が電話の相手方に対する基本的なマナーとしての課名と氏名の名乗りを徹底したいと思います。

ただ一方では、松岡議員にもお答えいたしました。電話で名前を名乗らず一方的な主張をする方や職員の対応を苦情として電話してくる方などがおり、難しい対応を迫られる場面もありますので、そういった対応の仕方についても研究をしたいと思っています。

次に、名札の着用についてであります。名札や町のバッジの着用は八峰町職員の身分を証明するような大事なものと認識しております。これらの未着用については、一層の指導を図り、改善をしたいと思っています。

現下の地域経済が委縮していることから、一段と町民の目が私ども役場職員に向けられることは、至極当り前のことであり、いま一度全職員に迅速適正な行政執行はもとより、町民あつての町の職員であること、全体の奉仕者という原点に返って綱紀粛正を一層徹底するよう指導してまいります。新庁舎に「凡時徹底」、この精神については徹底をしてみたいと思いますが、これよりもっと適切な表現があるのかどうかも含めて検討させていただきたいと思っています。

スクールバスの件については、まとめて教育長の方から答弁させていただきます。

○議長（阿部栄悦君） 次に、教育長より答弁を求めます。千葉教育長。

○教育長（千葉良一君） 須藤議員のご質問にお答えいたします。

議員がご指摘のように百年に一度と言われるアメリカ発の経済不況は、本町においても企業倒産や自宅待機が相次ぐなど非常に厳しい状況下にあると認識しております。このようなことから、できるだけ地元からの雇用創出を図るべきとの点については、須藤議員と同様の認識を持っているものであります。

先の臨時町議会では、スクールバス購入後の平成22年度からの運行につきましては、業者への全面委託の方向で考えているとの答弁をいたしました。これは決して地元雇用や町による直営方式を否定するものではなく、今までの統合に至るまでの学校づくり協議会や保護者の意見、そして事故が起きた場合の対応を含めた車両の一括管理を総合的に勘案した場合、業者への全面委託がベターではないかというものでありまして、決定事項ではありませんので、今後、町による地元雇用による方式も含めて、いろいろな角度から比較検討しながら、保護者をはじめ議員の皆様や学校関係者と協議を重ね、最善と思われる運行方法を選択してまいりたいと考えております。

いずれの運行方法を選択するにいたしましても、児童の安全・安心の確保、また、非常時の迅速な対応が絶対条件であり、最優先すべきであると考えております。平成22年度運行に向けて、忌憚のない議論を重ねてまいりたいと思いますので、ご理解のほど、よろしく願いいたします。

なお、ご質問の後段にありました各事業において委託を取りやめ、直接雇用を推進してはどうかのご質問につきましては、町としての考え方は、教育委員会同様、専門的な業務もありますので、委託業務の内容により、可能な限り検討してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上であります。

○議長（阿部栄悦君） 15番議員、再質問はありますか。はい、15番須藤正人君。

○15番（須藤正人君） 最初の質問であります。町長の答弁いただきました。担当課長の書いた文をべらべらべらべら読むだけで、さっぱり町長のその決意が伝わってまいりません。このこういう基本的な問題に対して、町長が原稿なしで自分の口からですね、その考え方、決意というものを話せないというのは、いかななものかなというふうにちょっとがっかりしております。

ところで、副町長にお伺いしたいと思います。

町長は外での公務が多くて庁舎を空ける機会が非常に多いわけでありまして、その留

守を預かる副町長が、やはりこういう問題については非常に責任があるのではないのかなというふうに思います。副町長の手綱によっては職員がいろんな面でその影響を受けるということがあると思います。「凡時徹底」、副町長、この問題についていかが考えておりますでしょうか、ご答弁をお願いしたいと思います。

それから、2つ目の質問であります。

この雇用については否定するものではないという、私はそういうところを聞いているのではなくてですね、こういう経済情勢の中で、確かに子供の安全、そういうものを考えるときに、専門のそういう運転士さんがいいのかなというのにはわかりませんが、しかしながら町内にもですね、その大型を何十年と経験してきている、そういう方がたくさんおるわけであります。今でもシルバーの方々をですねシルバーの人がバスで運転をして送迎をするというようなケースがあるわけで、小学校1年生の子供と年寄り、老人、バスに乗るときにどっちが危ないかといったら、私は老人の方が危険なような感じがいたします。子供の方がまだ足腰もしっかりしているわけであります。そういうことを考えてもですね、私はお年寄りだとか子供だとか、交通のその安全というものをそういう面から見たら、私は不具合があるのではないかなというふうに思います。そういう面から、どうかひとつこの雇用創出のために、そういう経験のある人を直接雇用して、そしてスクールバスを運行する、空いている間はまた洗車をしたり、エンジンを見たり、そういう管理もしてもらうということが私は今の情勢の中ではいいのではないかなというふうに思います。もう一度再度ご答弁をお願いします。

以上であります。

○議長（阿部栄悦君） 住民サービスと職員管理に関しまして副町長に答弁を求められておりますので、佐々木副町長、答弁をお願いいたします。佐々木副町長。

○副町長（佐々木正憲君） たぶん2番目には私にくるんじゃないかなと思ってございました。

実はですね、八峰町が誕生しまして、間もなく満3歳になります。私は今、正直言って考えていることは、まさに一日が一生と、こういうことで毎日仕事に精進しているわけでございます。ある議員の方からしばらく前に、町長が戦国時代でありますと城主であると。お前は家老であるというふうなことが言われて、なるほど私は毎日家老だなというような気持ちを持ってございます。その「かろう」の中にも家が残る「家老」と体の「過労」と2つございまして、私は両方があるんじゃないかなと思ってございます。

私は職員に対しては、決していい子になろうとは思ってございません。おそらく八峰町の役場の中では私が一番悪者じゃないかなと思ってございます。そこで、今朝ほど鈴木議員からもいろいろ質問がありましたように、課長会議がでございます。その課長会議の中で三役のいろいろな注意事項だとか連絡事項があるということがありましたけれども、その中でですね、私はいつも課長会議の中で言っていることは、1つ目は常識的なことでございますけれども、職員の綱紀粛正と、そして町民に対する接客、あるいは対応ということが口やかましく言ってございます。2つ目は、先だって三種町でもありましたけれども、交通安全、決してどのようなことがあっても酒酔い、あるいは酒飲み運転はやってはだめだと、これを口やかましく言ってございます。そういうようなことを言いながら、職員にはですね、やはり何といても公務員は全体の奉仕者であるということを常々言ってございまして、本当に口やかましくこのことは言ってございます。私を含めてですね、これからもまたさらに一層、新しい庁舎もできることでございますので、職員には口やかましくですね、いわゆる須藤議員から言われましたように檄を飛ばしたいと思います。

以上でございます。

○議長（阿部栄悦君） 続いて、千葉教育長。

○教育長（千葉良一君） 須藤議員のご質問にお答えいたします。

大変貴重なご意見ありがとうございました。議員の、一人でも多く町で働く場を提供してはどうかという気持ちにつきましては私も同感であります。スクールバスの台数が多いわけでありまして、専門的な運転する方を地元から採用できればこれにこしたことはないという気持ちは私も変わりませんので、十分に検討してまいりたいと思いますので、よろしく願います。

○議長（阿部栄悦君） 15番議員、ほかに質問はありませんか。

○15番（須藤正人君） ありません。

○議長（阿部栄悦君） これで15番議員の一般質問を終わります。

次に、14番議員の一般質問を許します。14番見上政子さん。はい、14番見上政子さん。

○14番（見上政子君） 通告に従いまして、3点について一般質問を行います。

まず、はじめに、移送サービスの利用の縮小は、医療難民を出すのではないかということについてお考えをお尋ねいたします。

八峰町外出支援サービスの事業実施要綱は、平成18年3月27日に、町合併と同後？に

できたもので、同年の9月1日に改定されています。この事業の目的は、在宅生活者で歩行困難のため、公共の交通機関を利用して医師の診断を受けることができない者に対して、福祉車両による移送サービスを提供することにより在宅福祉の充実を図ることを目的としています。対象の範囲は40歳以上の者で障害を事由とする自動車税、軽自動車税、または自動車取得税の減免を受けていない者で要介護1以上、身体障害者程度等級2級以上の者となっています。この年に介護保険の第2期の見直しが始まりました。介護1と要支援が要支援1、2と分けられ、介護のサービスが少なくなり、介護予防の対策が強められ、包括支援で事業を行うことになったその時期だと思っております。

制度ができて、長年利用してきた人や制度のおかげで安心して病院にかかれることで大変喜ばれておりました。委託されている2事業のスタッフが大変親切で、まさに命綱の役割を果たしてきました。それがことしの4月から要支援なので利用できないとか、家族の状況を判断して利用できなくなった人が21人もおります。この事業のサービスの内容は、町内及び能代市内の病院に限られています。入退院にも利用できます。この制度が利用できなくなることは、「この先、おらがだご病院さやるなということなのか。」とか、「夜も心配で、この先寝られない。先のことを考えると心配で寝られない。」とか深刻な悲鳴を上げています。「八森から能代までタクシーで往復して1万円、月2万円、どうやってこの金を捻出したらいいのか、仏さんと相談した。」というひとり暮らしの人たちもいます。そもそもこの事業の目的は外出支援をするということです。介護の認定基準は家の中で片足を上げられるかとか、手すりにつかまって歩くことができるかなどいろいろ調査されて判定が決まります。これも介護保険制度ができた当初と、この基準がかなり違っておまして、コンピューターで行われることによって項目が少なくなったり、判定が軽くなってきているという例が、厚労省交渉をした際に厚労省はこれを認めています。バスの乗り降り、ホームの階段の上り下りのある公的交通機関を利用して病院に行くことは、現在、外出支援サービスを利用している人にとっては、だれが判断しても矛盾が生じるのではないのでしょうか。また、家族の中に障害者がいることで軽自動車や自動車取得税の減免を受けていたにしても、家族の人が病院のたびに月2回会社を休んで行くということは、会社にも家族にも大変な負担になります。障害を持っている家族は、通院に限らず日常的に病院以外に移送することが頻繁であると思えます。

以上の点を考えると、介護1を要支援に、また、障害者がいるところでも自動車税の

減免を利用している人でも安心して病院にかかることを認めていくべきではないでしょうか。この高齢者の方々は、地域、町に見守られているということで安心して生活しています。また、このサービスを受けることで生きる希望を持っているとよく話が出されます。これからこういう事業はもっと重要視されていくのではないのでしょうか。介護予防、病気予防の計画の実践がこれから出されてきます。予算的にも200万円予算化されていますが、20年度の実績はわかりませんが、19年度では190万円そここの事業です。これをやるとやらない、また、受ける人が今まで受けられない、受けていた人が受けられない、こういうことは天国と地獄の差があると思いますが、町長はこのことについていかがお考えでしょうか。

2つ目は、後期高齢者の資格証明書は発行しないと宣言できないかということについてお尋ねをいたします。

保険料は年金から天引きされる特別徴収は100%収納されていると思います。無年金者も月1万5,000円以下の年金者も最低800円を納める、こういう後期高齢者の仕組みになっています。この方々の滞納が当初から危惧されていましたが、やはり当町でも毎月100%収納されていません。この制度が始まって1年になりますが、1年間未納している方々が出ているのでしょうか。遺族年金のほかに本人の年金が1万5,000円以下の高齢者の方々もかなりおられるのではないのでしょうか。また、社保から抜けたり、国保から抜け単独の加入になっていることで、家族が納付状況を見過ごしてしまっているということも生じてくるのではないのでしょうか。担当課は、どのようにしてこういう人たちに資格証明書を発行させる前の手だてとして努力されておられるのか、この点についてもお聞きしたいと思います。

国民健康保険、国民皆保険で憲法25条では健康で文化的な生活を保障するということが守られています。資格証明書はあってはならないことだと私は思っておりますが、町長のお考えをお伺いしたいと思います。健康保険証がなくてはならない、一番必要とする人たちは、これから社会を担う乳幼児と、一番病気になりやすく容体が変化しやすい高齢者ではないかと思えます。高齢者の資格証明書の発行について、どう思われますか、お聞かせください。

最後に、乳幼児、就学児童のインフルエンザの予防接種を受けやすくする援助を考えないかということについて質問いたします。

年末から3月までにかけてインフルエンザが大流行します。学校、子ども園等では湿

度の調節や体力づくりに大変努力されて、最低限感染を防ぐよう努力していることとは思いますが、しかし、集団生活を余儀なくされている園児や就学児童にとっては、集団感染というのはあつという間の出来事になってしまいます。18年度は小学校83名、中学校94名、計177名がかかっております。特にこの18年度というのは、中学生245人中94名と4割近くの児童が感染しています。19年度は小学生94名、中学生9名、計103名、20年度は現在小学生30名、中学生22名と、この間、気候の変化や先生方の努力によってかなり少なくなっていますけれども、感染していることは確かであります。現在は65歳以上の高齢者には法律で定められて補助が出ていますけれども、乳幼児、児童、学童には、国・県からの補助も町の補助もありません。小学生以下は2回予防接種を受けなければならない、効き目がないと言われております。兄弟が多くなると、受けたくとも受けられない、こういう声もお母さんたちから聞かれます。料金も病院によって違いがあります。町営の診療所等合わせて3診療所があるこの当町の条件を生かして、援助する施策を考えて、料金を一定にする、こういうことが、町営診療所がセンターとなって役割を果たすことはできないものでしょうか。ちなみに三種町では、ある医院では年齢に関係なく1回1,000円で接種できます。というのは、こういう情報は、山本の老人ホームの議会で得た情報ですけれども、また県内では東成瀬村で乳幼児、就学児童に援助しています。当町でもさほどのお金をかけないでこの事業ができるのではないかと思います、町長のお考えをお聞かせください。

以上です。

- 議長（阿部栄悦君） ただいまの14番議員の一般質問に対し、当局の答弁を求めます。
加藤町長。
- 町長（加藤和夫君） 見上議員のご質問にお答えいたします。

最初に、外出支援サービスについてですが、合併前の旧峰浜村においては、心身が虚弱、または寝たきり等の方を対象にタクシー券の交付を、また、旧八森町では65歳以上の高齢者や介護認定を受けた方などを対象として車両による移送と、事業内容と対象者に違いがありましたが、平成18年度から介護保険法の改正に伴い、外出支援サービスの取り扱いも一部変更になることなどを踏まえ、協議した結果、旧八森町の外出支援サービス事業を引き継いだものとなっております。

ただ、介護保険事業として事業を展開していくこともあり、対象者につきましては、介護保険制度で介護認定を受けている方や身体障害者などとし、65歳以上の年齢のみの

規定は見直しをされたものです。

平成18年度からは現在の要綱に従って取り扱いをしているところですが、旧八森町時代に65歳以上の年齢を要件としてサービスを受けていた方へは、混乱を避けるため経過措置として引き続きサービスを提供していたところです。

しかしながら、現要綱が施行されて3年となることなどから、新年度からは新規の方と同様に要綱に沿った取り扱いをすることとしたものです。今回サービス申請を受け、審査しましたところ、施設入所の方を含め22名の方が要件に該当しませんでした。このうち、ひとり暮らしの方は4名となっております。

なお、今回該当しなかった方につきましても状況の変化があった場合には申し出くたされれば、高齢者サービス調整会議において審査をしながら判断してまいります。

介護認定の調査関係につきましては、国から示される基準に従って行われており、また、医師による二次調査もありますので、適切な判定がなされるものと考えております。

当町の病気予防や介護計画との関係についてですが、まず病気の予防につきましては、保健事業で検診等各種事業を推進し、予防に取り組んでおりますが、体調に異変を感じた場合には早期に医療機関で診察を受けることをお勧めするものです。町内にも町営診療所やハタハタ診療所などがあり、送迎バスの運行もしておりますので、可能であればご利用願いたいと思っております。

また、今回策定しました第4期介護保険計画でも地域支援事業の任意事業として外出支援サービス事業を規定しておりますが、この推進につきましても他の事業と同じく、要綱等に基づく運用をしていかなければならないものと考えております。

次に、後期高齢者資格証明書の関係ですけれども、まず昨年4月スタートした後期高齢者医療制度につきましては、全県の市町村で構成する秋田県後期高齢者医療広域連合が保険者として運営をしております。このため、ご質問の資格証明書発行の取り扱いにつきましても全県統一の基準で行わなければならないもので、現在、広域連合において国から示された基準に基づき、短期証や資格証の発行基準案を検討しております。仮に発行するとした場合は、短期証は今年8月から、資格証明書は平成22年8月からと伺っております。

現在、当町において保険料を滞納している方はおりますが、普通徴収の方が賦課されたのが昨年の4月からで、まだ1年間を経過しておりませんので、1年間滞納する方が生ずるかは不明です。

また、事前に世帯を尋ね、資格証明書の発行を抑えるような働きかけがあったかとのことですが、そのようなことはありません。

去年は、年度途中における取り扱いの変更など事務的対応に追われましたが、新年度には広域連合の決定などを受けながらということになります。滞納によって短期証や資格証明書の発行とならないように、周知しながら納付を促進してまいりたいと考えています。

インフルエンザ予防接種の関係ですけれども、まず今年度、町内の小中学校及び保育園によるインフルエンザ罹患者数ですが、先ほど議員もおっしゃっていましたが、現在報告を受けているのは小学生が30名、中学生が22名、そして保育園児が15名で、合わせると67名となっております。これを昨年度と比較しますと、小学生が64名の減、中学生が13名の増、保育園児が10名の減と、合わせると61名少なくなっております。また、秋田県感染症情報センターの情報によりますと、今冬、八峰町の流行規模が大きいという情報ではありません。

次に、インフルエンザの予防接種についてですが、予防接種は健康保険適用外の任意接種となっており、料金も医療機関で自由に設定できるようで、医療機関の間にもかなり差があるようであります。現在、予防接種法に定められた65歳以上、または60歳以上65歳未満で一定の障害を有する方に対しては、1人当たり1,000円の公費負担制度がありますが、その他の方々への公費負担制度はないようです。このため家庭内で接種する方が多い場合には費用も多くなると思いますが、制度上、任意接種となっておりますので、ご理解をお願いするものです。

当町の医療機関で格安な料金設定をして乳幼児、就業児童に援助する考えはないかのご質問についてですが、当町では赤ちゃん誕生祝いの支給や小中学校入学児童に対する育児助成制度を設けるなど独自の子育て支援をしておりますので、ご質問の件については現在のところ考えておりません。

また、児童を扱う関係機関の職員への支援につきましては、他の町職員を含め助成することは今のところ考えておりません。

行政の役割についてのご質問ですが、町では今後も子供や高齢者を感染症から守るために、法律に定められた予防接種につきましては、対象者の皆様へ積極的に接種勧奨してまいりますと同時に、町民をはじめ町内事業者や公的機関等へ情報の提供、職員への感染症予防に対する啓発に努めてまいります。

なお、町営診療所におけるインフルエンザ予防接種料金は、本年度は1回につき2,500円となっております。料金を変更した場合、診療所会計の影響もありますが、この点につきましては今後検討してみたいと考えております。

以上であります。

○議長（阿部栄悦君） 14番議員、再質問はありますか。14番見上政子さん。

○14番（見上政子君） まず移送サービスのことについて再度お尋ねをいたします。

障害者を持っている場合、車の減免があるということで、この制度を利用できないことになっております。しかし今まで受けてきた人もおるということで、5名の方がこれから家庭の、世帯の理由として6名の方が除外されたわけですね。最初の質問でも言いましたけれども、減免を受けたからといって全てその世帯が車の移送を完全に病院に連れて行ってもらえるという条件ではないはずですよ。お孫さんが車を、免除を受けたにしても働いていますし、そういう場合はお孫さんが仕事を休んでもらわないと病院には行けなくなります。その方は介護2なんですけれども、介護2で車の減免を受けているということで除外されました。また、町長が町内の中にも病院があるので利用してくださいということでしたけれども、やっぱり高齢者になると血圧とか、やっぱり血圧専門の病院にかかりたい、その病院にかかることによって血圧が安定してきているということがよくあります。そういう場合は、やっぱりその病院にずっとかかりたい。町内にあるのは麻酔科、それから外科を専門としている、診療所は内科の先生ですけども、そういう場合に利用してきたわけですね。その利用してきた人たちが外されたということは、並々ならない悲観度です。そうでなくとも高齢者の方は些細なことでひとり暮らし、特にひとり暮らしであれば、ひとり暮らし4人いるということですが、ひとり暮らしであれば些細なことで失望してしまいます。本当にうつになりかねない、自分たちはもう町から見放されたのかな、今までやってくれたことがやってくれない、また、これを事業としているJAとか社協の人たちからも、どうしてこれができなくなったのかということで、一緒になってその人たちと問題を抱えて相談にのっているようです。その人たちの並々ならない失望感に対して、町長はどのように思われているのか。私としてはあまり人間的な町長の言葉が聞かれなかったような気がします。それこそ担当課の文章をそのまま読まれているようで、町長がこんなに苦しい、外されたことで大変だということを通告書にも書いたつもりなんですけれども、町長の生の声が聞こえなかったように私は思います。

それと後期高齢者のことも同じです。制度的にはこういうふうになっているということですが、町長自身が、高齢者がその保険証がなくなるということに対して、町長の考え、これはもう広域の考えですので、国の考えですので、ある程度のことは私も承知していると思いますけれども、こういうことに対して町長個人としてどのように考えておられるのかなということで私は質問したつもりであります。

それと、担当課が資格証明書の発行を抑えるような努力はしていないということですが、これもまた大変なことではないかと思えます。万が一、後期高齢者が1年間払えなくて、その家の75歳以上の方が、保険証がなくなるということに対して、何もその努力をしていない、これから働きかけようとするものもない。万が一、1人だけ外れて払い忘れていたり何かあると思うんですけれども、私は答弁でそのように聞いたと思うんですが、聞き違いでしょうか。

それとインフルエンザのことですけれども、町営診療所でも2,500円の検討をしたいというふうな、値段のことも考えたいというふうなことでした。教育民生委員会の中でもこのインフルエンザのことについては話が出たんですけれども、診療所の立場としては、ワクチンが無駄になる、人数が少なかったり予約がなかったりすると無駄になる可能性があって大変だという話も診療所側の話も聞いています。でも、子供を持つお母さん方に見れば、2人、3人の子供が予防接種をすると、本当は受けたいんだけども受けられないんだということで、3人だと7,500円かかりますよね。そういう児童に対して、あと赤ちゃんたちに対してもそうですし、そして2回受けなければならない。6カ月から小学校まで2回受けなくちゃ効果が出ないんです。中学生は1回でいいんですけれども。そうすると倍かかるわけですよね、1万4,000円、3人だと1万4,000円。定額給付金どころの話ではないと思えます。こういうことに対して町長はどのように考えておられるのかということで再度お願いいたします。

- 議長（阿部栄悦君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。加藤町長。
- 町長（加藤和夫君） まず外出サービスですけれども、先ほど前段に申し上げたように、これは合併する際にですね、両町村に違いがございました。これを統一して八峰町の外出支援サービスを決めましたけれども、その以降ですね、新規にやる人については、この要綱どおり実施をしています。ただ、経過措置の中で、旧八森のをですね、この3年間にわたっては経過措置としてやっていきます。ただ、それ以後、新規にやる人は既に要綱どおりやっているというのが今の実態でございます。その点をまずご理解をしてい

ただきたいと思います。

それから、障害を受けたうんぬんの話ですね、その話はありませんけれども、いずれ我々も皆さんと同じようにこの要綱を決めたこの際の状況からすると、これを遵守する立場にありますので、もしこれに不備があるとすれば、それはそれなりにまた後日検討することになると思いますけれども、現在この要綱に従って、既にこれに基づいてやっている人が多くなっているということをお聞きしたいなと思っています。

それから、町内の病院も、ここのハタハタの町診療所、さらには南病院、それから町営の診療所もございます。それぞれありますけれども、ここの町の診療所も特定の麻酔だけやってるだけでなく、いろんな角度でやっていますので、この町内の3診療所では、それなりの治療もちゃんとできるわけでございますので、そういう意味での話をしたのであって、できるだけ受けなさいということではなくて、そういう病院もありますよということをお聞きしたいなと思っています。

それから、後期高齢者の関係ですけれども、これは私の方の町が独自で決めるんじゃなくて連合で基準を決めるわけでございますので、個人的にどうのこうのじゃなくて、これ全体的にその連合会の基準として全県統一的な基準を決めるということですので、それに沿って我々も運用をしていくことになると思います。それで、先ほど申し上げたように、短期証とかの発行について我々が奨励するようなそういう話はもちろんしていませんし、これから発生するであろう、具体的には今年の8月ですね、頃にならないと発生しないわけですので、それに向かってできるだけ後期高齢者医療の保険料をですね滞納してそういうことにならないように周知をしながら、いろんな状況があれば相談に応じながらいきたいなと思っていますということをお聞きしたいなと思っています。

それから、インフルエンザの関係ですけれども、診療所の場合は町営ですから、確かに議員がおっしゃるとおり接種の仕方、材料がですね、1つで2人分、確か受けるはずなんですけれども、1人より来なかった場合は、半分は無駄になると、こういう内容になっています。したがって、そういうものを加味しながら各医療機関でも料金設定をしているわけでございますけれども、いずれ町営診療所については、今のところ2,500円でやっていますけれども、これを下げることができないかどうかについては、病院側ともいろいろ話をし、当然下げればその分、特別会計の収入が減るわけでございますけれども、そういうものについては私の方でできることであるので、いずれ診療所とも相談をしながら、できるだけ軽減できないか、軽減できる方向でこれは考えていきたいな

と思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（阿部栄悦君） 14番議員、ほかに質問はありませんか。

○14番（見上政子君） ありません。

○議長（阿部栄悦君） これで14番議員の一般質問を終わります。

これで本日の日程は全部終了しました。

これにて散会します。

なお、次回の本会議は3月19日に行いますので、ご参集願います。

本日は御苦労さまでした。

午後 3時10分 散 会

署 名

上記会議の次第を記載し、これに相違ないことを証明するためここに署名する。

八峰町議会議長 阿 部 栄 悦

同 署名議員 10番 鈴 木 一 彦

同 署名議員 11番 柴 田 正 高

同 署名議員 12番 芦 崎 達 美

平成21年3月19日（木曜日）

議事日程第3号

平成21年3月19日（木曜日）午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 議案第58号 平成20年度八峰町一般会計補正予算（第8号）
- 第3 議案第44号 平成21年度八峰町一般会計予算
- 第4 議案第45号 平成21年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計予算
- 第5 議案第46号 平成21年度八峰町老人保健特別会計予算
- 第6 議案第47号 平成21年度八峰町介護保険事業勘定特別会計予算
- 第7 議案第48号 平成21年度八峰町後期高齢者医療特別会計予算
- 第8 議案第49号 平成21年度八峰町沢目財産区特別会計予算
- 第9 議案第50号 平成21年度八峰町営簡易水道事業特別会計予算
- 第10 議案第51号 平成21年度八峰町公共下水道事業特別会計予算
- 第11 議案第52号 平成21年度八峰町農業集落排水事業特別会計予算
- 第12 議案第53号 平成21年度八峰町漁業集落排水事業特別会計予算
- 第13 議案第54号 平成21年度八峰町営診療所特別会計予算
- 第14 議案第25号 公の施設の指定管理者の指定について
- 第15 議案第26号 公の施設の指定管理者の指定について
- 第16 議案第27号 公の施設の指定管理者の指定について
- 第17 議案第28号 公の施設の指定管理者の指定について
- 第18 議案第29号 公の施設の指定管理者の指定について
- 第19 議案第30号 公の施設の指定管理者の指定について
- 第20 議案第55号 八峰町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第21 議案第56号 八峰町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第22 議案第57号 八峰町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第23 議案第59号 八峰町教育委員会委員の任命について

第24 陳情第16号 八峰町営簡易水道の料金の一本化と使用量に応じた割引制度の実施を求める陳情書

第25 陳情第17号 最低賃金の大幅引き上げと、全国一律最低賃金制度確立を国に求める意見書採択を求める陳情書

第26 陳情第18号 後期高齢者医療制度での資格証明書発行の禁止と保険料の減免に関する陳情書

第27 議会運営委員会の閉会中の所掌事務の調査について

第28 常任委員会の閉会中の所管事務調査について

出席議員（16人）

| | | |
|----------|----------|----------|
| 1番 松岡清悦 | 2番 大山義昭 | 3番 石塚正一 |
| 4番 今井一政 | 5番 佐藤克實 | 6番 丸山あつ子 |
| 7番 門脇直樹 | 8番 菊地薫 | 9番 福司憲友 |
| 10番 鈴木一彦 | 11番 柴田正高 | 12番 芦崎達美 |
| 13番 木藤實 | 14番 見上政子 | 15番 須藤正人 |
| 16番 阿部栄悦 | | |

欠席議員（0人）

説明のため出席した者

| | | | |
|------------|-------|--------|-------|
| 町長 | 加藤和夫 | 副町長 | 佐々木正憲 |
| 教育長 | 千葉良一 | 会計課長 | 福司和明 |
| 総務課長 | 嶋津宣美 | 企画財政課長 | 須藤徳雄 |
| 福祉保健課長 | 佐々木充 | 管財課長 | 木村学 |
| 税務課長 | 小林孝一 | 生涯学習課長 | 齊藤英市郎 |
| 産業振興課長 | 武田武 | 農業振興課長 | 米森昭一 |
| 建設課長 | 辻正英 | 幼児保育課長 | 小林慶範 |
| 農業委員会事務局長 | 松森尚文 | 教育次長 | 伊藤進 |
| 学校教育課長 | 伊勢均 | 峰浜公民館長 | 金平嘉孝 |
| 学校給食センター所長 | 加賀谷敏一 | | |

議会事務局職員出席者

議会事務局長 岡田辰雄 書記 齊藤 なつ子

午前10時00分 開 議

○議長（阿部栄悦君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は16名です。

定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

本日の会議は、昨日、議会運営委員会で決定され、皆さんのお手元に配付しております日程表に従って進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、八峰町議会会議規則第117条の規定により、13番木藤 實君、14番見上政子さん、15番須藤正人君の3名を指名します。

日程第2、議案第58号、平成20年度八峰町一般会計補正予算（第8号）を議題とします。

当局の説明を求めます。佐々木副町長。

○副町長（佐々木正憲君） おはようございます。

それでは、議案第58号、平成20年度八峰町一般会計補正予算（第8号）について、提案ご説明申し上げます。

歳入歳出にそれぞれ1億4,253万6,000円を追加しまして、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ69億8,377万9,000円とするものでございます。

なお、第2条の繰越明許費の補正につきましてもご説明申し上げます。

説明に入る前に皆さんに若干その補正の概略について申し上げたいと思います。

今回、補正をお願いしているものは、ご案内のように国の総額2兆円規模の定額給付金に対する財源の確保ができましたので、それに伴う補正と、子育て応援特別手当の関係でございます。

それでは、3ページを開いていただきます。

3ページ、第2表、繰越明許費補正、1、変更、款項補正額、補正後となっております。

2款総務費1項一般管理費、補正前は定額給付金事業として600万2,000円でございます。

した。補正後に1億4,529万8,000円となるものであります。

3款民生費2項児童福祉費、子育て応援特別手当交付事業、補正前が6万2,000円、補正後が330万2,000円となるものでございます。

次に、6ページでございます。2、歳入14款国庫支出金2項国庫補助金1目総務費国庫補助金、補正額1億3,929万6,000円であります。4節定額給付金給付事業交付金1億3,929万6,000円、これは繰越分でございます。詳しい内容につきましては、歳出でご説明申し上げます。2目民生費国庫補助金、補正額324万円、2節児童福祉費補助金324万円、子育て応援特別手当交付金、繰越分です。これも歳出でご説明申し上げます。

7ページ、3、歳出2款総務費1項総務管理費14目定額給付金給付事業費、補正額1億3,929万6,000円、19節負担金補助及び交付金1億3,929万6,000円、これは先ほど申し上げましたように、国の定額給付金に対する関係法令が確立しましたので、生活費等、あるいは政治経済の活性化のために交付するものでございます。

若干申し上げたいと思いますが、八峰町におきましては、対象人数が8,822人でございます。そのうち、いわゆる1万2,000円からまたさらに8,000円プラスされます18歳以下の人数が1,187人、65歳以上が2,992人、世帯数は3,177世帯でございます。

なお、定額給付金については、ご案内のように3月号の広報にも載っております。

なお、3月23日、あるいは24日にですね、申請書と同時に、それぞれの世帯主あてにチラシも同封の予定でございます。そして、第1回目の定額給付金の振り込みは4月16日を予定してございます。

次に、3款民生費2項児童福祉費1目児童福祉総務費、補正額324万円、19節負担金補助及び交付金324万円。これは多子世帯のですね、子供の多くいる世帯の児童の教育費に子育ての負担を軽減するために国の緊急の措置として支給されるものでございます。該当につきましては、平成2年4月2日から平成17年4月1日までの生まれた子供に、第2子以上の子が該当になるわけでございます。八峰町の対象者は、見込みでございますが90名でございます。繰り越しとして324万円でございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（阿部栄悦君） これより議案第58号について質疑を行います。質疑ありませんか。

3番石塚正一君。

○3番（石塚正一君） 給付金についてお伺いしますが、支払いは4月の中旬ごろになると思いますが、いろいろなテレビ等で見ますと、そこの町村のパフォーマンスといいま

すか、非常に町長自ら出前に行ったりして、非常に日本全国にテレビで知れわたって、非常に町のアピールとなるようなところもございますが、八峰町としてはただ振り込みということであって、何かそのパフォーマンス的なものは一つも考えてないのでしょうか。

○議長（阿部栄悦君） ただいまの3番議員の質問に対して答弁を求めます。須藤企画財政課長。

○企画財政課長（須藤徳雄君） 石塚議員のご質問に、私の方からお答えいたします。

テレビで出たというのは、たぶん隣の方の村の話だと思いますけれども、隣というか西目屋さんだと思いますが、八峰町の方では総務省の原則にのっとりた形で交付したいと考えております。

先ほど副町長からお話がありましたけれども、このような形で、今、封をしたものを準備しております。今日可決いただければ、このものを全て郵便局さんの方に持って行って、郵便局の方で振り分けて23日、または24日の日に全戸に配布されると。この中には申請書、それから、これはパンフレットになります。このような形で、裏には記載方法が書いているというものを、これを全戸配布したいと思っております。また、どうしても書けない方、代理の方には代理申請というものも入っていると。このものが各世帯に送付されるということになります。それを今度は書いていただいたものを返信用の封筒の中に入れて、これを出していただくと。それが役場の方に返ってきます。その後、審査をいたしまして、町の方から改めて決定通知書というものをまた送付いたします。その中には、たぶん、たぶんといいますか口座の番号が書いていますので、その口座にいついつに振り込まれますよという内容のもの、または、どうしても口座がない方などについては、窓口での現金になりますので、その方には、いついつに八峰庁舎、または出張所の方で現金を払いますので来てくださいという、そのものを持参して来てくださいというようなものが流れていくということになります。これまで現金でという市町村もあるわけですが、なかなか現金の場合に、例えば職員が2人ずつで個々に回ったとしても、受け取った、受け取らないというような状況があったり、あってはならないような事件もあるということから、なるべく総務省の方では口座振込という形で指導しておりますので、この機会、我々としては、それにのっとりた形でいきたいと。パフォーマンスではなくて、これは八峰商工会と一緒にになった地域振興券、そちらの方で地域を活性化するというふうに考えておりますので、よろしくご理解のほど、お願いい

たします。

以上です。

○議長（阿部栄悦君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） ほかに質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第58号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。したがって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

日程第3、議案第44号、平成21年度八峰町一般会計予算を議題とします。

本案について、予算特別委員長の報告を求めます。菊地予算特別委員長。

○予算特別委員長（菊地 薫君） ご報告いたします。

3月5日の本会議において予算特別委員会に付託となっておりました議案第44号、平成21年度八峰町一般会計予算の審議経過の概要と、その結果についてご報告いたします。

本件については、3月9日・10日・12日・16日及び18日の委員会において慎重に審議いたしました。

その結果、本予算案は賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしましたので、ご報告いたします。

なお、各分科会からの付帯意見がありましたので、後ほど文書にて提出いたします。

○議長（阿部栄悦君） 質疑を省略し、これから討論を行います。討論ありませんか。13番木藤 實君。

○13番（木藤 實君） 13番木藤です。私は、21年度一般会計予算に対し、反対の立場で討論いたします。

10款教育費2項小学校費4目八森小学校費のスクールバスの運行委託料において、事前説明も乏しく、その運行範囲について再度説明をお願いしました。その中で、距離が1.5キロメートル以上とする範囲が説明されました。さらに、これに基づいて地域格差

の生じないよう、峰浜地区においても早急に検討すると、こういうお話でありました。しかし、水沢小地区45人、塙小地区32人の対象児童数であり、地形等を考慮した場合、車両台数、あるいは校門の出入りの改修等、莫大な費用が必要となります。行革で費用削減を訴える中、財政面からも一抹の不安を感じるころであります。よって私は反対といたします。

○議長（阿部栄悦君） ほかに討論ありませんか。14番見上政子さん。

○14番（見上政子君） 私は、健康診断のメタボ特定健診が加算されるということで、この点につきまして反対いたします。

八峰町のがん、それから悪性腫瘍、脳血管疾患、肺炎、これは全県の中でもかなり高いレベルに入っています。能代山本管内でもがんと脳血管、肺炎は、これかなりパーセンテージが増えております。そのためにも今の健診の状態では受診率が下がる一方です。これを少し緩和して、受診率を高め、これが医療費にも繋がっていきます。ぜひこの点について見直しの検討をお願いしたいと思ひまして、これができませんでした。ということで、私は反対をいたします。

○議長（阿部栄悦君） ほかに討論はありませんか。3番石塚正一君。

○3番（石塚正一君） 私は会計に賛成の討論をいたします。

昨日、予算特別委員会において、スクールバスについて問題がございました。それでまず納得がいけないということで、教育長並びにまた町長の出席のもとにおいて、いろいろ質疑、討論いたしました。その中で私は納得をいたしましたので、これについては賛成します。

ただ、また、ふるさと雇用についても以前はちょっと納得がいけないところがございましたが、私自身としていろんな切磋琢磨して調査いたしましたところ、すべて納得いたしましたので、この一般会計には賛成をいたします。

○議長（阿部栄悦君） ほかに討論ありませんか。はい、11番柴田正高君。

○11番（柴田正高君） 97ページの緊急雇用対策費について反対討論をいたします。

先日、全体会で武田課長から出席いただいて説明を受けたわけですが、その中で峰浜地域はJAさんに雇用要請を行ったと。しかしながらお断りされたという説明を受けました。そこで私、JAさんの方に確認をいたしました。町からの要請ですので、当然文書による要請だろうと思ひます。八森基幹支店、それから峰浜基幹支店にお伺いしたら、それは本店の方の、雇用に関しては総務の方だということでしたので、本店の

総務の方に問い合わせを行いました。その結果、町からはそういう要請の文書はいただいておりますと。当然文書をいただけてないわけですから、断るそういう文書も存在しないわけですし、何か武田課長から説明を受けたのと矛盾する点を感じられましたので、この緊急雇用対策費を減額するということを求めたいと思います。

○議長（阿部栄悦君） 休憩いたします。

午前10時21分 休 憩

.....
午前10時22分 再 開

○議長（阿部栄悦君） 休憩前に引き続いて会議を行います。

ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） ほかに討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第44号を採決します。本案に対する委員長の報告は原案可決であります。議案第44号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部栄悦君） 起立多数。したがって、議案第44号は、原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第45号、平成21年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計予算を議題とします。

本案について予算特別委員長の報告を求めます。菊地予算特別委員長。

○予算特別委員長（菊地 薫君） ご報告いたします。

3月5日の本会議において予算特別委員会に付託となっておりました議案第45号、平成21年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計予算の審議経過の概要と、その結果についてご報告いたします。

本件については、3月9日・10日及び18日の委員会において慎重に審議いたしました。

その結果、本予算案は賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ご報告いたします。

○議長（阿部栄悦君） 質疑を省略し、討論を行います。討論ありませんか。14番見上政子さん。

○14番（見上政子君） 私は、医療給付費分、現年課税分が前年度と比較して6,256万1,

000円ふえております。そして1人当たりの保険税の見込み額が8万8,761円、これは前年度と比べると4万8,848円でしたので、もうかなり、倍近くこれが、見込み額が増えております。これから暫定ですので幾らか下がると思うんですが、19年度は6万3,000円、これと比較しますと今年度の見込み額が非常に多くなっているというのは、88%の収納率、高くなるごとに収納率が下がり、これはまた減免申請をしてもこれは却下、ほとんどが却下され、その理由というのは同意書を求める、まず現金の通帳の残高があるかないか、通帳に幾ら残っているか、家族の通帳に幾らあるか、その同意書だけを先に求める、こういうやり方では、ますます滞納が増えていくと私は心配をしております。こういう点で私は反対をいたします。

○議長（阿部栄悦君） ほかに討論ありませんか。1番松岡清悦君。

○1番（松岡清悦君） 賛成の立場で討論をいたします。

確かに今、見上議員がおっしゃるように、当初では約8,000万円弱の財源不足が表面化しております。この国民健康保険特別会計に関しては、医療制度そのものに大きな問題があるわけで、今後、それも先日の、町長は改革に向けて一生懸命頑張るという心強い一言がございました。それから、実際は6月に税が確定した時点で正確な税が確定するわけで、現時点のものがすべて新年度予算にそのままいくというわけではないと思います。先日の運営協議会の中でも、そうした危惧は委員の皆さんからも出ましたが、当初の予定では財源不足の半分くらいは何とかクリアできるのかなど。これは繰越金なり予備費、これの充当があります。さらには9.3%という収納率のペナルティーラインを割って心配をしておりましたが、実は滞納繰越分の収納率を25%以上、これ職員一生懸命頑張ったと思います。25%をクリアして、これは逆に御褒美としてペナルティーを緩和されました。こうした努力も見えますので、6月に頑張っ、何とかもう少し税の上げるのを抑えようということで今回は当初予算に賛成をしたいと思います。

○議長（阿部栄悦君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） ほかに討論がないようですので、討論を終わります。

これから議案第45号を採決します。本案に対する委員長報告は原案可決であります。議案第45号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部栄悦君） 起立多数。したがって、議案第45号は原案のとおり可決されまし

た。

日程第5、議案第46号、平成21年度八峰町老人保健特別会計予算を議題とします。

本案について予算特別委員長の報告を求めます。菊地予算特別委員長。

○予算特別委員長（菊地 薫君） ご報告いたします。

3月5日の本会議において予算特別委員会に付託となっておりました議案第46号、平成21年度八峰町老人保健特別会計予算の審議経過の概要と、その結果についてご報告いたします。

本件については、3月9日・10日及び18日の委員会において慎重に審議いたしました。その結果、本予算案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しましたのでご報告いたします。

○議長（阿部栄悦君） 質疑を省略し、討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 討論がないようですので、討論を終わります。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。お諮りします。議案第46号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。したがって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第47号、平成21年度八峰町介護保険事業勘定特別会計予算を議題とします。

本案について予算特別委員長の報告を求めます。菊地予算特別委員長。

○予算特別委員長（菊地 薫君） ご報告いたします。

3月5日の本会議において予算特別委員会に付託となっておりました議案第47号、平成21年度八峰町介護保険事業勘定特別会計予算の審議経過の概要と、その結果についてご報告いたします。

本件については、3月9日・10日及び18日の委員会において慎重に審議いたしました。その結果、本予算案は、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定しましたのでご報告いたします。

○議長（阿部栄悦君） 質疑を省略し、討論を行います。討論ありませんか。14番見上政子さん。

○14番（見上政子君） 私は、介護保険の中の外出支援サービス事業委託料のところについて反対の討論をいたします。

この委託料240万円、経費として落ちることになっていますが、半分は自己負担であります。それで、一般質問でも行いましたけれども、これを利用していた人たちが22名却下されました。4月から。それで1名は施設に入るということで、この事業としては本当にほんの少しのお金、経費を出すことによって、本当にサービスを受けるか受けな
いか、これ本当に天国と地獄であります。本人にとっては。こういうふうな辛い思いをさせないような介護のサービスを行うべきではないかと思えます。そういうことで私は反対をいたします。

○議長（阿部栄悦君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） ほかに討論がないようですので、討論を終わります。

これから議案第47号を採決します。本案に対する委員長の報告は原案可決であります。議案第47号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部栄悦君） 起立多数。したがって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第48号、平成21年度八峰町後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。

本案について予算特別委員長の報告を求めます。菊地予算特別委員長。

○予算特別委員長（菊地 薫君） ご報告いたします。

3月5日の本会議において予算特別委員会に付託となっておりました議案第48号、平成21年度八峰町後期高齢者医療特別会計予算の審議経過の概要と、その結果についてご報告いたします。

本件については、3月10日・12日及び18日の委員会において慎重に審議いたしました。その結果、本予算案は、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定しましたのでご報告いたします。

○議長（阿部栄悦君） 質疑を省略し、討論を行います。討論ありませんか。14番見上政子さん。

○14番（見上政子君） この後期高齢者医療制度が始まってから普通徴収の人たちが当

初から未納者が出ております。それで、1年未納すると短期証明書、あと資格証明書が発行されるんですが、75歳以上の資格証明者というのは、本当はあってはいけないことだと思います。今まで老人保健の中では資格証明書というものはありませんでした。これが後期高齢者で納めてない人から資格証明書が発行される。これがもう当初から人数が累計で増えてきていますので、当然発行されてくる人が出てきます。それに対して町としてはどのような処置をするのかということに対して、何もしませんということでした。これは本当に広域の仕事であるにしても、国の制度であるにしても、それを不足のところを補うのが町の仕事だと思います。それに対して何もしない。1万5,000円以下の方から800円のお金をもらってくるのに、例えばいろんな通知がいつてると思うんですけども、80歳以上の高齢者夫婦の場合は、通知がきても何の通知かわからないというのがほとんどの高齢者夫婦だと思います。先日も19日まで納付しないと保険証取り上げるよ、保険証いきませんよというふうな通知がいったのに、何の通知かさっぱりわからないで私のところに来ました。例えばそういうふうには、ことはもうたくさん出てくると思います。これに対して、やはり国は当初から未納が出た時点からやっぱりこれは一人一人に対して対応しなくてはならないということが最近出ております。これに対して町は何もしない。これは本当に後期高齢者の一番の恐ろしい悪い点だと思います。こういう点で、こういう制度である以上は、本当に私は反対を続けていきたいと思います。反対します。

○議長（阿部栄悦君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） ほかに討論がないようですので、討論を終わります。

これから議案第48号を採決します。本案に対する委員長の報告は原案可決であります。議案第48号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部栄悦君） 起立多数。したがって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第49号、平成21年度八峰町沢目財産区特別会計予算、日程第9、議案第50号、平成21年度八峰町営簡易水道事業特別会計予算、日程第10、議案第51号、平成21年度八峰町公共下水道事業特別会計予算、日程第11、議案第52号、平成21年度八峰町農業集落排水事業特別会計予算、日程第12、議案第53号、平成21年度八峰町漁業集落排

水事業特別会計予算、日程第13、議案第54号、平成21年度八峰町営診療所特別会計予算の6議案を一括して議題とします。

本案について予算特別委員長の報告を求めます。菊地予算特別委員長。

○予算特別委員長（菊地 薫君） ご報告いたします。

3月5日の本会議において予算特別委員会に付託となっておりました議案第49号、平成21年度八峰町沢目財産区特別会計予算、議案第50号、平成21年度八峰町営簡易水道事業特別会計予算、議案第51号、平成21年度八峰町公共下水道事業特別会計予算、議案第52号、平成21年度八峰町農業集落排水事業特別会計予算、議案第53号、平成21年度八峰町漁業集落排水事業特別会計予算、議案第54号、平成21年度八峰町営診療所特別会計予算の審議経過の概要と、その結果についてご報告いたします。

本6議案の各特別会計予算については、3月9日・10日・12日及び18日の委員会において慎重に審議いたしました。その結果、本予算案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しましたのでご報告いたします。

○議長（阿部栄悦君） 質疑を省略し、討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これから議案第49号から議案第54号まで6議案を一括して採決します。本案に対する委員長の報告は原案可決であります。お諮りします。議案第49号から議案第54号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。したがって、議案第49号から議案第54号の6議案は原案のとおり可決されました。

日程第14、議案第25号、公の施設の指定管理者の指定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。嶋津総務課長。

○総務課長（嶋津宣美君） 議案第25号について説明いたします。

公の施設の指定管理者の指定についてであります。

八峰町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の規定により、別紙のとおり生活改善センター等集会施設の指定管理者を指定するものであります。

提案理由ですけれども、生活改善センター等集会施設の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

次のページをお開きください。

別紙のとおり、町内の町がつくった施設15施設について、18年の指定管理から期限である3年が終わりましたので、この15施設について新年度より5年間、指定管理をするという内容でございます。

よろしく願いいたします。

○議長（阿部栄悦君） これより議案第25号について質疑を行います。質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 討論がないようですので、討論を終わります。5番。

○5番（佐藤克實君） 今議案の当該者でありますので、この議案が議了するまで退席したいと思っておりますけれども、よろしく願いします。

○議長（阿部栄悦君） ただいま5番議員より退席の申し出がありましたので、これを許可いたします。10番。

○10番（鈴木一彦君） 同じように関連ありますので退席いたします。

○議長（阿部栄悦君） ただいま10番より退席の申し出がありましたので、これを許可します。

（5番 佐藤克實君、10番 鈴木一彦君 退席）

○議長（阿部栄悦君） これより議案第25号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。したがって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

休憩いたします。

午前10時48分 休 憩

.....
午前10時53分 再 開

○議長（阿部栄悦君） 休憩前に引き続いて会議を開きます。

日程第15、議案第26号、公の施設の指定管理者の指定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。佐々木福祉保健課長。

- 福祉保健課長（佐々木充君） 議案第26号、公の施設の指定管理者の指定について、ご説明いたします。

八峰町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の規定により、次のとおり八峰町高齢者多目的集会施設の指定管理者を指定する。

1、指定管理者となる団体の所在地及び名称。八峰町八森字家の後6番地4、社会福祉法人八峰町社会福祉協議会会長菊地純一郎。

2、指定の期間。平成21年4月1日から平成26年3月31日まで。

平成21年3月5日提出 八峰町長 加藤和夫

提案理由でございます。

八峰町高齢者多目的集会施設の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

なお、高齢者多目的集会施設なんですけれども、所在は八峰町峰浜水沢字稻荷堂後116番地の1、通称、はつらつ苑と呼ばれている施設です。

以上、よろしく申し上げます。

- 議長（阿部栄悦君） これより議案第26号について質疑を行います。質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（阿部栄悦君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（阿部栄悦君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第26号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。したがって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

日程第16、議案第27号、公の施設の指定管理者の指定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。米森農業振興課長。

- 農業振興課長（米森昭一君） 議案第27号、公の施設の指定管理者の指定についてご説

明申し上げます。

八峰町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の規定により、次のとおり野菜集出荷施設の指定管理者を指定するものです。

指定管理者となる団体の所在地及び名称は、山本郡三種町鹿渡字町後270番地、秋田やまもと農業協同組合代表理事組合長米森萬壽美です。

指定の期間は、平成21年4月1日から平成26年3月31日までの5年間であります。

平成21年3月5日提出 八峰町長 加藤和夫

提案理由でありますけれども、野菜集出荷施設の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでありますので、よろしくお願いいたします。

○議長（阿部栄悦君） これより議案第27号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第27号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。したがって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

日程第17、議案第28号、公の施設の指定管理者の指定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。米森農業振興課長。

○農業振興課長（米森昭一君） 議案第28号についてご説明申し上げます。

同じく、公の施設の指定管理者の指定についてでございます。

八峰町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の規定により、次のとおり産地直売施設おらほの館の指定管理者を指定するものであります。

指定管理者となる団体の所在地及び名称は、八峰町峰浜沼田字ホンコ谷地147番地6、峰浜産地形成促進施設利用組合 組合長 後藤幸雄であります。

指定の期間は、平成21年4月1日から平成26年3月31日までの5年間であります。

平成21年3月5日提出 八峰町長 加藤和夫

提案の理由でありますけれども、産地直売施設おらほの館の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでありますので、よろしくお願いたします。

○議長（阿部栄悦君） これより議案第28号について質疑を行います。質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第28号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。したがって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

日程第18、議案第29号、公の施設の指定管理者の指定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。武田産業振興課長。

○産業振興課長（武田 武君） 議案第29号、公の施設の指定管理者の指定について。

八峰町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の規定により、次のとおり八峰町峰浜商工会館の指定管理者を指定するものでございます。

指定管理者となる団体の所在地及び名称でございます。八峰町八森字中浜41番地3、白神八峰商工会 会長 大森三四郎。

指定の期間は、平成21年4月1日から平成26年3月31日までの5年間であります。

提案理由。八峰町峰浜商工会館の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。よろしくお願いたします。

○議長（阿部栄悦君） これより議案第29号について質疑を行います。質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部栄悦君) 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第29号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部栄悦君) 異議なしと認めます。したがって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

日程第19、議案第30号、公の施設の指定管理者の指定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。武田産業振興課長。

○産業振興課長(武田 武君) 議案第30号、公の施設の指定管理者の指定について。

八峰町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の規定により、次のとおりハタハタ館の指定管理者を指定するものです。

指定管理者となる団体の所在地及び名称でございます。八峰町八森字御所の台51番地、ハタハタの里観光事業株式会社 代表取締役 加藤和夫。

指定の期間でございます。平成21年4月1日から平成26年3月31日まで。

提案の理由。ハタハタ館の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長(阿部栄悦君) これより議案第30号について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部栄悦君) 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部栄悦君) 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第30号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部栄悦君) 異議なしと認めます。したがって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

日程第20、議案第55号、八峰町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

当局の説明を求めます。加藤町長。

- 町長（加藤和夫君） 議案第55号、八峰町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを説明いたします。

八峰町固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

住所は、八峰町峰浜水沢字三ツ森カッチキ台1番地4、氏名は、銭谷芳美。昭和9年11月26日生まれ。

提案理由ですけれども、八峰町固定資産評価審査委員の銭谷芳美氏が平成21年5月16日で任期満了となることから、引き続き委員をお願いするものでございますので、議会の同意をよろしくお願いします。

- 議長（阿部栄悦君） これより議案第55号について質疑を行います。質疑ありませんか。
1番松岡清悦君。

- 1番（松岡清悦君） 私の親戚関係に関する案件でありますので退席します。

- 議長（阿部栄悦君） 1番松岡清悦君の退席を認めます。

（1番 松岡清悦君 退席）

- 議長（阿部栄悦君） 質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（阿部栄悦君） ほかに質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（阿部栄悦君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第55号を採決します。お諮りします。本案について同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。したがって、議案第55号は同意することに決定しました。

（1番 松岡清悦君 着席）

- 議長（阿部栄悦君） 日程第21、議案第56号、八峰町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

当局の説明を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 議案第56号、八峰町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを説明いたします。

八峰町固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

住所、八峰町八森字八森275番地、氏名、神垣睦廣。昭和15年12月18日生まれ。

提案理由ですけれども、八峰町固定資産評価審査委員会委員の神垣睦廣氏が平成21年5月16日で任期満了となることから、引き続き委員をお願いするものでございます。

よろしく申し上げます。

○議長（阿部栄悦君） これより議案第56号について質疑を行います。質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第56号を採決します。お諮りします。本案について同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。したがって、議案第56号は同意することに決定しました。

日程第22、議案第57号、八峰町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

当局の説明を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 議案第57号、八峰町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを説明いたします。

八峰町固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

住所、八峰町峰浜埜字豊後長根125番地、氏名、水木博。昭和13年12月29日生まれ。

提案理由ですけれども、八峰町固定資産評価審査委員会委員の水木博氏が平成21年5月16日で任期満了となることから、引き続き委員をお願いするものであります。

よろしく申し上げます。

○議長（阿部栄悦君） これより議案第57号について質疑を行います。質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第57号を採決します。お諮りします。本案について同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。したがって、議案第57号は同意することに決定しました。

日程第23、議案第59号、八峰町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

当局の説明を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 議案第59号、八峰町教育委員会委員の任命についてを説明いたします。

八峰町教育委員会委員に次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

住所、八峰町八森字立石23番地、氏名、山内安久。昭和15年3月7日生まれ。

提案理由ですけれども、八峰町教育委員会委員の奈良成夫氏が平成21年5月16日で任期満了となることから、新たに八峰町教育委員会委員に任命するものであります。

提案しております山内安久氏は、能代高校を卒業、大阪外語大学卒業後、日本通信美術学園研修部夜間講師として勤務されました。大阪在住中にクボタ宣伝研究所のコピーライター養成講座を修了し、広告製作を研鑽されておりましたが、昭和42年に父の急死により帰郷し、製材業に入り、現在、木肌のぬくもり社を経営しております。大変芸術センスにすぐれた方で、水墨画をはじめ詩作等、幅広く創作活動に取り組んでおられます。皆さんの記憶に新しい活躍では、新生八森小学校校歌の作詞者であり、斬新で心あたたまる校歌を作詞してくださいました。また、山内氏は大変温厚な方であり、観海小学校閉校記念事業実行副委員長を務めるなど地域における信頼感は絶大なものがあります。このような山内安久氏の人柄は、今後より一層地域に密着し、開かれた教育委員会を構築する上で、教育委員として最適任と考え提案するものでありますので、ご同意方

よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（阿部栄悦君） これより議案第59号について質疑を行います。質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

お諮りします。この採決は、無記名投票で行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。

議場の出入口を閉鎖いたします。

（議場閉鎖）

○議長（阿部栄悦君） ただいまの在席議員数は議長を含めて16名です。

次に、立会人を指名します。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に1番松岡清悦君、2番大山義昭君、3番石塚正一君の3名を指名します。

念のために申し上げます。本案に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載願います。

投票用紙を配付いたします。

（投票用紙配付）

○議長（阿部栄悦君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 投票用紙の配付漏れはなしと認めます。

投票箱の点検を行います。

（投票箱点検）

○議長（阿部栄悦君） 異状なしと認めます。

次に、投票を開始いたします。1番から順に投票をお願いいたします。

（投票）

○議長（阿部栄悦君） 投票漏れはございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 投票漏れはないものと認めます。

投票を終了いたします

開票をいたします。先ほど立会人に指名した3名の方は、開票の立ち会いをお願いい

たします。

(開 票)

○議長（阿部栄悦君） 投票の結果を報告します。

投票総数15票、有効投票15票、無効投票はありません。有効投票のうち、賛成14票、反対1票。

以上のおりであります。したがって、議案第59号は原案のおり同意することに決定いたしました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○議長（阿部栄悦君） 4番今井一政君。

○4番（今井一政君） 次の陳情については、私個人に関わる案件でありますので、退席させていただきます。

○議長（阿部栄悦君） ただいま4番議員今井一政君から退席の申し出がありましたので、これを許可いたします。

(4番 今井一政君 退席)

○議長（阿部栄悦君） 日程第24、陳情第16号、八峰町営簡易水道の料金の一本化と使用量に応じた割引制度の実施を求める陳情書を議題とします。

本陳情書に関する審査の経緯と結果について、産業建設常任副委員長の報告を求めます。門脇産業建設常任副委員長。

○産業建設常任副委員長（門脇直樹君） ご報告いたします。

平成20年12月議会定例会において産業建設常任委員会に付託となった峰浜菌床しいたけ生産部会部から提出されていた陳情第16号、八峰町営簡易水道の料金の一本化と使用量に応じた割引制度の実施を求める陳情書について、その審査の経緯と結果についてご報告いたします。

去る2月23日、委員全員出席のもとに会議を開催し、慎重に審査をいたしました。

ご承知のおり町内の水道料金につきましては、旧八森町と旧峰浜村との合併協議の際の懸案事項として統一されないまま現在に至っているように、大変大きな、しかもデリケートな問題であります。このことから、料金の一本化については、下水道施設の完成を待つなどして、上水道、下水道、双方の一本化を図るべきであり、町民のコンセンサスを得るには、もう少し時間をかけて議論すべき課題であるとの意見が多く出されま

した。

また、使用量に応じた割引制度の導入についてであります。ご承知のように菌床シイタケ栽培は、生産農家の努力が実り、当町における主要産業の一つに成長しておりますが、地下水利用者とのバランスや水道事業の独立採算性の確保並びに他産業との公平性の確保の観点から、特定の業種への支援になるこの制度は導入すべきでなく、あくまでも農業振興は別の角度から図るべきであるとの意見が多く占めたところであり、したがって、陳情第16号については賛成少数で不採択とすべきものと決定しましたので、ご報告いたします。

○議長（阿部栄悦君） ただいまの産業建設常任副委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。9番福司憲友君。

○9番（福司憲友君） 私は、これについて反対する立場から討論をいたします。

八森地区とですね、峰浜地区の水道の一本化というのは、これから審議されていくわけですが、これから水道組合のですねいろんな利益といいますか収入を考えますとですね、やはり大量に水を使う人には、シイタケだけじゃなくてですね、何らかのやっぱり割引をしていくこともですね考えていくべきだと私は思いますので、これについて私は反対をいたします。

以上です。

○議長（阿部栄悦君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） ほかに討論がないようですので、討論を終わります。

これより陳情第16号を採決します。この採決は起立によって行います。ただいまの副委員長の報告は、不採択とすべきものとの報告であります。本案について、副委員長の報告のとおり不採択とすることに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部栄悦君） 起立多数であります。したがって、陳情第16号は不採択とすることに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

午前 11 時 29 分 休 憩

午前 11 時 34 分 再 開

○議長（阿部栄悦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第25、陳情第17号、最低賃金の大幅引き上げと、全国一律最低賃金制度確立を国に求める意見書採択を求める陳情書を議題とします。

お諮りします。本案は会議規則第91条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。したがって、陳情第17号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。討論ありませんか。14番見上政子さん。

○14番（見上政子君） 私は、この陳情書に対して賛成の討論を行います。

最低賃金制は秋田県の中でも629円と若干は値上がりしたんですけれども、それでもまだまだ若者にとっては自立できる生活費ではありません。また、今、中央の方ではリストラにあいましてワーキングプアが非常に多く生まれております。それは地方も今、同じような波がうねってきております。だからといってこの最低賃金、景気が悪いからということで最低賃金制を、全国の最低賃金制を認めないとすれば、ますます若者が中央に流出して行って、本当に八峰町には若者が少なくなってしまう。今、中小の企業も大変なのはわかりますけれども、やはり本当にどこの家庭でも若者が近くに、また遠くにおると思うんですが、今、若者の生活は本当に大変な状態になっております。これをやっぱり切り開いて、若者に自立できる生活をしてもらうよう、全国一律最低賃金制度の確立を私は求めます。皆様のご協力をお願いしたいと思います。

○議長（阿部栄悦君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） ほかに討論がないようですので、討論を終わります。

これより陳情第17号について採決します。この採決は起立で行います。陳情第17号を採択することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部栄悦君） 起立少数。したがって、陳情第17号は不採択とすることに決定い

たしました。

日程第26、陳情第18号、後期高齢者医療制度での資格証明書発行の禁止と保険料の減免に関する陳情書を議題とします。

お諮りします。本案は、会議規則第91条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部栄悦君) 異議なしと認めます。したがって、陳情第18号は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。討論ありませんか。14番見上政子さん。

○14番(見上政子君) 私は、この後期高齢者医療制度での資格証明書の発行の禁止と保険料の減免に関する陳情書、これに対して賛成の討論を行います。

この資格証明書の発行というのは、普通徴収から生まれてくるものだと思います。普通徴収というのは1万5,000円以下の最低の年金をもらっている人たち、この人たちが払えないということで保険証がいかない、これは公平性というものではないと思います。やはり大変な人を見守る、そして援助する、これが福祉だと思います。これが月800円のお金が払えないからということで保険証を取り上げる、こういう本当残酷な、今まで老人保健法で守られていた高齢者の方々が、この後期高齢者医療制度によって、こういう状態に陥る、こういうことが本当にあってはならない。これは今、国の方でも徐々に自覚をしてきているところであると思います。私はこういう点でも、ぜひこの議会の中でこれを、陳情書を皆さんから賛同いただいて、三種町ではこの陳情書に賛成したそうですので、どうか皆さんのご協力をよろしくお願いしたいと思います。

○議長(阿部栄悦君) ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部栄悦君) ほかに討論がないようですので、これで討論を終わります。

これより陳情第18号について採決します。この採決は起立で行います。陳情第18号を採択することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(阿部栄悦君) 起立少数。したがって、陳情第18号は不採択とすることに決定いたしました。

日程第27、議会運営委員会の閉会中の所掌事務の調査についてを議題とします。

議会運営委員長から所掌事務のうち、会議規則第74条の規定により、次期議会の会期、日程等、議会の運営に関する事項等について閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部栄悦君) 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第28、常任委員会の閉会中の所管事務の調査についてを議題とします。

各常任委員長から所管事務のうち、会議規則第74条の規定により閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。各常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部栄悦君) 異議なしと認めます。したがって、各常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

これで本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

これをもって平成21年3月八峰町議会定例会を閉会いたします。

ご協力ありがとうございました。

午前11時43分 閉 会

署 名

上記会議の次第を記載し、これに相違ないことを証明するためここに署名する。

八峰町議会議長 阿 部 栄 悦

同 署名議員 13番 木 藤 實

同 署名議員 14番 見 上 政 子

同 署名議員 15番 須 藤 正 人